

教員の働き方改革の推進について

令和 4 年 3 月

全国都道府県教育長協議会第 3 部会

目 次

1	1 年単位の変形労働時間制・上限 4 5 時間の遵守に向けた取組について	1
	I 調査研究の趣旨	2
	II 調査概要	3
	III 調査結果	4
	IV 調査のまとめ	5 6
	V 調査票	6 0
2	部活動改革の取組について	6 6
	I 調査研究の趣旨	6 7
	II 調査概要	6 8
	III 調査結果	6 9
	IV 調査のまとめ	1 1 0
	V 調査票	1 1 6
3	全国都道府県教育長協議会第 3 部会構成員名簿	1 2 5

1 1 年単位の変形労働時間制・ 上限 45 時間の遵守に向けた 取組について

I 調査研究の趣旨

我が国の学校教育は、高い意欲や能力をもった教員の努力や取組によって支えられ、これまで大きな蓄積と高い成果を上げてきたが、近年、教員の長時間勤務の実態が明らかになっていく中で、我が国の学校教育は今後持続可能かどうかの岐路に立たされている。我が国の学校教育の高い成果は、志ある教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであり、このままでは我が国の学校教育は今後も持続可能であるとは言えないと言っても過言ではない。

子供のためであれば長時間勤務も良しとするという働き方は、教員という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で、教員が疲弊していくのであれば、それは子供のためにはならない。また、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなり、学校教育の水準の低下を招くおそれもある。改めて言うまでもなく、教員の働き方についての意識改革が急務なのである。

学校における働き方改革の目的は、教員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教員が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教員としての自信と誇りを持って子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることである。

文部科学省においては、学校における働き方改革を推進するため、平成31年1月25日の中央教育審議会の答申を受け「学校における働き方改革推進本部」を設置し、様々な取組を進めてきた。

また、令和元年12月には、働き方改革を総合的に進めるための一つの選択肢として、各地方公共団体の判断により公立学校の教育職員における1年単位の変形労働時間制を導入できるよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正されたところである。

本調査は、このような教育職員の働き方改革が進められる状況の中、教育職員の1年単位の変形労働時間制に焦点を当て、各都道府県における「1年単位の変形労働時間制」の導入・検討状況や「上限45時間遵守に向けた対策」の実施状況について把握し、考察することで、各都道府県における働き方改革に関する施策・事業の検討等に役立てるとともに、国への提案・要望に資するために行うものである。

Ⅱ 調査概要

1 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

2 調査期間

令和3年8月6日～令和3年9月10日

3 調査票

別紙のとおり

4 調査内容

- ・1年単位の変形労働時間制の導入について
- ・上限45時間の遵守に向けた取り組みについて

5 研究担当県

山梨県、佐賀県

Ⅲ 調査結果

1 1年単位の変形労働時間制の導入について

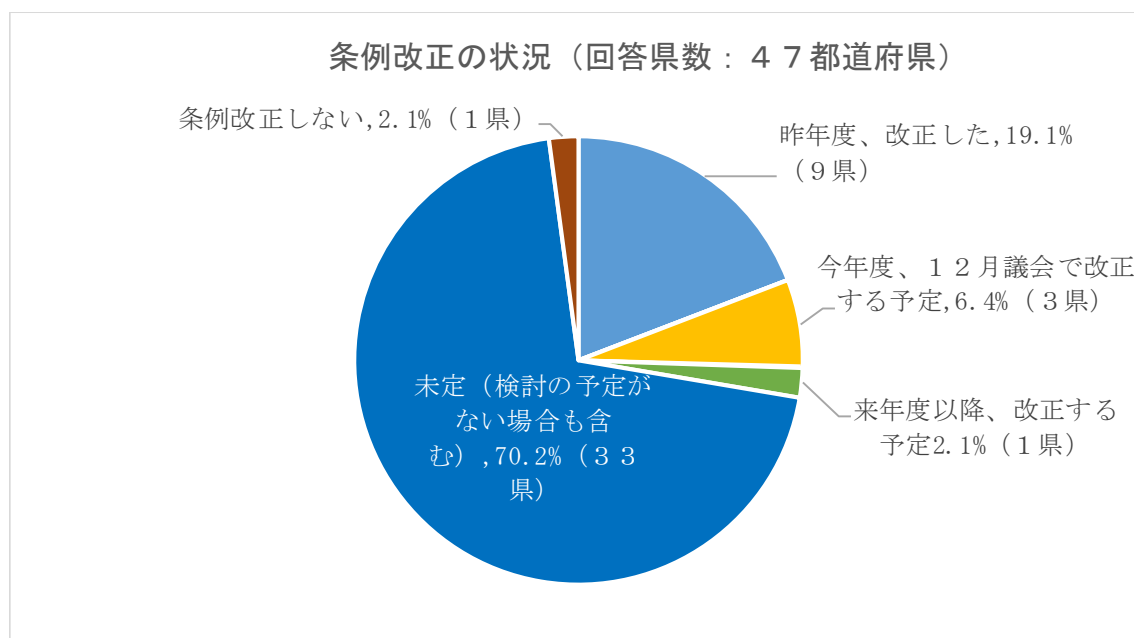
(1) 1年単位の変形労働時間制の条例改正の状況について

都道府県の1年単位の変形労働時間制導入に関する条例の改正状況について調査したところ、「昨年度（令和2年度）、改正した」と回答した県は9県であった。また、「今年度（令和3年度）、12月議会で改正する予定」と答えた県は3県、「来年度（令和4年度）以降、改正する予定」と答えた県は1県と条例改正があまり進んでいなかった。

条例改正が進まない理由としては、時間外在校等時間の上限を導入条件の範囲内とすることをまずは取り組む必要があると考えている県が多くみられた。

問1 (1)

貴教育委員会では、教育職員における1年単位の変形労働時間制導入のために条例を改正しましたか。



「⑦未定（検討の予定がない場合も含む）」または「⑧条例改正をしない」を選択した場合、その理由を記述してください。

都道府県名	回答
青森県	1年単位の変形労働時間制の導入に当たっては、文科省の指針における時間外勤務時間の上限を遵守するなど前提条件を満たす必要があるため、まずは働き方改革プランの取組を推進し、時間外勤務時間の縮減を図ることとしている。
岩手県	長時間勤務による教職員の負担を軽減するためには、まずは本県教育委員会で策定した「岩手県教職員働き方改革プラン」に掲げる取組を着実に推進していくことが最優先と考えているため。
宮城県	時間外在校等時間を上限時間内にする必要がある。年次有給休暇の取得率が6割弱であるなどの課題があるため。
秋田県	今のところ県立学校において導入予定はなく、市町村教育委員会においても導入希望がないため。
山形県	上限4.5時間を遵守できる環境を整備することが先と考える。
福島県	制度導入の前提となる、教育職員の在校等時間が、指針に定める上限時間（月42時間、年320時間）の範囲内とすることが、まだ達成されていないため。
茨城県	令和2年度に検討していたが、業務改善にはつながらないと判断し、導入は未定となった。
栃木県	教員の長時間勤務の是正に向けた業務改善や部活動指導の負担軽減等に取り組んだ後に検討することとしているため。
群馬県	省令等で示されている服務監督教育委員会等が講ずべき措置（勤務実態把握、業務量の縮減等）等について、現在、在校等時間の全校調査など、実態把握を進めている段階である。制度導入の検討に際しては、市町村立学校を含めた勤務等の実態、長期休業期間中の業務改善状況や各学校のニーズ等を踏まえ、関係機関等と協議を行っていく。
埼玉県	現状で第一に取り組むべきは、働き方改革の一層の推進により全教職員の時間外在校等時間を縮減することだが、適用の前提となる時間外「在校等時間」の上限時間が、現状では大幅に超過している状況であるため。
東京都	区市町村教育委員会や都立学校長の意向等を踏まえつつ、検討していく。
神奈川県	制度の導入に当たっては、今後、新型コロナウイルス感染症の対応への見通しがある程度立てられる段階で、国が示した制度導入の要件への適合、市町村教育委員会等の意見を踏まえて検討していく。
新潟県	変形労働時間制の導入については、夏休み中における教職員の休暇取得促進の面では一定の効果があると思われる一方で、実質的な勤務時間が変わらないことから、教職員の負担軽減につながるか検討が必要であるため。
富山県	教員の長時間勤務の状況が相当程度改善された段階で、他県の状況を踏まえるとともに、県議会等での議論、市町村教育委員会の意見を踏まえながら検討する必要があるため

石川県	時期も含めて検討中
福井県	R2 年度の超過勤務実態において導入条件である勤務時間の上限の達成のめどが立たないことに加え、長期休業中に一斉に休みを設定することが困難であるため。
山梨県	長時間勤務の解消を目指しつつ、他都道府県の状況をみながら導入を検討中。
長野県	教員職員の働き方改革につながるか研究しているところ。
岐阜県	問 2 のような課題があるため
静岡県	「選択的に導入できる」制度であり、市町教育委員会及び県立学校の意向を確認した上で対応することとしているため。（今年度、意向調査を実施）
愛知県	改正時期を検討中
滋賀県	教育職員の超過勤務の状況から制度活用の可能性を検討し、条例化を判断する。
京都府	国会の附帯決議を踏まえた省令や指針に盛り込まれた制度導入の前提となる条件をクリアすることは簡単ではない。一方で、休日のまとめ取りの実施については、学校における働き方改革を総合的に進め、効果あるものにするための有効な選択肢の一つであるとの認識である。学校や市町教育委員会がこの制度の導入を希望される場合に、円滑導入できるよう条件整備をするのが法に定める都道府県の役割であることから、制度を導入した場合の課題の洗い出しなど、研究を行っていく。
大阪府	府教育庁としては、ニーズ等を見極め必要に応じて対応を検討することとしているため。
鳥取県	新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、導入の前提となる上限方針の遵守の状況を見つつ検討中。
島根県	改正の前提条件となる長時間勤務是正に取り組んでいるところであり、今後その状況や学校現場の意見等も踏まえ改正の可否を検討していく予定。
岡山県	時間外在校等時間が 45 時間を超える学校が多く、制度として活用できる状況でないため。
広島県	時期は未定だが、条例整備を行う予定で検討中。
福岡県	昨年度の新型コロナウイルスの休校期間等の影響により、通常時の在校等時間把握が困難であるため、他都道府県の状況を踏まえ検討中である。
佐賀県	今のところ県内の学校や市町教育委員会からの要望が無いため。
長崎県	教職員の勤務状況及び他県の状況をみて判断するため。（県立） 制度の導入に当たっての前提条件として、「対象となる教職員の在校等時間に関し、指針に定める上限時間（42 時間/月、320 時間/年等）の範囲内であること」等があることから、まずは、指針に定める上限時間の範囲内での労働時間を達成できるよう取り組んでいく。（市町立）
熊本県	他県の状況を見ながら条例改正の時期を検討中
宮崎県	導入に向けての内容を研究中のため
沖縄県	教員の長時間勤務を改善することを優先させる必要があると考えているため。

(2) 条例改正に向けた対応について

条例改正をした（予定も含む）都道府県の多くが、職員団体（組合等）に対し、複数回、個別の交渉や説明会等を実施していた。

また、多くの都道府県が、地教委や学校から理解を得るために、説明会の開催やパンフレットの作成、校長会での周知等を行っていた。

問 1 (2)

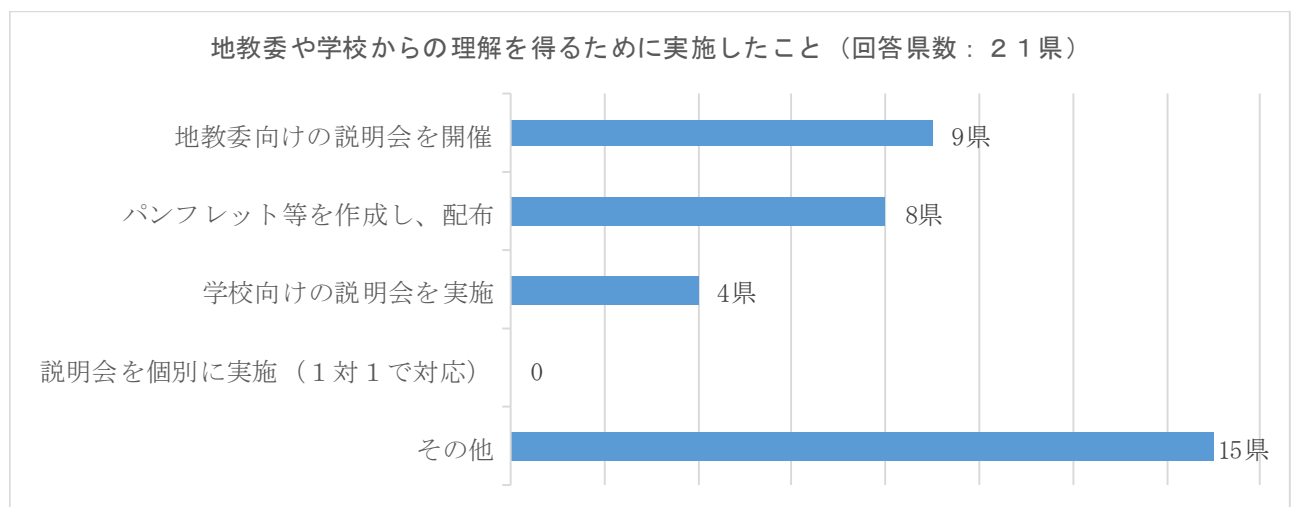
職員団体（組合等）への対応は、どのような手順、頻度で行いましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）〈自由記述〉

都道府県名	回答
北海道	令和2年4定道議会で条例を制定。条例制定に伴い職員団体と交渉（1回目）。条例制定後、各種規定（人事委員会規則改正、実施要領等の策定）の整備に伴い職員団体と交渉（2回目）。
山形県	組合交渉等の機会を捉え、業務の削減を推進し、上限45時間を遵守できるよう手立てや方策を提案している。
福島県	導入を検討する場合は、春と秋の定期交渉及び個別の交渉を実施する予定。
千葉県	事前に各職員団体へ条例改正についての情報を提供し、本県の働き方改革推進に向けた取組に理解いただいた。また、職員団体等からの電話による問い合わせや対面での問い合わせにも、日程調整等を行い、全て対応した。加えて、制度の理解促進のために県立学校へ配付する書類等も、事前に情報提供として配付した。
山梨県	過去の例や条例改正済みの他県での交渉を参考に検討中
三重県	担当レベルでの意見交換を行っている。
兵庫県	給与確定交渉以外に、2回の交渉を実施。
奈良県	組合等役員に対する事前説明の上、組合交渉等において説明を実施。
山口県	条例・規則改正前：交渉（1又は2回） 条例・規則改正後：随時
徳島県	条例改正前・後に各1回、県内職員団体への説明会を開催した。
香川県	【県立学校の場合】 11月下旬 制度概要等を説明し、職員団体の意見を聴取、1月下旬 条例改正案を説明し、職員団体の意見を聴取 ※11月上旬、2月上旬に組合交渉（定期）あり。地方公務員法に基づく交渉の申入れは無し。
愛媛県	令和2年8月及び令和3年2月に職員団体との交渉を実施した。

高知県	4団体に対して各1回話し合いの場を設け、制度の概要や地方教育委員会及び教職員の活用希望調査の結果等の説明を行った。
佐賀県	組合交渉時に1年単位の変形労働時間制を導入しないでほしい旨の要求があれば県教委のスタンスを伝えているが、今のところ、それ以外の場面で個別の説明は行っていない。条例改正を行う際には別途説明が必要となってくると考える。
長崎県	春闘、確定交渉時に要求書に対する回答として対応した。
大分県	条例等の整備については、令和2年12月に職員団体へ「提示」を行い、その後、令和3年1月の交渉で合意。具体的な運用面については、労使検討会（年4回開催）の中で協議していくこととしている。
鹿児島県	条例改正について、理解を得られるよう、週に1～2回程度非公式交渉を重ねた。

問1（3）

制度導入に向けて、地方教育委員会（以下「地教委」という。）や学校からの理解を得るために、どのようなことを行いましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）（複数選択可）



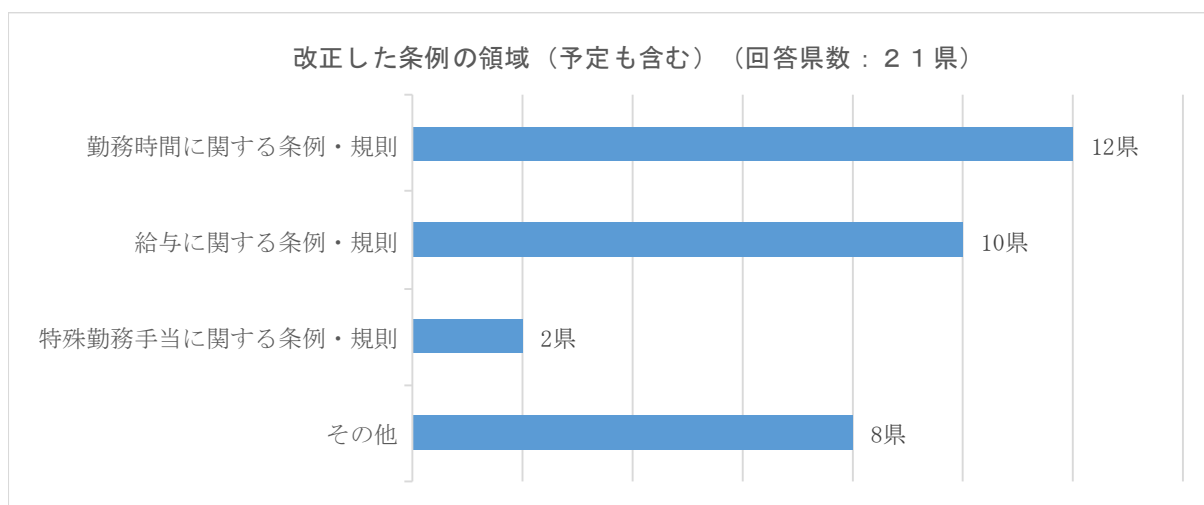
その他と答えた都道府県の主な内容

都道府県名	回答
山形県	令和2年10月に各市町村教委、各校長会に制度導入時期等についてアンケートを実施した。
千葉県	年度末に各教育事務所の担当者に対し、変形労働時間制に係る資料の配付及び説明会を実施。 ・令和3年度初めに、県立学校長会において変形労働時間制についての説明会を実施。
奈良県	質疑応答集などを作成し、配付する予定。

徳島県	校長会・教頭会・地方教育委員会教育長会において制度説明を行った。
香川県	校長及び教員に対するアンケート調査
愛媛県	県立学校長の研修会において、制度について説明を行った。
高知県	県立学校の全教職員に対して、グループウェアを活用し制度の概要の資料を配付するとともに、意向調査を実施した。
佐賀県	年1回開催される県教育委員会と市町教育委員会との意見交換の機会を利用して制度導入に対する学校や市町教委の意向を確認している。
長崎県	給特法改正についての文部科学省通知を各市町教育委員会へ発出した。
鹿児島県	県立学校長が集まる場等を利用し、制度の周知を図った。 市町村教委に制度について通知するとともに、教育委員の研修会で制度について説明し、周知を図った。また、市町村立学校についても制度について通知し、周知を図った。

問1（4）

貴都道府県では、どの領域の条例・規則を改正しましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）（複数選択可）



その他と回答した都道府県の主な回答

都道府県名	回答
福島県	新たに、「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を制定した。
千葉県	人事委員会規則の新設
香川県	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
鹿児島県	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

問 1 (5)

制度導入に向けて、条例・規則の改正後の流れ（スケジュール）をお答えください。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）

都道府県名	回答
北海道	令和2年10月道立学校、各市町村教委に対する説明会をオンデマンド形式で実施→職員団体交渉→12月議会で条例改正→令和3年2月人事委員会規則改正→説明会実施→職員団体交渉→3月教育委員会規則改正、実施要領策定、Q&A作成→4月1日導入
山形県	令和2年7月教育委員会に「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」について附議し、その後「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定」について、各所属等に通知した。
千葉県	令和3年2月議会で改正→令和3年3月に教育事務所担当者に説明及び県立学校長宛てに説明資料等送付→令和3年4月1日施行→地教委で関係する規則の改正等を行う→令和3年4月に県立学校長会議で説明→導入したい学校は令和3年4月から導入→令和4年7月から地教委への説明会実施
三重県	令和3年12月議会で条例改正→令和4年3月までに地教委への説明→令和4年4月1日施行→導入したい学校は令和4年度から導入
兵庫県	令和3年2月議会で条例改正⇒令和3年3月規則改正⇒令和3年4月1日施行
奈良県	職員団体（組合等）との対応状況を踏まえて、条例改正等の手続きを進める予定。
山口県	令和3年2月議会で改正→地教委で関係規則の改正→令和3年4月1日施行→令和3年5・6月：地教委・学校長へ説明→学校長から教職員へ説明→学校長が制度導入を検討→教委で確認→導入
徳島県	令和2年11月議会で条例改正 ⇒ 令和3年2月規則改正 ⇒ 令和3年4月1日施行
香川県	令和3年3月条例・規則を改正（4月1日施行）→各学校は服務監督教育委員会が手続等を定めれば導入可能となる→令和3年6月県教委が実施要綱を制定（7月1日施行）→県立学校において導入可能となる。
愛媛県	令和2年12月～令和3年1月市町教委・学校への説明→令和3年2月議会で改正→令和3年4月1日施行→市町教委で関係規則を改正→希望する学校に導入
高知県	令和3年12月議会で改正→地教委・学校への説明会等、市町村については、地教委の判断で関係する規則の改正等を行う→令和4年4月1日施行→導入したい学校は令和4年度から導入
大分県	令和3年2月議会で改正→地教委へ説明会実施→令和3年4月1日施行（地教委は制度活用の判断があれば、上限方針の改定を行う）→令和3年度労使検討会にて具体的な運用について協議→実質的には令和4年度から制度活用可能
鹿児島県	令和3年第1回議会で条例改正→運用通知検討中

問 1 (6)

貴都道府県で改正した条例・規則の名称をお答えください。(これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください)

都道府県名	回答
北海道	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例 ・ 北海道立学校管理規則 ・ 教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則 ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（新規制定） ・ 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
山形県	・ 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
千葉県	・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 ・ 学校職員の勤務時間等に関する規則 ・ 義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（新設）
山梨県	・ 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正、人事委員会規則の新規制定、その他関係する条例・規則等を調査中
三重県	・ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
兵庫県	・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ・ 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則
奈良県	・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
山口県	・ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 ・ 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
徳島県	・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 ・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則 ・ 徳島県立学校規則
香川県	・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

	・ 公立学校職員の給与に関する条例 ・ 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 ・ 教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則 ・ 公立学校職員の給料等の支給に関する規則 ・ 管理職員特別勤務手当に関する規則 ・ 県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
愛媛県	・ 教育職員の給与等に関する特別措置条例 ・ 教育職員の給与に関する条例 ・ 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 ・ 愛媛県県立学校管理規則 ・ 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則 ・ 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則 ・ 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則 ・ 教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則（制定） ・ 愛媛県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（制定）
高知県	・ 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例等（改正予定）
佐賀県	・ 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
大分県	・ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例・学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則
鹿児島県	・ 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・ 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 ・ 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例 ・ 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 ・ 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則 ・ 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則

(3) 条例改正後の状況について

条例改正後に変形労働時間制を導入した都道府県は3県であった。

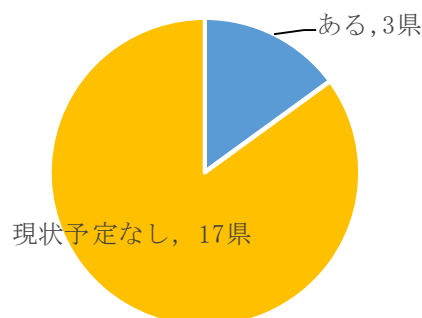
実際に導入した都道府県では、制度の導入によって、勤務時間をより意識した働き方につながったことや、まとまった休日の取得促進などメリットがあったとの意見があった。

一方で、制度の導入により、規則に則った勤務時間の割り振りが行われているか点検する業務が増えたことや、制度が全ての職員に適用することができないといったデメリットを指摘する意見もあった。

問1 (7)

貴都道府県で1年単位の変形労働時間制を今年度導入した（今年度これから導入する）学校はありますか。

1年単位の変形労働時間制の導入状況（予定含む）（回答県数：20県）



問1 (8)、(9)

(8) 貴都道府県で変形労働時間制を導入した学校は何校ですか。（今年度これから導入予定の学校も含む）

(9) 貴都道府県で変形労働時間制を導入した学校における対象期間の平均は以下のどれにあてはまりますか。

都道府県名	(8) 学校数	(9) 対象期間
北海道	2校	3ヶ月以上6ヶ月未満
千葉県	3校	6ヶ月以上9ヶ月未満
徳島県	24校	3ヶ月以上6ヶ月未満

問１（１０）

貴教育委員会において、変形労働時間制を導入したことによるメリットやデメリットがありましたらお答えください。（自由記述）

都道府県名	回答
北海道	制度を活用し長期休業期間にまとめ取りを行った職員やその所属校に対し後日意見を聴取予定
千葉県	千葉県においては、変形労働時間制については働き方改革を進めるための一つの手段、方策であり、他の施策と相まって働き方改革を進めるための一つの選択肢になり得る仕組みであると考えています。制度の導入により、勤務時間をより意識した働き方や、意識改革が進むことが考えられる。この点においては制度導入のメリットと言える。デメリットとして、制度を導入した学校から提出される書類に関して、規則に則った勤務時間の割振りが行われているのか点検する業務が増えたことである。
徳島県	学期中及び長期休業期間中の業務量を削減した上で、本制度を活用することにより、まとまった休日の確保が可能となる。また、客観的な勤務時間管理の徹底など学校における働き方改革をさらに進める相乗効果が期待できる。
兵庫県 (未導入)	関係条例・規則は改正等、制度設計は行ったが、各市町教育委員会、県立学校においては、総業務量の縮減等、制度導入にあたっての課題が未だに解決していないため、現時点では、本制度の導入（活用）の目処はたっていない。

問１（１１）

変形労働時間制を導入した学校において、導入のメリットやデメリットについて現場の声や感想がありましたらお答えください。（自由記述）

都道府県名	回答
北海道	制度を活用し長期休業期間にまとめ取りを行った職員やその所属校に対し後日意見を聴取予定
千葉県	メリットについて ・夏季休暇等の休暇取得の促進。変形労働時間制を導入したことにより、休暇取得がしやすい雰囲気が生まれた。 ・課業期間中の勤務時間の意識の向上。上限時間を超えないように、個々の教員が見通しをもって業務に当たるようになった。
徳島県	変形労働時間制を開始したばかりであり、現場の声・感想についての調査は行っていない。

問１（１２）

変形労働時間制を導入している学校において、実施上の課題等があればお答えください。（自由記述）

都道府県名	回答
北海道	制度を活用し長期休業期間にまとめ取りを行った職員やその所属校に対し後日意見を聴取予定
千葉県	前年度の勤務実績等から、全職員へ適用することができず、特に勤務時間が長く、制度を適用させ新たな週休日を設定したい教諭に対しては、適用できていない。単に本制度を導入するだけでは、勤務時間を短縮するための抜本的解決には至らない。
徳島県	現在のところ、課題等は報告されていない。

問１（１３）

（１２）の課題に対して、どのような取組をしているかお答えください。（自由記述）

都道府県名	回答
千葉県	業務の平準化や業務改善を行い、業務が一部の教諭等に偏らないようにしている。

(4) 1年単位の変形労働時間制の導入に係る課題

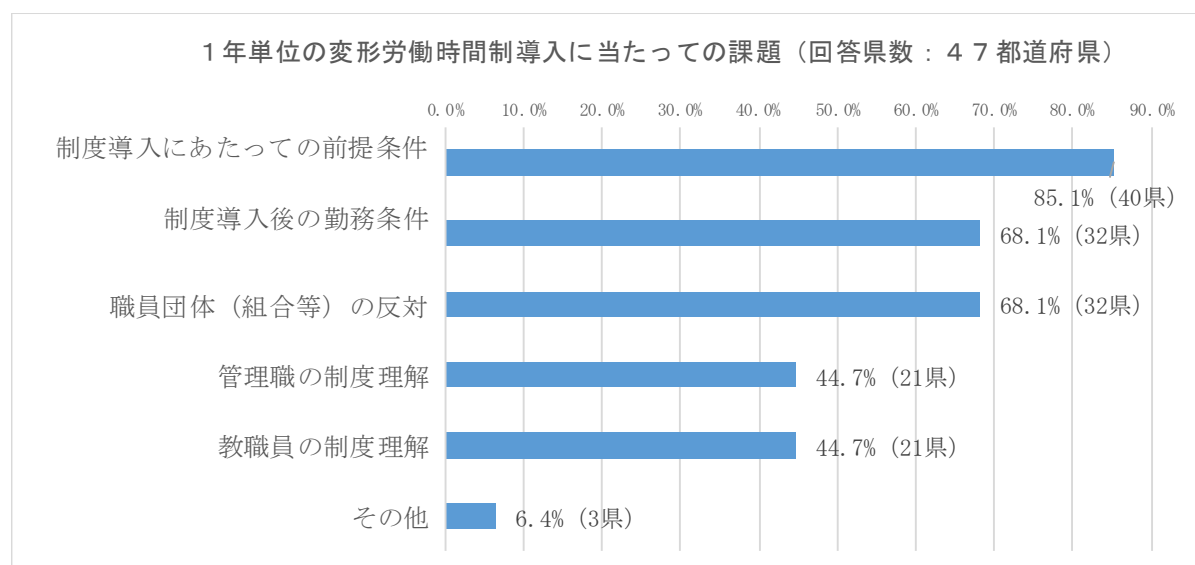
1年単位の変形労働時間制の導入にあたっての課題として、8割以上の都道府県で「制度導入にあたっての前提条件（適用する期間の前年度において、上限時間「月45時間、年360時間」の範囲内であること等）」を挙げている。

また、「制度導入後の勤務条件（適用後も対象期間において、上限時間「月42時間、年320時間」の範囲内とすること等）」や「職員団体（組合等）の反対」についても6割以上の回答があった。

こうした課題に対し、各都道府県では、時間外在校等時間の削減に向けた働き方改革プランの実施や外部人材の活用、部活動の改革、ICTの活用、行事・会議等の精選等取組などを行って時間外削減に取り組むとともに、制度に関するQ&Aやパンフレット等を作成して職員団体の理解促進を図っている。

問2（1）

貴教育委員会で、変形労働時間制導入にあたっての課題は何ですか（導入済みの都道府県においては「何でしたか」）。（複数選択可）



その他と回答した都道府県の回答

都道府県名	回答
福井県	制度導入による効果が小さい 当面適用できる見込みのない法整備を早急に行う必要性 導入後、年度途中で適応条件を満たさないことが判明した場合の対応

鳥取県	新型コロナウイルス感染症の対応が今後も見込まれる中、業務の繁閑を見込み、勤務時間を配分することが困難 基準日時点で、制度活用を希望している学校が無い。
広島県	制度導入を検討するに当たり、コロナ禍の特殊な状況下にあるため、平常時の勤務時間の把握ができない。

問2（2）

（1）で回答した中で、具体的な課題点があればお答えください。（自由記述）

都道府県名	回答
宮城県	まず時間外在校等時間を上限時間内にすることが課題。
埼玉県	制度を導入しても適用に至る見込みが厳しいこと、諸規程の内容が複雑になる可能性があること、勤務管理の業務が増大すること、職員団体との協議が長期化すること
千葉県	各学校で核となって業務に当たっている教諭等については、前年度の勤務時間が上限時間を超えていることが多く、制度の適用ができない。
東京都	上記(1)で回答した課題に加えて、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を徹底しつつ、学校運営の継続に取り組んでいる現下の状況等を十分に考慮する必要がある。
新潟県	変形労働時間制の導入については、夏休み中における教職員の休暇取得促進の面では一定の効果があると思われる一方で、実質的な勤務時間が変わらないことから、教職員の負担軽減につながるか検討が必要 当該制度導入に当たって、上限時間を遵守することが求められていること
石川県	制度導入を希望し、メリットを得られる学校がなければ条件整備の必要がない。
福井県	超過勤務の最大の理由である部活動の問題が解決しない限り、月 45 時間、年間 360 時間の達成は不可能。 導入したとしても、最大で 40 時間程度の超過勤務が休日のまとめ取りにより削減されるだけで、効果は限定的。 休日のまとめ取り期間中の公的研修、部活動(大会)を制限できない。 勤務した場合そのまま「時間外在校等時間」が増える。
山梨県	前提条件が多く複雑なので、制度の理解が進まない。 上限時間を超える教員が多く、本制度を使える教員が少ないことが考えられる。
静岡県	①③④適用可能な教員と適用困難な教員（多忙、長期休業期間中に業務あり）が混在することの不公平感 ③④行事等の共通業務等の運営に支障が生じる懸

	念 ③適用した場合の管理負担
三重県	制度適用のための要件などが複雑なため、管理職、教職員にどのように制度内容を周知するかが課題
滋賀県	新型コロナウイルス感染症対応のため、平年とは大きく異なる状況にあり、一年単位の変形労働時間制に必要な条件整備として、教員の業務縮減が達成されたか、効果測定が困難であること。
兵庫県	関係条例・規則は改正等、制度設計は行ったが、各市町教育委員会、県立学校においては、総業務量の縮減等、制度導入にあたっての課題が未だに解決していないため、現時点では、本制度の導入（活用）の目処はたっていない。
奈良県	現状で、制度導入にあたっての前提条件を満たす学校がないことが、導入が進まない要因の一つとなっている。
徳島県	新しい制度であり、教職員への周知が必要であった。
香川県	「学校単位で導入される」「休日が増えても実際は休めない」との認識が多かったこと
高知県	勤務時間管理が複雑となり、勤務時間の管理調整業務が増加する。
福岡県	変形労働時間制を導入しても、上限時間の範囲を超えているため、適用できない学校（職員）が相当程度ある。
佐賀県	制度導入後の運用が複雑であり管理職の勤怠管理が煩雑になることが想定される。
長崎県	上限時間「月４５時間、年３６０時間」が達成できていない。（県立） 上限４５時間の範囲内にするためには、部活動の地域への移行等、抜本的な制度改革が必要（市町立）
熊本県	部活動など長時間勤務の要因の解消

問 2 (3)

(1) 及び (2) で回答した課題に対する解決方法として具体的に考えられる方法や方策があればお答えください。(自由記述)

都道府県名	回答
青森県	学校における働き方改革プランの着実な実施
宮城県	行事・会議の精選，外部人材の活用，好事例の収集・発信，部活動休養日の設定，1日の部活動時間の制限，朝練習の原則禁止，教科担任制の導入等
栃木県	業務削減
群馬県	「前提条件」をクリアするための取組を継続することに加え、各学校や議会、関係団体等からの理解を得るため、先行事例等を踏まえた制度導入のメリットなど、情報の蓄積を進めていく必要がある。
千葉県	教育委員会と各学校が連携し、業務改善を図ることや、各学校において業務の平準化等を行うこと。
東京都	学校の働き方改革について、多様な取組を総合的に進めていく必要がある。
新潟県	教職員の意識改革と業務の精査・削減
石川県	国による定数改善、外部人材の活用、多忙化改善に向けた取組の継続など
福井県	前年度の実績や当年の実績など、適用条件の撤廃。 「休暇を連続して設定」の条件を撤廃。(飛び石の設定や半日単位への分割を可能とすること) 修学旅行などの学校行事に適用される「1か月単位の変形労働時間制」を拡大し、割振できる期間を延ばす。 (繁忙期の超過勤務についても、勤務の割振で対応できるようにする。)
山梨県	・制度をわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、周知を図る。 ・校内組織の見直し(校務分掌に関する負担の平均化)、業務の効率化(会議の議題・参加人数の精選)
静岡県	・休日のまとめ取り(2日以上)のみならず、時間単位で変形できる制度であれば、長期休業期間中にどうしても業務縮減が困難な職員も利用しやすくなると思われる。
三重県	機会を見ての説明など
兵庫県	学校業務支援員等の外部人材やICTの活用、行事・会議等の精選等取組により、業務量の縮減の取組を進めていく。
奈良県	「学校における働き方改革推進プラン」に記載の各取り組みを着実に実行し、教職員の働き方改革を推進していく。

徳島県	Q&A やパンフレットの作成を行った。
香川県	制度趣旨や勤務実態を踏まえた適切な運用実績を積み重ねること
高知県	勤務実績管理システムの改修による事務業務の負担軽減を図る。
福岡県	全職員への上限時間の徹底と働き方改革の取組の更なる推進が必要と考えている。
佐賀県	夏季休暇に加えさらに 5 日程度の休暇まとめ取りができる環境づくり
長崎県	「学校における働き方改革」モデル研究事業を行い、モデル校の取組の効果及び課題を研究し、他の学校にも広げていく。(県立) 部活動の地域への移行、教職員定数の増加、学校が担う業務の更なる精選(市町立)
熊本県	「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」の取組みを推進する

2 上限４５時間の遵守に向けた対策

(１) 効果的な上限４５時間の遵守に向けた対策について

上限４５時間の遵守に向けた対策として、最も効果があったと思われる対策を調査したところ、「⑫時間外在校等時間の把握」（２９県）、「⑧スクール・サポート・スタッフ」（２２県）、「⑤部活動指導員の導入」（１６県）を選択した都道府県が多かった。

また、選択した回答のなかで都道府県が独自の予算（国予算以上の活用数も含む）で行っているものを調査したところ、「⑫時間外在校等の時間の把握」を２９県のうち１５県、「⑤部活動指導員の導入」が１６県のうち１０県、「⑧スクール・サポート・スタッフ」が２２県のうち８県が、独自予算で実施していた。

問１（１）

貴教育委員会で実施している上限４５時間の遵守に向けた対策で、時間外在校等時間の改善に効果があったと思われる対策について上記の選択肢の中から３つ以内で選択し、順位付けしてお答えください。〈選択肢回答〉（回答県数：４６県）
（選択肢）

①業務改善目標（ＫＰＩ）の設定	⑪教員の業務量を調整する体制の構築
②業務改善のＰＤＣＡサイクルの構築	⑫時間外在校等時間の把握
③業務実施の統一的な方針の策定	⑬コミュニティ・スクールの導入
④事務職員の校務運営への参画の促進	⑭地域学校協働活動の推進
⑤部活動指導員の導入	⑮校務支援システムの導入
⑥スクールカウンセラーの導入	⑯ＩＣＴを活用した教材の共有
⑦スクールソーシャルワーカーの導入	⑰研修・研究事業の見直し（適正化）
⑧スクール・サポート・スタッフの導入	⑱教育委員会実施の調査統計の見直し
⑨スクールロイヤー制度の導入	⑲教育委員会主催の会議等の見直し
⑩管理職登用の際のマネジメント能力の適正な評価	⑳その他

(多かった回答) ※⑳その他を除く

回答	回答県数	割合
⑫時間外在校等時間の把握 (状況調査の実施等)	29 県	63.0%
⑧スクール・サポート・スタッフの導入	22 県	47.8%
⑤部活動指導員の導入	16 県	34.8%
⑮校務支援システムの導入	13 県	28.3%
⑰研修・研究事業の見直し (適正化)	5 県	10.9%

⑳その他と回答した都道府県の回答

都道府県	回答
岩手県	働き方改革の達成のため「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、プランに基づき総合的に取組を進めている。
宮城県	在校等時間の客観的把握を始めたばかりで効果検証はこれからです。
福島県	部活動の休養日の設定や練習時間の上限設定
茨城県	市町村立学校：共通の取組の横展開及び啓発動画による研修
群馬県	適正な部活動の運営に関する方針の策定・周知
東京都	学校の働き方改革については、様々な取組を総合的に推進する必要があることから、対策の効果について順位付けはしていない。
神奈川県	※令和2年11月に時間外在校等時間を把握するシステムを導入しており、現時点では年間を通したデータがない。今後、収集したデータを活用するなどし、取組の効果を検証していく。
新潟県	「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」に基づいた取組 「新潟県部活動のあり方に係る方針」に基づいた部活動指導の実施
石川県	平成30年度から県下一斉で行っている教職員多忙化改善に向けた取組
福井県	月80時間以上の勤務が常態化している職員への管理職面談。 月80時間以上の超過勤務者が複数いる学校の校長への聞き取り調査。
山梨県	部活動ガイドラインの遵守
静岡県	勤務時間外の留守番電話設定
大阪府	府立学校における働き方改革に係る取組みについては、教職員の長時間労働の是正・負担軽減に関する様々な取組みを進めているところ。個別の取組みごとの効果は把握していない。
和歌山県	各校の実情が異なるため、総じて効果があった取組を示し難い
岡山県	⑫を実施した上で、学校ごとの個別指導を実施。

山口県	⑦働き方改革加速化プランの策定 ①部活動方針に基づく部活動運営
徳島県	1人1台端末を県立学校にも整備し、ICT環境を活用した取組を推進
佐賀県	学校管理職、職員双方の働き方に対する意識向上及び管理職による学校運営マネジメント
長崎県	部活動ガイドラインの遵守
熊本県	2位 時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の課題の検証 3位 学校評価に業務改善や働き方改革に関する評価項目を設定及び全職員への周知
鹿児島県	・ICT機器等を活用した事務処理及び校務データの共有化などを行う。 ・原則として週1回の定時退校日を設定する。

問2（2）

（1）で「効果があったと思われる対策」のうち、最も効果があった対策の概要についてお答えください。〈自由記述〉

都道府県	概要	効果	課題	今後の方針	番号
北海道	スクール・サポート・スタッフの配置（令和2年度配置決定数1,204人、令和3年度配置決定数1,073人（R3.6.月末現在））	学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の補助などに従事し、教員の負担を軽減していると思われる。	国の新型コロナ臨時交付金を活用した配置のため、令和4年度以降の国の財源措置の有無及び規模。	国に対し、財源措置の充実を求め、配置を継続していく。	⑧
青森県	教員の業務支援を図り、教員により児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、スクール・サポート・スタッフを配置している。	スクール・サポート・スタッフを配置した学校の教員の勤務時間は、配置前と比較して、一人当たり平均週2時間程度減少している。	スクール・サポート・スタッフの業務が円滑に遂行し、安心して働ける環境を確保する必要がある。	配置校の拡充。	⑧
岩手県	別添「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」概要のとおり	令和2年度の時間外在校等時間月80時間以上勤務した教職員の割合が目標を達成したこと。 （目標 3.0%、実績2.9%）	新型コロナウイルス感染症対策としての各種行事等の見直しも、長時間勤務縮減の一因であり、働き方改革の各種取組は、今後も一層推進していく必要があること。	平成30年～令和2年を取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン」を受けて、策定した「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を着実に推進すること。	⑩

宮城県	在校等時間の客観的把握を始めたばかりで効果検証はこれからです。				
秋田県	・ICカードを活用した勤務時間を客観的に記録し、集計結果を年1回、校長会で提示している。	・一人一人の出勤・退勤時刻が客観的な方法で記録され、それに基づく数値で表されることにより、管理職等が勤務状況を把握し、適宜アドバイスなどをしやすくなった。 ・集計が自動化されることで、負担が減った。	・業務の廃止、削減や見直しまでには至っていない。	・時間外在校等時間の改善について、効果のあった好事例などを積極的に提供していく。また、引き続き各校の状況を把握し、適宜助言を行っていく。	⑫
山形県	部活動指導員の配置	配置校における時間外在校等時間月平均の減少	全ての県立高校に配置ができていない。また、競技力が高い部活動の活動時間が長い傾向にあるが、そのような部活動に適する人材を確保することが困難	部活動指導員の配置による効果を発信し更なる予算確保につなげる、各校の教職員数や生徒数の規模に応じた部活動数となるよう指導する	⑤
福島県	「部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の休養日の設定や練習時間の上限設定、部活動指導員の導入などを実施した。	部活動練習の過熱が抑えられ、教員の時間外勤務時間が削減された。	土日に大会等があった場合の休養日の確実な振替の実施。	「部活動の在り方に関する方針」の内容を定着させ、さらに時間外勤務時間の削減を目指す。	⑩
茨城県	市町村立学校においては、各教育事務所単位で働き方改革を推進する会議を組織し、実態に即して具体策を推進する。県立学校においては、「在校等時間の報告」として、全ての県立学校が所属する教員の時間外在校等時間を毎月集計し、県教育委員会に報告している。	市町村立学校における働き方改革推進会議は、年間5回の実施であり、教育事務所の担当課長等と県教育委員会でも会議を行い、具体的な課題に対応することができている。県立学校における在校等時間の報告は、県教育委員会、各校の管理職が教員の時間外在校等時間を把握し、改善指導を行うことで、時間外在校等時間の削減が図られている	新型コロナウイルス感染症拡大により、学校の教育活動が変則的になっていること。	市町村立学校における働き方改革推進会議については、県教育委員会が各教育事務所の担当課長と連携をとり、具体的な実効策を推進していく。県立学校における在校等時間の報告については、今後も継続していく。	⑫
栃木県	教職員の勤務時間管理	働き方に対する意識改革が進	いろいろな施策を実施し	勤退管理システムを導入	⑫

		んだ	てきたが、今後は一人一人の意識に頼らざるを得ないところ	し、実態を把握していく	
群馬県	県教委にて作成した「在校等時間記録ファイル」(Excel)を全県立・市町村立学校に配布し、個人が使用するPCのログイン・ログオフ時刻による在校等時間の記録の体制を全県で整備した(H30)。また、各個人の記録を各学校及び各教育委員会単位で集計する、実態把握と分析のためのツールも併せて配布した。	客観的な勤務時間等の記録を行い、教職員が自らその集計や推移などを視覚的に振り返ることができるようになったことで、働き方についての意識を向上させるきっかけとなっている。また、各学校の管理職や教育委員会が個々の勤務や、全体の傾向等を把握することができるようになり、改善策を検討する上での不可欠なデータとなっている。	当該ファイルについては県教委事務局職員が作成しており、個々の設定に際してエラーが生じた場合等の対応が課題である。また、適正な記録に向けて、在校等時間の「除外すべき時間」の捉え方について、共通認識を深めていく必要がある。	実効性のある改善策につなげられるよう、各校及び教育委員会において、より詳細な分析を行うためのツールについて、現在検討を進めている。	⑫
埼玉県	校務支援システムを導入し、成績や各種資料・提出文書等の電子化を図る。	進学先への提出書類の作成や成績処理、児童・生徒の管理を一元的に行うことができるようになり、業務の効率化が図られた。	時間外「在校等時間」の削減が即時的に改善できておらず、依然として長時間勤務の傾向にある。	引き続き、業務改善策・負担軽減策と共に推進することで、教職員の健康管理につなげていく。	⑮
千葉県	「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、県の目標及び教育委員会と学校が取り組む計48項目について、年度別数値目標を設定した。なお、本プランは「学校職員の勤務時間等に関する規則」等に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めたものである。各市町村教育委員会及び各県立学校においては、「プラン」に掲げた取組項目を行うことで働き方改革の推進を図っている。「プラ	調査統計の見直しについて、令和3年度実施予定の調査において令和元年度比で10%の削減を行った。また調査項目においても削減や統合を図るなど、見直しを進めている。	調査の削減については、かなり改善を図り、現状はこれ以上の削減が難しい段階である。令和2年度に実施した調査数と比べると、令和3年度に実施予定の調査数は1増えている状況である。	今後も調査の削減を図るとともに、調査の実施方法についても検討している。ICTを活用することにより、調査の簡易化を図っているところである。	①

	ン」に掲げた取組の内、⑬の「教育委員会実施の調査統計の見直し」については、意識調査等において現場の教員から負担という意見が多く上がっていることを把握していたため、調査統計の見直しを毎年行っている。				
東京都	上記（１）のとおりに対策の効果について順位付けはしていない。 （参考）・令和２年度の学校における働き方改革について（令和３年２月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/221/release22124_3.html・「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」について（令和２年１月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/22/release2213_1.html・「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について（平成３１年２月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/219/release219214_5.html				⑫
神奈川県	令和２年１１月に時間外在校等時間を把握するシステムを導入しており、現時点では年間を通したデータがない。今後、収集したデータを活用するなどし、取組の効果を検証していく。				
新潟県	令和２年度から「タイムカードシステム」により出勤の時刻を記録し、同システムで作成する出退校簿を用いて勤務時間の把握を行っている。	校長は出退校簿により教員の勤務時間に把握し必要に応じて指導を行う。県教育委員会では、報告を基に全県の状況を把握・分析し、取組状況の確認と検証を行うとともに指導を行う。	時間外在校等時間調査の結果、長時間勤務の主な理由として、部活動指導をあげている教職員が大多数を占めていることから、「新潟県部活動の在り方に係る方針」の一層の遵守が必要。	「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」に基づいた取組の一層の推進。「新潟県部活動のあり方に係る方針」の遵守の徹底。	⑫
富山県	時間外在校等時間の把握	時間外在校等時間が縮減	時間外在校等時間は縮減されたが、年間の上限 360 時間を超えている。	時間外在校等時間が年間の上限 360 時間を下回るように努めている。	⑫
石川県	平成 29 年度 4 月から行っている教職員勤務時間調査及び策定した「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」に基づいた平成 30 年度からの具体の取組	取組前の平成 29 年度と比較し、時間外勤務時間の月平均及び月 80 時間超えの教職員の割合が、年々減少	中学校においては、時間外勤務時間の月平均が 45 時間を超えている。全校種において、依然として月 80 時間を超える教職員が一定程度いる。	国による定数改善を引き続き求めていく。多忙化改善に向けた取組を継続する。	⑫

福井県	月 80 時間以上の勤務が常態化している職員への指導の強化	自身の働き方を考えるきっかけとなっている。	月 80 時間を超える超過勤務者の減少とともに、月 45 時間未満の超過勤務者の割合は増えているものの、超過勤務の削減のための手は尽くしており、上限達成のための手立てがない。45 時間の上限時間の達成には、国の抜本的な対策が不可欠。	まずは月 80 時間以上の勤務が常態化している職員をゼロにする。	⑩
山梨県	(県立学校) パソコンのログオン・ログオフにより、勤務の開始・終了時刻を自動記録するソフトを使用して教職員の勤務時間を各校で月ごとに把握し、時間外在校等時間を 3 ヶ月毎に教育委員会に報告し、全県集計をしている。 (小中学校) 統合型校務支援システムが導入されている市町村教育委員会において、同システムを活用する方法により、同システムが導入されていない市町村教育委員会において、エクセルシートへ教職員が入力する方法により、出勤及び出勤等、在校等時間の把握をしている。	・勤務時間の調査を行い、各教職員の勤務時間を「見える化」をすることにより、勤務時間を意識した働き方が少しずつ進んでいることが、時間外在校等時間のデータ分析から分かる。	時間外在校等時間のデータから勤務時間を意識した働き方が進んでいることは確認できるが、改善の進捗度は大きくない。また、長時間勤務者が固定化しているとともに、部活動指導が大きな要因となっている。	・時間外在校等時間のデータ集計及び分析を更に行い、今後取り組んでいくべき課題の検討を進め、校長による教職員のタイムマネジメントに生かす。	⑪
長野県	・(高校) 県独自のシステムを用いて、県立中学校・高等学校に勤務する個々の教職員の時間外勤務状況を各校で月ごとに把握し、その報	・(高校) 時間だけでなく、分掌業務、教科指導、部活動指導、生徒指導、その他の 5 つの分野の状況を把握することによって、負担になっている業務や時期を管理職が確認し、自校に	・(高校) 現在は、教職員からの報告は一カ月ごとになっているため、管理職が日々の自校の様子を把握しづらい。	・(高校) より客観的に日々の状況を把握するために、校務支援システムを用いた報告実施に向けて検討中	⑫

	告を教育委員会で全県集計している。 ・(小中) 県独自のシステムにより、全県小中学校に勤務する常勤教職員の時間外在校等時間を月毎に把握し、その全県集計結果を県教育委員会が周知している。	必要な改善策を考えることが出来る。 ・(小中) 管理職が個々の職員の勤務状況を把握し、負担になっている業務や時期を確認し改善を進めたり、教職員も自己の働き方を可視化することにより、勤務時間も含め自らの働き方に向き合うことができる。	・(小中) 持ち帰り仕事の時間も含め、時間外勤務時間の客観的な管理の方法。	・(小中) 全県の校務支援システム導入による調査実施。	
岐阜県	「出退勤管理システム」による教職員の勤務時間の把握	管理職が原則毎日、時間外在校等時間を確認することにより、学校内の業務分担の見直し、教職員間の業務量の平準化、在校等時間短縮に向けた助言、健康維持の注意喚起につながっている	「出退勤管理システム」への正確な勤務時間の打刻ができていない教職員が存在する	退勤時刻を過ぎて勤務する場合の書面申告や、時間外在校等時間の上限（1か月45時間）を超えた場合の事後検証の徹底を図りながら、引き続き「出退勤管理システム」を活用していく	⑫
静岡県	教職員の勤務時間を客観的に管理するため、パソコンのログイン・ログアウト時刻等を出勤簿に反映する教職員勤務時間管理システムを開発。令和2年度から全県立学校で運用を開始した。	勤務時間の客観的で迅速な把握が可能となった。	全職員に対する勤務時間の正確な入力徹底が課題である。	時間外勤務削減に向けた、効果的なシステムの分析・活用方策を検討している。	⑫
愛知県	県立学校24校に、単独で生徒引率もできる部活動総合指導員を配置している。	配置校からは、部顧問の負担軽減につながっていると好評である。	配置校を配置人数を拡大したいが、予算確保や人材確保が課題	拡大の方向で考えている。	⑤
京都府	保護者、地域あるいは教育委員会との連絡調整など、勤務時間内外に関わらず応答時間が増加していた。毎月全体的に1ヶ月前後が80時間以上の時間外勤務をしている。	勤務時間外の電話応答が制限されることによる勤務時間外労働の縮減及び教職員や保護者への教職員の勤務時間に対する意識づけに繋がった。	特になし。	特になし。	⑪

	る状況だった。令和元年11月に、PTAの協力も得て、府立学校全校で電話を答務了時刻を原則17時と統一的に設定し、校長会、PTAと連名で保護者宛にも協力依頼文書を発出した。その際、いじめ、不登校などの緊急の連絡先（24時間対応）も併せて周知した。なお、時間外の対応は留守番電話や録音メッセージ等、学校より異なる。				
大阪府	府立学校における働き方改革に係る取組については、教職員の長時間労働の是正・負担軽減に関する様々な取組を進めているところ・個別の取組ごとの効果は把握していない。				⑳
兵庫県	教職員の業務負担軽減のため、県立学校には業務支援員を、各市町立学校にはスクール・サポート・スタッフを配置	通常業務の負担軽減に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う業務量の増加にも対応でき、超過勤務の縮減効果が見られた。	服務に関することは市町が主体となって取り組んでいるが、スクール・サポート・スタッフは、県が事業主体となり、予算化が必要なことから、制度面・財政面において負担が生じている。	全額国庫負担や市町への直接補助など、市町が使いやすい制度への拡充について、引き続き国に要望していく。	⑧
奈良県	ＩＣカード等による勤務時間管理を実施し、長時間勤務となっている学校や職員に対して直接状況や要因等を確認する。また、人事担当や部活動関連担当とも共有し、要因分析等を実施している。	長時間勤務となっていることの自覚を促し、教職員の働き方に対する意識醸成にもつながっている。	在校等時間の年次推移や月例推移、学校比較のデータ分析結果の開示。	データ集計及び分析を行い、在校等時間の年次推移や月例推移を基にして、今後の取り組んでいくべき内容の検討を進める。また、結果をフィードバックし、勤務時間管理の徹底を図る。	⑫
和歌山県	各校の実情が異なるため、総じて効果があった取組は示しがたい。				㉑

鳥取県	市町村立学校への校務支援システムの導入。児童生徒の基本情報、出欠、成績、保健等の情報管理や時間割作成、時数管理等の校務処理を円滑化し、業務効率を向上させる。	令和元年7～8月に教職員に実施したアンケートでは、システム導入により、約5～7割の教職員が平均で年間約150時間の業務時間が削減されたと回答した。	更なる業務改善のため、活用しきれていない機能の活用や、効果的な運用が必要。	利用実績が高い学校の利用方法や工夫の状況を共有することで一層のシステム活用を進めていく。	⑮
島根県	勤務時間の客観的把握	教職員一人一人の意識改善につながった。	長時間勤務者へのフォローをどのように行っていくか。	結果等を研修会等で周知し意識改革につなげていきたい。	⑫
岡山県	毎月の時間外在校等時間を集計し、月80時間を超える者がいる学校の校長に対して、電話による状況の聞き取りと、改善についての指導を行う。	学校や校長の意識が高まり、事前に教員との面談を行ったこと、分掌を工夫したりすることで、時間外の縮減につながっている例も見られる。	80時間超を繰り返す者への対応や、学校へ長時間滞在することが習慣化している者の行動を変えるための新たな工夫が必要となっている。また、取組に係る管理職の負担増が懸念される。	取組を継続するとともに、全庁で連携して、様々な角度から学校へ働きかけを行う。市町村教委にも取組を共有し、全県的な取組とする。	⑳
広島県	校務支援システムの導入	生徒の出欠管理、成績処理等を行う県立学校共通のシステムを導入したことにより、各種資料の作成に係る時間が削減された。	学校からの多様な改善要望に対応できていない。	学校からの改善要望を把握し、予算の範囲内で機能改善を図り、さらなる業務改善につなげる。	⑮
山口県	㊦平成28年度末に業務改善目標「平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減」を掲げ、平成30年3月には「学校における働き方改革加速化プラン」を策定し、「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱とそれを具体化した13の取組により、環境整備に取	令和2年度の教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間 平成28年度比 中学校：19.0%削減 県立学校：31.5%削減	㊦各学校において、勤務時間外に行われている「学年や学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」等について、さらに業務の効率化や削減を検討し、実行していく必要がある。併せて、勤務時間内での業務の遂行が可能となるよう、一層の工夫も必要である。㊦学	㊦令和3年7月に「学校における働き方改革」を改訂し、新たな目標として「月45時間、年360時間を超える教員の割合を(ゼロ)％に近づける」を掲げたところである。改訂プランにおいて、「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組み	㉑

	り組んできた。プランに沿った各取組により、教職員の勤務時間に対する意識の向上や管理職の学校組織マネジメントへの意識の向上等を図ることができた。④教育委員会において、各学校における部活動の実施状況を把握し、活動時間や休養日等が、県部活動方針や市町部活動方針、学校部活動方針に沿って遵守されているかを点検するとともに、必要に応じて指導及び助言を行っている。		校において、毎年度、学校部活動方針の見直しを行い、その方針や年間・月間活動計画を学校ホームページ等で公表するなどの取組により、更なる部活動の適正化を図る必要がある。	の活用」を各取組に共通する視点としており、今後、これらの視点を踏まえた取組を展開していくこととしている。④国が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方向性を踏まえ、国と連携し、その実現に向けた実践研究を実施する。	
徳島県	令和３年度より、県下統一した学校業務支援システムを導入し業務改善を推進	各種書類の様式の統一化による業務の効率化 など	新システムの操作方法の習得、システムトラブルへの対応	サポート体制の充実	⑮
香川県	【県立学校の場合】全教員に毎日の時間外在校等時間（業務内容ごと）や持ち帰り業務の時間を記録させている。	教職員の意識改革や管理職による勤務実態の把握に繋がっている。	入力・集計作業の自動化、各種システムとの連携、業務分担や人員配置への活用	ＩＣＴ活用による課題解決	⑫
愛媛県	教材作成の補助、各種調査等の集計など教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置することで、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備を図る。	配置校における教員一人あたりの１週間の勤務時間が、前年同月比で減少（小・中学校：60分、県立学校：18分 ※R元とR2の比較）しており、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備の推進につながった。	教員の時間外勤務縮減のため、校務支援システムの導入や行事・会議の見直し等最大限の取組をしているが限界があり、不登校やＩＣＴ導入等の課題に対処しながら教育現場の加重負担を改善するためには、人員増が不可欠となっている。	教員の事務作業の負担軽減を図るため、引き続き必要な配置を進めていく。	⑧
高知県	在校時間管理システムによる在校等時間等の管理・出勤、退勤時間の登録・時間	教職員の在校時間とそれに伴う主な業務内容を管理職員が適切に把握し、具体的な対策を講じること	勤務時間の入力に十分に行われていない状況があることから、勤務時間管	管理職員及び教育職員へのシステム入力に関する留意事項の再通知による	⑫

	外在校等時間に行った主な業務内容の登録 等	で、教職員の健康管理や業務負担の軽減につなげるとともに、教職員のセルフマネジメントや健康管理のための面談指導などにも活用している。また、教育委員会は、データを働き方改革の資料として活用し、改善に向けて業務の縮減などの必要な手立ての検討材料として活用している。	理の徹底が課題となっている。	管理の徹底を図る。	
福岡県	平成31年1月からICカードによる勤務時間（時間外在校等時間を含む）の管理を開始	時間外在校等時間が可視化されたことにより、業務効率化に向けた意識が高まった。また業務の平準化が実施しやすくなった。	正確な記録の徹底を図る必要がある。	特になし	⑫
佐賀県	教育委員会主催の会議等の見直しとして、ガイドラインを作成し縮減やオンライン化を図った。	コロナ禍も重なり、教育委員会内での会議等の縮減やオンライン実施の意識が高まった。	教育委員会各課の意識だけでなく、様々な立場からの会議等の縮減に対する意見の集約が必要。	学校現場や市町教育委員会、教育事務所等から広く意見を集めながら取組を進めていくとともに、首長部局の理解促進のための取組も行っていく。	⑳
長崎県	県教委関係各課、各市町教委、県校長会、県教頭会による「超勤改善等対策会議」を平成29年度より開催し、超過勤務の縮減を重点目標とし、80時間越え教職員の割合にすることを成果目標に掲げるとともに、工程表、具体的方策を協議・共有し取組を推進した。	週1回の定時退校日、中学校における週2回の部活動休養日の設定率が1%となり、80時間越え教職員の割合が2.1%（R2年度末）に減少した。	・業務負担軽減を図るとともに、子どもと教師が向き合う時間を確保すること ・校長のリーダーシップによる大胆な業務改善 ・働き方に関する教職員の意識改革	「超勤改善等対策会議」において、45時間超過勤務職員の縮減に係る目標設定について協議する予定	①
熊本県	タイムカード等による勤務時間の適正管理及び自己管理	自己及び管理者にあっては部下の勤務状況を知り、勤務時	・勤務状況を効率的に把握する方法・勤務時間管	正確な時間に基づいたICカードの打刻や記録表の	⑫

	理	間の管理を行い、長時間勤務の解消につなげる	理による職員のモチベーション低下	入力について、学校に対して指導する。・効率的な作業ができるよう記録表の改善を行う。・長時間勤務者に対して、自己管理意識の向上を図るとともに、長時間勤務削減のため、分掌整理や具体的な業務改善を行うよう管理者へ指導を行う。	
大分県	スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の専門スタッフの配置	学校現場からのニーズの高いスクサポ、部活動指導員を配置することで、必ずしも教員が担う必要がない業務を専門スタッフに任せることができ、超勤縮減に繋がっている。	専門スタッフ等の人員確保。	専門スタッフ等の配置拡充を図る。	⑧
宮崎県	授業準備や学習プリントの作成などの業務の一部を担当スクール・サポート・スタッフを全市町村に配置する。	時間外勤務が削減され、教員が授業を中心とした教育活動に専念できる環境を整えることができた。	事業効果が高く、市町村からのニーズもあるが、財源不足が課題である。	さらに事業効果を検証し、必要な学校へ配置できるように努めていく。	⑧
鹿児島県	県立学校では、タイムカードにより教職員の勤務時間を把握している。	年2回のフォローアップ調査において、把握した結果を公表している。時間外在校等時間を把握することで管理職や職員の業務改善への意識が高まり、いろいろな取組が行われている。	各学校では、タイムカードレコーダーの台数が限られていること、結果処理等で教頭の負担が多いこと等が課題となっている。	今後も継続して勤務時間の把握を実施する予定である。なお、県立学校では、引き続きタイムカードによる勤務時間の把握を行うが、将来的には校務支援システムを利用した勤務時間把握を検討している。	⑫
沖縄県	「沖縄県教職員業務改善推進委員会」にて提言された「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」における業務	時間外勤務時間の縮減や教職員の働き方改革への意識向上。	業務改善のための実効性のある統一的な取組の検討。	上限45時間の遵守に向けた、時間外勤務時間の段階的な縮減目標の達成および業務改善のための実	①

	改善に向けた取組方針や達成目標（時間外勤務の縮減） をもとに、教職員の業務改善に取り組んでいる。			効性のある取組の推進。	
--	--	--	--	--------------------	--

問 1 (3)

(1) で「効果があったと思われる対策」のうち、都道府県独自予算で行っているもの（国予算以上の任用数のものを含む）をお答えください（3 つ以内）。

（※番号は（ 1 ）の番号を選択）

都道府県	1 位	2 位	3 位	独自予算		
北海道	⑧	⑫	⑮	⑫	⑮	
青森県	⑧	⑤	⑥			
岩手県	⑳			⑤	⑧	
宮城県						
秋田県	⑫	⑧	⑮	⑫	⑧	
山形県	⑤	⑧	⑫	⑤	⑧	
福島県	⑳	⑧	⑫	⑧		
茨城県	⑫	⑳	③			
栃木県	⑫	②	⑧			
群馬県	⑫	⑳	⑮	⑫	⑮	⑳
埼玉県	⑮	②	⑫			
千葉県	①	⑮	②	①		
東京都	⑳					
神奈川県						
新潟県	⑫	⑳				
富山県	⑫	⑧	⑤	⑧	⑤	
石川県	⑳	⑫	⑤	⑳		
福井県	⑳	⑮	⑮			
山梨県	⑫	⑳	⑮	⑫		
長野県	⑫	⑮	③	⑫	⑮	③
岐阜県	⑫	⑤	⑧	⑫	⑤	
静岡県	⑫	⑤	⑳	⑫	⑤	⑳
愛知県	⑤	⑮	⑮	⑤	⑮	
三重県	⑧	⑮	⑫	⑫		
滋賀県						
京都府	⑮	⑧	⑤	⑤	⑧	
大阪府	⑳					
兵庫県	⑧	⑮	⑤	⑮	⑤	

奈良県	⑫	⑧	⑤	⑫		
和歌山県	⑳					
鳥取県	⑮	⑫	⑧	⑮		
島根県	⑫	⑤	⑧	⑧		
岡山県	⑳	⑧	⑤			
広島県	⑮	⑧	⑫	⑮		
山口県	⑳	⑫	①	⑫		
徳島県	⑮	③	⑳	⑳		
香川県	⑫	⑤	⑧			
愛媛県	⑧	⑮	⑰	⑮		
高知県	⑫	⑮	⑧			
福岡県	⑫	⑤	⑮	⑫	⑤	⑮
佐賀県	⑳	⑫	⑰	⑫		
長崎県	①	⑳	⑮	①		
熊本県	⑫	⑳	⑳	⑫		
大分県	⑧	⑤	⑫	⑤	⑨	⑮
宮崎県	⑧	⑫	⑮	⑧	⑫	⑮
鹿児島県	⑫	⑳	⑳	⑫		
沖縄県	①	⑧	⑤			

（多かった回答）※⑳その他を除く

回答	独自予算	独自予算の県の割合
⑫時間外在校等時間の把握（状況調査の実施等）	15 県	51.7%
⑤部活動指導員の導入	10 県	62.5%
⑮校務支援システムの導入	10 県	76.9%
⑧スクール・サポート・スタッフの導入	8 県	36.3%
①業務改善目標（K P I）の設定	2 県	50.0%

(2) 教員の勤務時間を意識した働き方を促す対策について

教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すための取組として、全都道府県で「①時間外在校等時間の把握」を実施していることが分かった。また、定時退庁日や学校閉庁日の設定、好事例の紹介も7割以上の都道府県で実施していた。また、勤務時間を意識させるうえで最も効果があった取組として、「①時間外在校等時間の把握」が最も選択された。

問2 (1)

教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すために、貴教育委員会として実施している取組を回答してください。(複数選択可)(回答県数：47県)

	回答数	比率
時間外在校等時間の把握(状況調査等)	47	100.0%
学校閉庁日の設定	44	93.6%
好事例の紹介	39	83.0%
定時退庁日の設定	36	76.6%
働き方に関する研修の実施	30	63.8%
働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施	26	55.3%
学校評価の活用	18	38.3%
その他	18	38.3%
特に実施していない	0	0%

その他を選択した都道府県の回答

都道府県	回答
北海道	部活動休養日の設定、メンタルヘルス対策の推進、働き方改革の手引の作成・活用、ICTの活用など
宮城県	「部活動での指導ガイドライン」の策定(休養日の設定、1日の活動時間の制限、朝練習の原則禁止等)
秋田県	「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」を策定し、時間外在校等時間の削減目標を全ての職員に周知した。
山形県	働き方改革通信の発行

茨城県	令和２年度に働き方改革モデル校事業を行い、取組成果をまとめた。市町村立学校については、今年度も実践モデル校を指定し、効果のあった取組を横展開していく。県立学校については、モデル校事業において成果のあった取組を踏まえ、「働き方改革のためのガイドライン」を策定し、各学校に周知している。
群馬県	勤務時間の適正な管理や、部活動の適正化に向けた方針等の策定及び周知
埼玉県	６月から９月までを「ワーク・ライフ・バランス期間」、特に８/11～8/16を「サマーリフレッシュウィーク」として設定
千葉県	「学校における働き方改革推進プラン」に目標及び教育委員会、学校が取り組む４８項目を設定した。
石川県	学校ごとの「最終退校時刻」の目標設定、部活動の「休養日や活動時間」の設定
福井県	超過勤務の状況をもとにした月途中の管理職面談
山梨県	Ｒ３．３月に新たな「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を策定し、市町村教委や学校に、勤務時間を意識した働き方を促している。
静岡県	８月中旬の３日間を休暇取得促進日とし、職員に対し、休暇取得推進日は可能な限り休暇を取得するように促した。
京都府	電話応答終了時刻の設定、過労死等防止啓発月間に合わせた啓発チラシの配付
兵庫県	ノー会議デーの設定、ノー部活デーの設定、夏期休業中のオンラインを活用した在宅勤務
広島県	各学校における開錠・施錠時刻の目安の設定
愛媛県	「学校における働き方改革推進月間」の設定による各種取組の徹底
福岡県	時差通勤の推進・在宅勤務の実施
佐賀県	働き方改革に係る情報提供窓口（専用メールアドレス）の設定

問 2 (2)

教員が勤務時間を意識した働き方を行うよう促す上で最も成果があった取組について、記入してください。((1) の選択肢番号と成果の内容を自由記述してください。)

都道府県	番号	回答
北海道	①	時間外在校等時間を把握することで、各教員が自らの働き方を認識する「個の気付き」につながっていると思われる。
青森県	②	定時退庁日が学校に定着してきており、月に複数回設定する学校が増えてきている。
岩手県	①	勤務時間を意識した働き方を促すため各種取組を行うための基本となる取組であるため
宮城県		どの取組が最も成果があったのかについてはわかりません。
秋田県	②	退勤時間への意識が高まり、計画的かつ効率的な業務に努めるようになってきている。
山形県	①	時間外在校等時間が多い職員について所属長から聞取りを行うことで、管理職の時間外勤務に対する意識が高まっている。
福島県	①	勤怠管理システムの導入による、出退勤時間の打刻。
茨城県	⑨	市町村立学校においては、啓発動画による研修及び、モデル校事業で効果のあった取組を横展開するための校内研修を行っている。県立学校においては、「働き方改革のためのガイドライン」で今後の方向性や具体的な取組について示している。
栃木県	①	エクセルシートによる時間外勤務時間管理
群馬県	①	勤務時間を客観的に記録するための電子ファイルを平成 30 年度に導入して既に三年が経過し、管理職、一般の教職員とも勤務時間を客観的に記録し、時間を意識しながら業務に従事するという意識が広く浸透したと考えている。
埼玉県	①	IC カードなどによる客観的な出退勤時刻の把握と、これを基にした健康管理等への活用。
千葉県	⑨	本県の「学校職員の勤務時間等に関する規則」等に基づき「学校における働き方改革推進プラン」を定め、上限時間に関することに加え、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」の目標を設定した。各教育委員会、学校においては目標達成に向け、「プラン」に掲げた 48 項目の取組推進を図っている。

東京都		学校の働き方改革については様々な取組を総合的に推進しており、取組の成果について順位付け等はしていない。 (参考) ・令和2年度の学校における働き方改革について（令和3年2月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/221/release22124_3.html ・「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」について（令和2年1月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/22/release2213_1.html ・「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について（平成31年2月） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/219/release219214_5.html
神奈川県		※効果については、今後、時間外在校等時間のデータの推移や、現場教員の意見等を踏まえ、検証していく。
新潟県	①	教員それぞれが「タイムカードシステム」により出退勤の時刻を記録し、同システムで作成する出退校簿を用いて勤務時間の把握を行っている。
富山県	①	遅くまで残らずに、早く帰ってよいという雰囲気を作る。
石川県	③	夏期休業中に連続する4日以上「学校閉庁日」の設定。中高は、⑨における部活動休養日は原則週2回（平日と休日）以上、1日の活動時間は、平日2時間程度、休日は3時間程度。
福井県	①	校務支援システム上の在校時間管理で、各自が自身の超過勤務状況を把握できるとともに、管理職が職員の月途中の超過勤務状況を把握して速やかに面談ができる環境が整っている。管理職との面談により、業務の平準化や教職員の意識改革につなげることができている。
山梨県	①	時間外在校等時間の状況調査を行うことにより、少しずつではあるが、各教職員の勤務時間を「見える化」でき、意識改革が進んでいることがデータに表れている。
長野県	①	・（高校）各自が日々の状況、一カ月の状況を記録として残し、確認することで自身の働き方を意識する一助となっている。 ・（小中）教職員も自己の働き方を可視化することにより、勤務時間も含め自らの働き方に向き合うことができる。

岐阜県	①	管理職が原則毎日、時間外在校等時間を確認することにより、学校内の業務分担の見直し、教職員間の業務量の平準化、在校等時間短縮に向けた助言、健康維持の注意喚起につながっている
静岡県	①	教職員の勤務時間を客観的に管理するため、パソコンのログイン・ログアウト時刻等を出勤簿に反映する教職員勤務時間管理システムを開発。令和2年度から全県立学校で運用を開始した。自己の勤務時間の客観的で迅速な把握が可能となった。
愛知県	③	平成31年度より全県立学校で実施できている。現時点では県立学校に加え、全市町村で実施。
京都府	①	各学校現場にて、プライバシーに配慮しつつ、残業時間等の記録を衛生委員会等の審議に役立てている。また、各学校から提出された出退勤システムのデータを教育庁にて集計し、校種別や役職別の平均残業時間等のデータを各学校に提供している。
大阪府		府立学校における働き方改革に係る取組みについては、教職員の長時間労働の是正・負担軽減に関する様々な取組みを進めているところ。個別の取組みごとの効果は把握していない。
兵庫県	②	②や③、ノー会議デーやノー部活デー等の完全実施に向けた校内体制の確立に向け、全ての教職員が参画し主体的に取り組むことで、教職員の意識改革が図れた。
奈良県	①	時間外在校等時間を数値で示すことにより、管理職、教職員ともに勤務時間を意識するようになっている。
和歌山県	①	
鳥取県	①	平成30年3月に策定（令和2年3月に国の指針を踏まえた勤務時間の上限に関する方針を定めたことに伴い改訂）した「学校業務カイゼンプラン」に時間外業務時間の削減目標を定め、毎月の時間外業務時間の実績等を周知した。
島根県	⑦	研修会等で各校の取組を情報交換することでより意識改革が進んだ。
岡山県	③	夏と冬に連続7日間以上の学校閉庁日を設け、休暇取得を促進している。
広島県	①	各学校の管理職が時間外在校等時間を定期的に把握し、教員に声掛けを行うとともに、施錠時刻の目安を設定し、周知したことなどにより、勤務時間を意識しながら日々の業務に取り組む教員が増えた。
山口県	①	全県立学校にＩＣカードにより出退勤時刻を把握するシステムを導入し、客観的な勤務時間の把握を行っている。

徳島県	①	出退勤時刻の記録による働き方の見える化
香川県	①	時間外在校等時間が年々減少している。
愛媛県	⑨	学校における働き方改革の取組を集中的に行う期間の設定により、学校現場での各種取組の徹底及び教職員の意識改革が図られ、保護者・地域の理解促進にもつながった。※R元～R3の毎年11月に設定
高知県	①	在校時間管理システムを活用した勤務時間の把握（問1（2）と同じ）
福岡県	①	時間外在校等時間が可視化されたことにより、業務効率化に向けた意識が高まった。また業務の平準化が実施しやすくなった。
佐賀県	①	令和2年度に導入した出退勤管理システムにより、各教員の時間外在校等時間を管理職や教育委員会がリアルタイムで把握できるようになり、より効果的なタイミングで声かけ等を行うことで各教員の意識づけになった。
長崎県	②	教職員の勤務時間を管理職が把握し、適切な業務量の調整・見直しを進めた。また、超過勤務者には適宜面談を行い、課題解決を図った。（県立）定時退庁日の設定により、ワーク・ライフ・バランスを含むタイムマネジメント等についての意識改革につながった。（市町立）
熊本県	①	勤務時間の状況を把握することで、適正な勤務時間を意識した働き方を行うことができた。
大分県	⑦	平成20年度から教育庁内に「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」を設置し、県教育委員会が行っている業務を見直すとともに、様々な負担軽減策を行っている。その中で「学校現場の負担軽減ハンドブック」を作成し、様々な事例紹介等も行っている。
宮崎県	①	教員が自身の勤務時間を客観的に把握することで、意識改革につながっていると考えている。
鹿児島県	①	時間外在校等時間を外形的に把握し、その結果をもとに職員への指導を実施している。管理職や職員の業務改善への意識が高まっている。
沖縄県	③	学校閉庁日の実施率が上がるとともに年休取得率の向上にもつながっている。

(3) 教員の時間外在校等時間の状況の公開・開示について

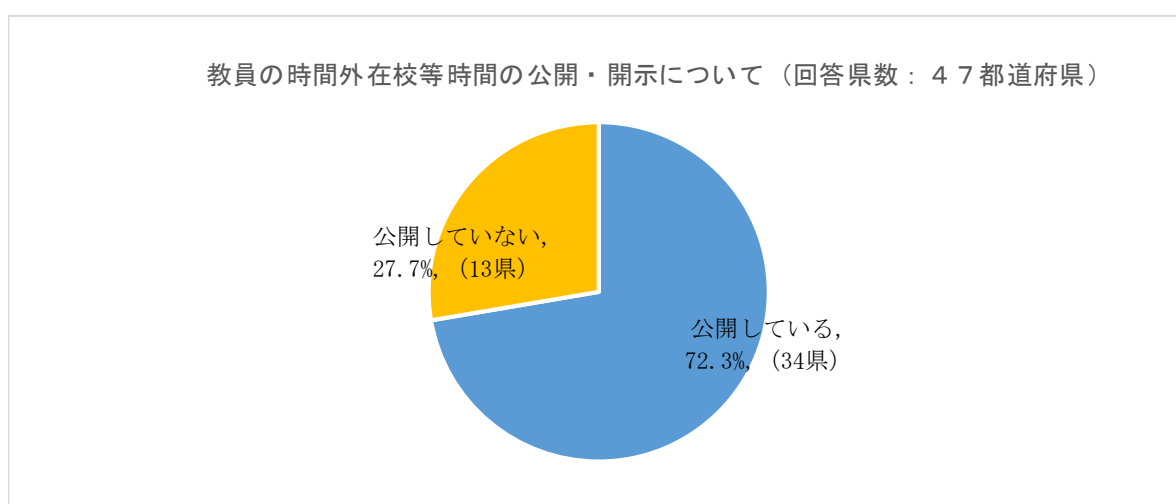
7割以上の都道府県で教員の時間外在校等時間を公開していた。

公開している都道府県では、時間外在校等時間の平均値をホームページに掲載し、学校現場で自校のデータと比較できるようにしたり、働き方改革を推進する会議の資料として利用している事例が多くみられた。

また、在校等時間のデータを利用して、多忙な教員を把握し、業務の偏りの解消を学校に依頼するとともに、多忙な教員に対し医師との面談等を行うなど教員の健康管理を行っている都道府県も多くみられた。

問2 (3)

教員が勤務時間を意識した働き方を行うよう促すために、教職員の時間外在校等時間の状況を公開もしくは開示等しているかお答えください。



問2 (4)

どのような形式で公開もしくは開示していますか具体的にお答えください。

都道府県	回答
北海道	道教委 HP において、毎月の道立学校の学校種別毎（高等学校・特別支援）の平均値を公表。学校現場で自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用できるようデータを送付。
青森県	県立学校の教育職員及び教諭・講師の時間外勤務時間の平均値を算出し、学校における働き方改革プランの取組状況調査結果で報告し、県教育委員会のHPに掲載している。
宮城県	平日の平均残業時間とその順位・理由、年次有給休暇・夏季休暇の取得状況、部

	活動日数（週当たり）、土日の部活動の状況等について、県立学校長会議において県立学校の平均値を示し、各県立学校長が自校の状況と比較できるようにした。
秋田県	・「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」の中で、平均時間外在校等時間を掲載している。 ・県立高校、特別支援学校では、全県の校長会議における資料として提示している。
福島県	6月に県が独自に実施している1週間の勤務実態調査の結果を分析し、公表している。
茨城県	市町村立学校においては、各教育事務所ごと、校種ごとの時間外在校等時間を県教育委員会HPに掲載している。県立学校においては、校長会等で最新の時間外在校等時間のデータを配布している。
栃木県	県立学校全体の平均値を参考データとして働き方改革のデータに掲載
群馬県	毎月実施している全県調査の取りまとめ結果（校種別・月別の時間外在校等時間の推移等）について、県立学校、各市町村教育委員会に対して、毎月フィードバックしている。また、校長会、市町村教育長会議等の各種会議等の機会を捉えて随時データを示すとともに、報道機関に対しても年1回程度の頻度で情報提供している。
埼玉県	市町村立学校及び県立学校における時間外「在校等時間」の月の平均値を有識者等で構成される働き方改革推進に係る会議の資料として活用。県立学校長及び市町村教育委員会に対しては、定期的に時間外「在校等時間」の平均値と全県の平均値が比較できる資料を情報提供。
千葉県	・校長、教頭、教諭等の調査対象者の全体の平均値等及び市町村立学校と県立学校の教諭等に分けた平均値等を報道発表。 ・働き方改革推進本部会議等の資料に掲載し、現状等を報告。 ・市町村及び学校現場が自校の状況と比較し、働き方改革の取組に活用。
神奈川県	県教委及び市町村教委の代表、校長会、現場教員等の代表で構成する県教職員人材確保・育成推進協議会働き方改革部会において、1か月あたりの時間外在校等時間が45時間を超えた教職員の割合（校種別）を開示。 また、定期的に開催される県立学校長会議において、1か月あたりの時間外在校等時間が45時間と80時間を超えた教職員の割合（校種別）や、割合別の学校数を開示。
富山県	県立学校もしくは県立高校全体の平均値を参考データとして働き方改革推進会議等の資料に掲載し、学校現場が自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している等

石川県	県内公立学校の教職員を対象とした勤務時間調査について、校種別に時間外勤務時間の月平均や月 80 時間を超える教職員の割合の平均値等を、県教委ホームページで公開している。
福井県	毎月の市町教育長会議、県立校長会で学校毎の平均時間外在校等時間と月 80 時間以上の超過勤務者の人数を開示。 月 80 時間以上の超過勤務が常態化している職員に対する指導の徹底を依頼。
長野県	・(高校) 県立中・高校全体の平均値を四半期ごとに参考データとして各学校に知らせ、学校現場が自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している。 ・(小中) 小中学校別に全体の平均値を、全校に送付し、学校現場が自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している。
岐阜県	県立学校における働き方改革の取組について理解を求める、地域・保護者向けリーフレットの中で、最繁忙月における 1 か月の時間外在校等時間の平均等のデータを示している
愛知県	校種ごとの平均値を、「教員の多忙化解消プランフォローアップ会議」（令和 2 年度まで）の資料として活用。教員の多忙化解消プランの終了した令和 3 年度以降も、学校における働き方改革にかかる関係者の会議を開催し、資料とする予定。
滋賀県	勤務時間の把握結果（全体版、各学校版）を学校へ送付し、学校現場が自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している。
京都府	各学校から提出された出退勤システムのデータを教育庁にて集計し、校種別や役職別の平均残業時間等のデータを総括安全衛生委員会において審議するとともに、各学校に提供している。さらに、これとは別にアンケート方式による実態調査を行い、公表している。
大阪府	府立学校の校種ごとの時間外在校時間を、大阪府教育行政評価審議会の資料に用いる「点検及び評価調書」に記載している。
兵庫県	全校種抽出校による平日、休日ごとの平均値、経年変化、各業務の所要時間等を HP に掲載するとともに、効果のあった取組み事例を紹介している。
和歌山県	ホームページでの公開
島根県	働き方改革推進会議等の資料として活用、研修会等で紹介
広島県	時間外在校等時間が月 45 時間を超えた教員数と時間外在校等時間の年間平均時間を教育委員会会議及び県議会に報告した。各学校に対しては、当該校の月別の状況を県平均と比較可能な状態で年度末に提供し、次年度の取組に活用するよう促している。
山口県	小学校・中学校・県立学校の教員一人当たりの 1 か月平均時間外在校等時間

	小学校・中学校・県立学校の教員の時間外在校等時間が月４５時間、年３６０時間を超える人数の割合
徳島県	働き方改革関連の会議において、校種別の平均値を資料に掲載
愛媛県	勤務実態調査（県立学校）の結果を県教育委員会 HP へ掲載、学校における働き方改革推進本部の会議資料（公開）に時間外勤務の状況を掲載
福岡県	県立学校毎の各月の平均値を３カ月毎に全校に送付し、自校の状況を他校と比較分析し、働き方改革の取組に活用している。
佐賀県	県立学校の校種別の平均時間及び県立学校全体の平均時間を、各県立学校へ提供し、各学校の衛生委員会等での活用を促している。
長崎県	県立学校全体及び校種、課程、学科ごとに、超過勤務該当者の割合、超過勤務者の主な理由の割合、超過勤務者の月ごとの人数と割合を学期毎に集計し、各学校に送付している。（県立） 各市町教委から報告のあった時間外勤務の状況について、県全体のデータを超勤改善等対策会議の資料に掲載している。（市町立）
大分県	・県立学校の平均時間、長時間勤務者数（４５時間超、８０時間超、１００時間超）のデータを県立学校総括安全衛生委員会の資料に掲載 ・毎月集計データを各学校に還元し、県全体と自校の状況が比較できるようにしている。
宮崎県	「学校における働き方改革推進プラン」の中に参考データとして掲載し、各市町村、各学校へ配付している他、HP 上にもアップしている。
鹿児島県	本県の「学校における業務改善アクションプラン」に示した目標等に関し、学校及び教職員の取組についての実施状況を把握し、年２回、公表している。各学校は、公表された結果を自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している。
沖縄県	沖縄県教職員働き方改革推進プラン（県教育委員会の HP 掲載）において、教職員の時間外勤務時間の状況を周知している。

問２（５）

在校等時間のデータについて、働き方改革・教職員の健康管理等の観点からどのような取組・分析等を行っているかお答えください。

都道府県	回答
北海道	データに基づき、各学校において個別指導するなどしている。
青森県	（４）の学校における働き方改革プランの取組状況調査において、校種毎・月毎に分析している。

岩手県	月 100 時間以上の時間外勤務を行った場合には、産業医による面談を必ず受けさせることとし、本人の健康状況とあわせて学校としての対応を報告させることとしている。
宮城県	平日の平均残業時間とその順位・理由、年次有給休暇・夏季休暇の取得状況、部活動日数（週当たり）、土日の部活動の状況等について、県立学校の平均値を示し、各県立学校長が自校の状況と比較できるようにした。また、労働安全衛生法に基づく面接指導の対象者の把握に活用している。
秋田県	・健康管理医あての「面接指導該当者等報告書」と併せてデータを活用することで、勤務実態及び健康状態を把握している。 ・時間外在校時間が極端に多い教員がいた場合、必要に応じて学校への状況聴取や助言を行うようにしている。
山形県	月 80 時間を超えている職員の状況について、各高校長より聴取りし、それに応じて時間外勤務を削減する手法等を助言している。
福島県	月 45 時間超及び月 80 時間超の人数及び割合を職種ごとに集計し、職種ごとの多忙な月等について分析をしている。
茨城県	こういった取組をすれば時間外在校等時間が 45 時間以下になるのかを重視して分析を行っている。また、80 時間以上での個別指導等に取り組んでいる。
栃木県	勤務時間管理のデータを健康管理に関するデータに活用している
群馬県	上述の在校等時間記録ファイルは、時間外勤務が規定の時間を超えた場合、その旨や産業医による面談を促すメッセージが自動的に表示される機能を備えている。また、県立学校の教職員に係る勤務時間状況等について、県教委の人事管理主管課及び労働安全衛生主管課で共有しており、課題が見受けられる場合には、管理職を通じて個別指導等を行っている。
埼玉県	時期的な業務の偏り状況や顕著な学校などの実態把握などを通じて分析を行い、実効性ある負担軽減方策を検討。
千葉県	在校等時間のデータと「意識調査」と「プランの取組状況調査」の結果をクロス集計し、現状の把握や効果的な取組の分析を行い、市町村や県立学校から報告された好事例を含め公開した。
東京都	平成 30 年 2 月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、教員の長時間労働の改善に向け多様な取組を総合的に推進しており、その取組状況や成果等を取りまとめる中で、「月当たりの時間外労働」を指標として、実態把握や経年比較を行っており、都立学校教育職員の在校等時間のデータをその中で活用している。また、都立学校においては時間外在校等時間が一定以上の教育職員に対して医師による面接指導を

	実施するとともに、都立学校安全衛生委員会の資料として時間外在校等時間 80 時間超の人数を参考として示し、安全衛生体制の充実にに向けた取組に活用している。
神奈川県	校長あてに、月 80 時間を超える教員に対する産業医と連携した面接指導のほか、業務の見直しによる教員間の業務の偏りの解消等、時間外在校等時間の縮減について依頼。
新潟県	県教育委員会は、毎月のデータを前年度、前々年度と比較し、全体的な状況分析と今後の取組を検討する。 校長は、出退校簿により長時間勤務職員を把握し、面談を実施して、医師による面接指導の希望の有無や健康観察の結果について県に報告する。
富山県	学校ごとの在校等時間のデータを校長に示し、働き方の改善を指示している。
石川県	【取組】時間外勤務時間の月平均時間を前年度より減少させる、月 80 時間を超える教職員ゼロを目指すことを達成目標とし、R2 年度より中長期的な目標として、国の指針で示されている月 45 時間、年 360 時間を目指すことも付加した。 【分析】時間外勤務時間についての教材研究・校務分掌・部活動の 3 つの内訳、年代別、性別、職種別など
福井県	月 80 時間以上の超過勤務者が複数いる学校の校長への聞き取り調査 月 100 時間以上の超過勤務者への医師面談の指示 複数月の平均が月 80 時間以上の超過勤務者への医師面談の推奨
山梨県	(県立学校) ・働き方改革の観点から、平均値を校長会等で共有して各校の取組の参考にしている。 ・健康管理等の観点から、長時間勤務者の面談や問診の基礎データとしている。 ・県の総合計画の目標値の進捗管理を行っている。(小・中も含む)
長野県	・(高校)時間外在校等時間の内訳として、「分掌業務」・「教科指導」・「部活指導」・「生徒指導」・「その他」の 5 分野の状況を記入してもらい、時期に応じてどの分野の業務が負担になっているのか把握し、具体的な改善に役立てている。 ・(小中)時間外在校等時間が、45 時間～80 時間、80 時間～100 時間、100 時間以上に分けてその人数を把握し、顕著な傾向がみられる学校に追跡調査を行い、その要因を確認している。
岐阜県	「出退勤管理システム」を活用し、教育委員会事務局職員が各学校の勤務状況を随時確認し、学校訪問等を通して、長時間勤務の改善に向けた助言を行っている
静岡県	・特定の調査対象校において、システムで把握した勤務時間データを活用し、学識者のファシリテーターのもと、全教職員が参加して働き方改革の具体的取組を考えるワークショップを開催

	・日ごとの在校等時間の時間数と時間外となった主な業務内容の把握、年間を通じて時期による時間数増減の傾向の分析を実施
愛知県	学校視察の際に、長時間勤務者のいる学校の校長に対しては業務改善の取組を依頼している。また、「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」に基づき、校長が該当者に面接指導を勧奨している。
三重県	毎月の時間外労働時間、長時間労働者数等の校種別、市町別、県立学校別のデータを各市町教育委員会や県各立学校に情報提供し、取組の分析、改善につなげている。各市町教育委員会及び各公立学校に取組状況調査を年間3回実施し、取り組み状況について確認している。
滋賀県	勤務時間の把握結果（全体版、各学校版）を学校へ送付し、各学校での職員会議や研修会において、本結果を活用するなどして、管理職と教職員が現状認識を共有するとともに、各校の実情に応じた超過勤務の縮減に向け、学校における働き方改革に一層取り組むよう促している。 また、学校からの時間外在校等時間の報告の検証し、上限時間の遵守に向けた取組事項を示している。
京都府	各学校現場にて、プライバシーに配慮しつつ、残業時間等の記録を衛生委員会等の審議に役立てている。 また、各学校から提出された出退勤システムのデータを全体の平均、学校別の平均、校種別の平均、職種別の平均、8時間越え人数割合の経年変化を見ている。そして、校種別や役職別の平均残業時間等のデータを総括安全衛生委員会において審議するとともに、各学校に提供している。
大阪府	府立学校の校種ごとの時間外在校時間を、大阪府教育行政評価審議会の資料に用いる「点検及び評価調書」に記載している。なお、各府立学校ごとに、各校の時間外在校時間・時間外在校等時間について、総務事務システムの入力等の結果を把握し、経年変化等を通じて分析している。
兵庫県	各県立学校の時間外在校等時間を県教育委員会と学校長との面談資料とし、各校での働き方改革の取組を促している。また、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施し健康管理を図っている。
奈良県	長時間勤務となっている学校や職員に対して、直接保健師が健康状況や要因等を確認している。また、人事担当や部活動関連担当とも共有し、要因分析等を実施している。
和歌山県	学校訪問時に各学校毎のデータを示し学校長等と働き方改革にかかる協議を行うとともに、必要な指導助言を行っている。また、研修会等において在校等時間の状況を示し、働き方改革の必要性を啓発している。

鳥取県	毎月、時間外業務時間を集計しており、長時間勤務者がいる学校に対し対策を講じること、本人へ保健指導の実施等の対応を行うよう指示している。
島根県	働き方改革推進会議で分析・検討をしている。
岡山県	2 か月平均 80 時間超の者を抽出し、健康管理担当課と連携して、学校への指導を行っている。
広島県	月の途中で月換算で時間外在校等時間が 80 時間を超える見込みの教員がいる学校に対して、状況を確認し、業務分担や進捗調整を行うなどの取組を行うよう指導助言を行っている。時間外在校等時間が連続して月 80 時間を超えるなどした教員に対して、県教委がヒアリングを行って状況を確認するとともに、改善に向けて指導助言を行っている。
山口県	継続的な把握により、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、教委として講ずるべき手立ての検討に生かす。
徳島県	学校の特性や地域の実情を分析し、有効な取組を検討するために活用
香川県	県立学校のデータを教育委員会（人事所管課）が監視し、異常な長時間勤務があった場合は、学校に問合せを行うなど指導している。
愛媛県	教職員を対象とした意識調査結果等の活用により、時間外勤務時間と教職員のやりがいや主観的幸福感、抑うつ傾向等との関係などを分析・検証し、管理職向けの会議等でフィードバックしている。
高知県	2 ヶ月に 1 回、各県立学校からの時間外在校等時間の状況及び要因について報告を受け、現状をまとめながら学校現場が必要としていることを施策につなげられるよう分析を行っている。
福岡県	勤務時間管理システムの集計結果と一定の基準を超えた県立学校からの報告を毎月確認し、必要に応じて各学校に対して聞き取り指導等を実施。
佐賀県	長時間の時間外在校等時間が複数月継続している職員について、当該職員が担当している業務や部活動等を踏まえた原因分析を行うためのデータを整理している段階である。
長崎県	どのような業務が超過勤務の理由となっているかを把握し、各学校において適切な業務量の調整・見直しの材料としている。（県立） 職種別（校長、副校長・教頭、その他）、月別に集計・分析している。（市町立）

熊本県	・働き方改革プランにおける取組みの進捗管理に活用している。 ・50人以上が勤務する県立学校に設置される衛生委員会に対して、長時間労働の教職員に係る情報共有、健康障害の防止策や業務分担の見直し等の協議、業務従事時間が正規の勤務時間を、1月当たり80時間を超えた教職員の氏名及び当該超えた時間に関する情報を産業医への提供の実施状況について報告を依頼している。 ・市町村教育委員会に対して、時間外在校等時間の報告を依頼しており、現状を把握している。また、管理職に対し、各学校におけるデータをもとに、一部の教職員に業務が集中し、長時間勤務が常態化しないよう状況に応じて校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すなど研修会等を通じて指導している。
大分県	・県立学校総括安全衛生委員会の資料として掲載 ・各学校の状況について、学校長面談の際の課長資料として準備し、学校状況や改善策等について聞き取りを行っている。
宮崎県	教諭等、副校長・教頭の時間外勤務が依然として多いため、評価指標を設定し、重点的に取り組んでいる。
鹿児島県	本県の「学校における業務改善アクションプラン」に示した目標の達成状況を分析し、目標達成に向けた県教委の取組を示している。
沖縄県	時間外勤務の縮減目標の設定や学校産業医による面接実施等の参考データとして活用している。県立学校においては、長時間勤務者（時間外勤務80時間超）の理由を四半期ごとに調査し、業務改善の取組の参考としている。

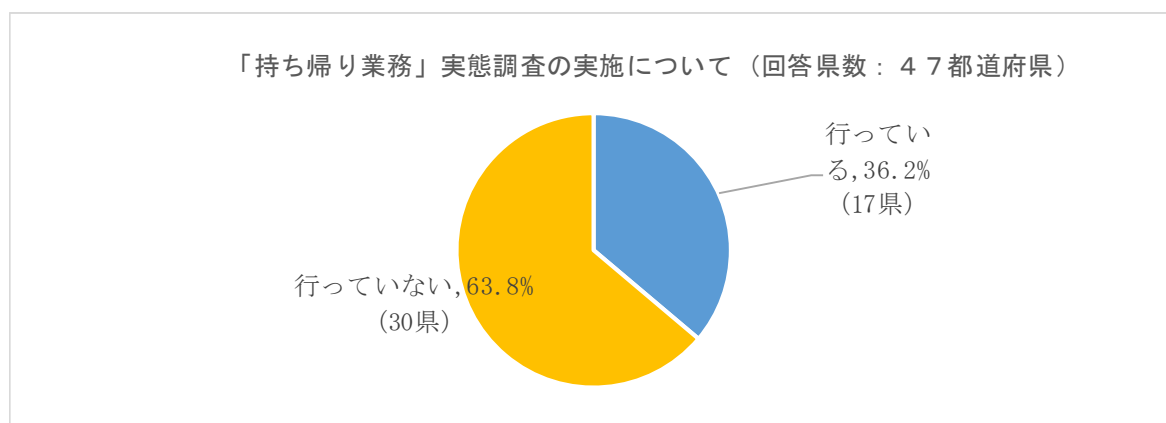
(4)「持ち帰り業務」について

「持ち帰り業務」の実態調査の実施している都道府県は4割未満であり、6割以上の都道府県が実態調査を実施していないことが明らかとなった。

実態を把握している都道府県の多くは、勤務実態調査と併せて実施していた。「持ち帰り業務」の縮減についても、「持ち帰り業務」の縮減に特化した取組をしている都道府県は少なく、全体の働き方改革の取組を進めて縮減を図っている事例が多く見られた。

問2（6）

「持ち帰り業務」の実態把握のために、貴教育委員会では実態調査等を行っているかお答えください。



問2（7）

どのように実態調査を行っているのか具体的（調査方法、調査対象、調査項目等）にお答えください。

都道府県名	回答
北海道	○調査方法等 抽出により調査対象校を選定し、3年に1回の頻度で実施している。（前回はR1年度に小28校、中28校、高20校、特10校を抽出）「持ち帰り業務」のみを対象とした実態調査ではないが、どのような業務にどのくらい時間を要しているかなどの勤務実態を把握するため、調査対象校の職員毎に、ある1週間の勤務状況を日にち別に調査しており、「持ち帰り業務」を行った時間数についても調査項目に設定している。 ○調査対象職員 校長、副校長・教頭、主幹教諭・教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手（R1年度2,065人）
秋田県	各小・中学校の教職員を対象としたアンケート調査

福島県	6月に県が独自に行っている1週間の勤務実態調査において、持ち帰り業務の内容と実施時間について、全県立学校教員と抽出で市町村立学校教員を対象に調査を行っている。
栃木県	全公立学校職員を対象に、「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査をインターネット上で回答する方法で行っている。
埼玉県	令和3年6月に全市町村から抽出した小中学校の教職員を対象に、在校中の勤務実態と併せて、持ち帰りの有無について実施。令和3年9月に、全県立学校の教職員を対象に、在校中の勤務実態と併せて、持ち帰りの有無について実施予定。
東京都	都立学校では在校等時間の把握にあわせて、持ち帰り業務について教育職員の自己申告により把握している。
神奈川県	当県では、業務アシスタントの配置効果を検証するため、毎年、15校（高等学校13校、特別支援学校2校）を対象に、勤務実態調査を実施しており（各校30名以上を抽出）、その中で、持ち帰り業務の内容、時間数についても調査を実施。
新潟県	10月下旬から11月にかけて、一定期間（1週間程度）、抽出調査（300人程度（全体の約1割））を行い、持ち帰り業務の有無及び内容について調査する。
富山県	出退勤管理システムによる調査、対象は全教職員、項目は時間のみ。
山梨県	平成29年に教員勤務実態調査を県独自で行った際、「持ち帰り業務」について、時間と業務内容の実態を把握した。調査結果については、他の項目とともに、平成30年5月に県のホームページで公開した。 調査対象：小学校65校抽出、中学校42校抽出、高校17校抽出
長野県	(1)①の時間外在校等時間調査において使用している勤務時間記録票に、参考値として「持ち帰り仕事」に従事した時間を記入する欄を設けている。
滋賀県	持ち帰り業務を行った時間について、申告を行うようにしており、各学校から在校等時間とともに報告をいただいている。
兵庫県	3～4年ごとに抽出調査を実施
岡山県	毎年6月に実施している勤務実態調査（抽出校対象）において、時間数を自己申告で回答させている。
香川県	【県立学校の場合】全教員に毎日の時間外在校等時間（業務内容ごと）や持ち帰り業務の時間を記録させている。
佐賀県	出退勤管理システム上の自己申告欄のひとつに「持ち帰り業務」の項目を用

	意しているが、時間だけしか把握できていない。
大分県	方法：令和2年10月5日（月）～11月9日（月）の期間中いずれかの1週間を各学校が選択し、教職員個人が所定様式をWeb 回答（匿名調査） 対象：全県立学校職員（上限方針対象者） 項目：自宅における業務時間及びその内容

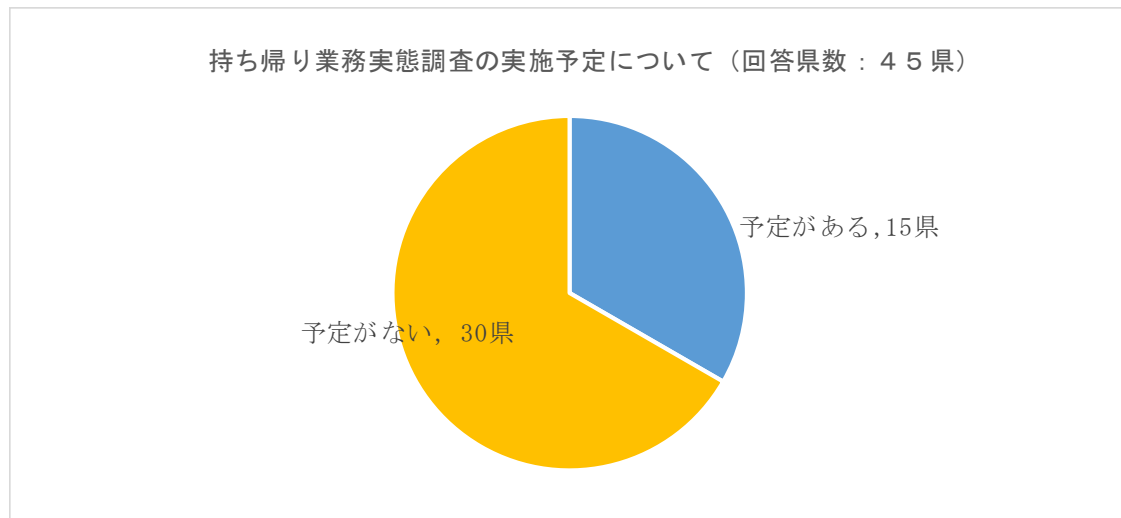
問2（8）

貴教育委員会が、「持ち帰り業務」縮減のために行っている取組がありましたら、具体的にお答えください。

都道府県名	回答
北海道	「持ち帰り業務」縮減に特化している取組はないが、全体の働き方改革の取組を進めることにより、持ち帰り業務の縮減にもつながるものとする。
秋田県	「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」の重点項目の中に位置付け、市町村教育委員会及び各学校長に実施を働きかけている。
群馬県	教職員が各自の「在校等時間記録ファイル」に「持ち帰り業務」を行った時間等について記録し、各学校長がその実態を把握した上で、必要に応じて縮減に向けた指導等を行うこととしている。
東京都	都立学校では教育委員会・校長は、持ち帰り業務の実態把握に努め、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めることとしている。
神奈川県	聞き取りや報告書を基に、勤務時間の適正化に資する取組内容を把握し、研修や説明会において、全体に普及。
兵庫県	「持ち帰り業務」に特化した取組は行っていないが、個人情報等の安全確保の観点からも、業務の持ち帰りは行わないことを周知している。
佐賀県	「持ち帰り業務」縮減だけに特化した取組は行っていないが、教育委員会が行っている働き方改革に係る取組は「持ち帰り業務」の縮減にもつながるものと認識している。特に、今年度から「スマート・スタート・さが」と銘打って教育庁各課が共通認識のもと教職員対象の研修や会議等の縮減を図っており、児童生徒と向き合う時間を十分確保することが、ひいては「持ち帰り業務」の縮減にもつながると考えられる。

問 2（9）

今後、「持ち帰り業務」の実態調査等を行う予定はありますか。



Ⅳ 調査のまとめ

今回の調査研究は、教員の働き方改革の推進における方策の1つである「1年単位の変形労働時間制」と「在校等時間の上限45時間の遵守に向けた対策」について、各都道府県の状況や課題、取組に関して調査し、結果を共有することにより、各都道府県における今後の業務の推進に資することを目的として実施した。

1 1年単位の変形労働時間制の導入

(1) 1年単位の変形労働時間制導入に向けた対応について（問1(1)～(6)）

1年単位の変形労働時間制の条例改正状況について、「昨年度（令和2年度）、条例改正した」は9県（19.1%）であり、「今年度（令和3年度）、条例改正予定」は3県（6.4%）、「来年度（令和4年度）以降、条例改正予定」は1県（2.1%）と、あまり進んでいない現状が明らかとなった。

34県（72.3%）が、条例改正について「未定」、「条例改正しない」と回答しており、その理由として、多くの都道府県が方針等に定める在校等時間の上限（月45時間、年間360時間）の範囲内にすることや業務改善、部活動指導の負担軽減等に取り組むことを優先と考えているためであることが分かった。

また、今般の新型コロナウイルス感染症による特殊な状況下においては、平常時の在校等時間の状況把握が難しい状況であることも導入が進まない要因の1つと考えられる。

(2) 1年単位の変形労働時間制導入に向けた課題（問2(1)、(2)）

都道府県が制度導入に向けた課題として、40県（85.1%）が「制度導入にあたっての前提条件（適用期間の前年度において、上限時間「月45時間、年360時間」の範囲内であること等）」を挙げていた。

また、32県（68.1%）が「制度導入後の勤務条件（適用期間内での時間外在校等時間の上限の遵守）」と「職員団体（組合等）の反対」と答えており、学校現場の現状において、在校等時間を上限の範囲内に収めることに苦慮していることが明らかとなった。

(3) 1年単位の変形労働時間制の導入に向けて (問2(3))

変形労働時間制の導入に係る課題の解決策としては、「働き方改革プランの実施」や「外部人材の活用」、「部活動の改革」、「行事・会議の精選」などを挙げている都道府県が複数見られた。

(4) 1年単位の変形労働時間制の導入後の状況について (問1(7)～(13))

今回の調査では、1年単位の変形労働時間制を実際に導入している都道府県からは、教員の勤務時間に対する意識向上やまとまった休日の取得促進といったメリットがあるとの意見があった一方で、規則に則った勤務時間の割り振りが行われているか点検するなど新たな業務が発生してしまうことや制度を全ての職員に適用できないといったデメリットを指摘する意見もあった。

また、1年単位の変形労働時間制を導入してまだ間もないことからこれから現場の声や意見を聴取する予定と回答している都道府県もみられた。

制度を実際に導入した都道府県の感想や意見等は、条例の改正を予定する都道府県や未定と答えた都道府県にとって大変参考になるものである。今後も制度を導入した都道府県の感想や意見等を共有できるようにすることが望ましい。

2 上限45時間の遵守にむけた対策

(1) 在校等時間の上限45時間の遵守に向けた対策について (問1(1)～(3))

時間外在校等時間の改善に効果があったと思われる対策について、多かった回答は、「⑫時間外在校等時間の把握」29県(63.0%)、「⑧スクール・サポート・スタッフの導入」22県(47.8%)、「⑤部活動指導員の導入」16県(34.8%)であった。

最も効果があった対策の概要についての自由記述では、「⑫時間外在校等時間の把握」について独自の取組について触れられている。「ICカードやタイムカードの活用」や「教員用PCからシステムへのログイン・ログオフに時刻による記録」についてあげる都道府県が多く見られた。

効果があったと思われる対策のうち、都道府県が独自予算で行っているものについては、「⑫時間外在校等時間の把握」をあげる都道府県が最も多かったが、次に多く見られた回答は、「⑤部活動指導員の導入」と「⑮校務支援システム」の2つであった。「⑧スクール・サポート・スタッフ」との回答も含めると、外

部人材をはじめとする人的資源の活用やＩＣＴ化の推進など学校現場への支援を行うことが、在校等時間の減少に効果的であることがうかがえる。

(２) 教員に対して勤務時間を意識した働き方を促す対策について (問２(１)～(９))

教育委員会として実施している取組について多かった回答は、「時間外在校等時間の把握(状況調査等)」４７県(100.0%)、次いで「学校閉庁日の設定」４４県(93.6%)、「好事例の紹介」３９県(83.0%)であった。最も効果があった取組についての自由記述では、「時間外在校時間の把握により、教員の勤務時間に対する意識が高まった」「管理職が教職員の勤務時間を把握することにより、面談や業務量の平準化を進めることができた」といった声があった。これらのことから、教育委員会としての実施している取組により、学校現場において、教員の勤務時間に対する意識だけでなく管理職の労務管理への意識の高まりが、全国的に見られるようになったことが明らかになった。

また、教員の時間外在校等時間の状況については、「公開している」３４県(72.3%)、「公開していない」１３県(27.7%)であった。具体的な開示の方法としては、ホームページへのアップや県教委会議資料への掲載、学校現場への情報提供といった方法が採られており、積極的な情報開示と学校現場への調査の還元が図られていることが明らかになった。

持ち帰り業務の実態把握調査等の実施について、「行っている」１７県(36.2%)、「行っていない」３０県(63.8%)であった。具体的な調査方法については、全数調査または抽出調査で行っている都道府県が、どちらも半数程度であった。調査方法についても持ち帰り業務について単独で調査するのではなく、他の調査の中で持ち帰り業務について併せて調査する都道府県が多かった。一方で、持ち帰り業務縮減のために行っている取組については、持ち帰り業務の縮減に繋がるような間接的な取組は行われているものの、直接的な取組としてはこれといった有効な取組がなかなか見いだせず、苦慮していることがうかがわれる。

3 国への要望

1年単位の変形労働時間制は、導入すること自体が日々の教員の業務や勤務時間を縮減するものではないが、業務量を削減した上で活用することにより、客観的な勤務時間管理の徹底、教職員定数等の条件整備、業務の役割分担・明確化などの他の施策と併せて学校における働き方改革を進めるための一つの選択肢になりうる仕組みである。

今回の調査では、1年単位の変形労働時間制を導入した都道府県から、教員の勤務時間を意識した働き方や休日の取得促進につながったなどのメリットを挙げる回答もみられている。

一方で、今回、1年単位の変形労働時間制の導入はほとんどの都道府県において、あまり進んでいないことが明らかとなった。その理由としては、時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守することや部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内におさめることなど多くの前提条件を満たす必要があることが挙げられた。

1年単位の変形労働時間制は教員の働き方改革を進める一つの選択肢であるが、導入のための条件を遵守しなければ制度の活用は進まないことから、導入前に教員の長時間勤務を解消することが喫緊の課題といえる。

上限45時間の遵守に向けた対策の調査では、校務支援システムなどのICTの導入や、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員といった外部人材の活用が教員の長時間勤務の解消に大きな成果を上げていること、また、多くの都道府県ではこれらの取組を独自の予算で実施していることが明らかとなった。

このように、教員の長時間勤務の解消には、業務の効率化を図るICT化の推進や教員が担うべき業務に専念できるようにするための外部人材等の人的資源の活用が重要であり、国にはこれらに対する補助事業や財政措置などによる手厚い支援を要望したい。

全国都道府県教育長協議会第3部会 令和3年度研究「教職員の働き方改革の推進について」

「1年単位の変形労働時間制・上限45時間の遵守に向けた取組に関する調査票」

都道府県番号	
都道府県名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

本研究では、「教職員の働き方改革の推進」において課題となっている「1年単位の変形労働時間制」と「上限45時間の遵守に向けた取組」について調査研究を行うことといたしました。

変形労働時間制については、条例の改正状況や課題・取組に関して調査し、各県の導入状況や課題について共有したいと考えています。

また、上限45時間の遵守に向けた取組については、教員の業務負担の軽減を踏まえた取組事例を調査、課題分析し、今後の施策・事業の検討や国への要望等に結びつけたいと考えていますので、調査への御協力をお願いします。

自由記述の項目が多くなっていますが、調査の後、回答内容は、似通ったカテゴリー別に分類・可視化（アフターコード化）する予定です。

なお、回答に当たっては、「都道府県教育委員会が主体として行っている」取組についてお答えください。

※都道府県教育委員会として、域内市区町村教育委員会を対象として取り組む施策を含みます。

★回答入力上の注意★集計の都合上、行・列・セルの挿入・削除は行わないでください（幅変更・非表示設定は差し支えありません）

調査基準日：令和3年8月1日

1 1年単位の変形労働時間制の導入について

問1 1年単位の変形労働時間制導入に向けた対応についてお伺いします。

(1) 貴教育委員会では、教育職員における1年単位の変形労働時間制導入のために条例を改正しましたか。

〈該当する欄に「○」を記入〉

- ① 昨年度、改正した
- ② 今年度、6月議会で改正した
- ③ 今年度、9月議会で改正する予定
- ④ 今年度、12月議会で改正する予定
- ⑤ 今年度、2月議会で改正する予定
- ⑥ 来年度以降、改正する予定
- ⑦ 未定（検討の予定がない場合も含む）
- ⑧ 条例改正しない

⑦、⑧を選択した場合、その理由を記述してください→問2へ

→

(2) 職員団体（組合等）への対応は、どのような手順、頻度で行いましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）〈自由記述〉

(3) 制度導入に向けて、地教委や学校からの理解を得るために、どのようなことを行いましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）

〈該当する欄に「○」を記入、複数回答可〉

- ① 地教委向けの説明会を開催
- ② 学校向けの説明会を開催
- ③ 説明会は個別に実施（1対1で対応）
- ④ パンフレット等を作成し、配付
- ⑤ その他

(4) 貴都道府県では、どの領域の条例・規則を改正しましたか。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）

〈該当する欄に「○」を記入、複数回答可〉

- ① 勤務時間に関する条例・規則
- ② 給与に関する条例・規則
- ③ 特殊勤務手当に関する条例・規則
- ④ その他

(5) 制度導入に向けて、条例・規則の改正後の流れ（スケジュール）をお答えください。（これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください）

（例：令和4年2月議会で改正→令和4年3月から12月にかけて地教委・学校への説明会等を行う→令和4年4月1日施行→地教委で関係する規則の改正等を行う→導入したい学校は令和5年度から導入）

- (6) 貴都道府県で改正した条例・規則の名称をお答えください。(これから条例等の改正をする都道府県は今後の予定をお答えください)

--

- (7) 貴都道府県で変形労働時間制を今年度導入した(今年度これから導入する)学校はありますか。

〈該当する欄に「○」を記入〉

- | | | | |
|---|----------------|------|--|
| ① | ある | | |
| ② | 来年度、導入予定の学校がある | →問2へ | |
| ③ | 現状予定なし | →問2へ | |

- (8) 貴都道府県で変形労働時間制を導入した学校は何校ですか。(今年度これから導入予定の学校も含む)

〈学校数を記述〉

--

 校

- (9) 貴都道府県で変形労働時間制を導入した学校における対象期間の平均は以下のどれにあてはまりますか。

〈該当する欄に「○」を記入〉

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 1年間 | |
| ② | 9ヶ月以上1年未満 | |
| ③ | 6ヶ月以上9ヶ月未満 | |
| ④ | 3ヶ月以上6ヶ月未満 | |
| ⑤ | 1ヶ月以上3ヶ月未満 | |

- (10) 貴教育委員会において、変形労働時間制を導入したことによるメリットやデメリットがありましたらお答えください。(自由記述)

--

- (11) 変形労働時間制を導入した学校において、導入のメリットやデメリットについて現場の声や感想がありましたらお答えください。(自由記述)

--

- (12) 変形労働時間制を導入している学校において、実施上の課題等があればお答えください。(自由記述)

--

- (13) (12)の課題に対して、どのような取組をしているかお答えください。(自由記述)

--

問2 1年単位の変形労働時間制導入に係る課題についてお伺いします。

- (1) 貴教育委員会で、変形労働時間制導入にあたっての課題は何ですか（導入済みの都道府県においては「何でしたか」）。

〈該当する欄に「○」を記入、複数回答可〉

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| ① | 制度導入にあたっての前提条件
(適用する期間の前年度において、上限時間「月45時間、年360時間」の範囲内であること等) | ☐ |
| ② | 制度導入後の勤務条件
(適用後も対象期間において、上限時間「月42時間、年320時間」の範囲内とすること等) | ☐ |
| ③ | 管理職の制度理解 | ☐ |
| ④ | 教職員の制度理解 | ☐ |
| ⑤ | 職員団体（組合等）の反対 | ☐ |
| ⑥ | その他 | ☐ |

- (2) (1)で回答した中で、具体的な課題点があればお答えください。（自由記述）

- (3) (1)及び(2)で回答した課題に対する解決方法として具体的に考えられる方法や方策があればお答えください。（自由記述）

2 上限4 5時間の遵守に向けた対策

問1 上限4 5時間の遵守に向けた対策についてお伺いします。

- (1) 貴教育委員会で実施している上限4 5時間の遵守に向けた対策で、時間外在校等時間の改善に効果があったと思われる対策について3つ以内で選択し、順位付けしてお答えください。〈選択肢回答〉

① 業務改善目標（KPI）の設定	⑪ 教員の業務量を調整する体制の構築
② 業務改善のPDCAサイクルの構築	⑫ 時間外在校等時間の把握（状況調査の実施等）
③ 業務実施の統一的な方針の策定	⑬ コミュニティ・スクールの導入
④ 事務職員の校務運営への参画の促進	⑭ 地域学校協働活動の推進
⑤ 部活動指導員の導入	⑮ 校務支援システムの導入
⑥ スクールカウンセラーの導入	⑯ ICTを活用した教材の共有
⑦ スクールソーシャルワーカーの導入	⑰ 研修・研究事業の見直し（適正化）
⑧ スクールサポートスタッフの導入	⑱ 教育委員会実施の調査統計の見直し
⑨ スクールロイヤー制度の導入	⑲ 教育委員会主催の会議等の見直し
⑩ 管理職登用の際のマネジメント能力の適正な評価	⑳ その他

(1) 効果があった対策			
1位	2位	3位	「㉔その他」の場合はその内容〈自由記述〉

- (2) (1)で「効果があったと思われる対策」のうち、最も効果があった対策の概要についてお答えください。〈自由記述〉※別添資料による提供も可

概要	
効果	
課題	
今後の方針	

- (3) (1)で「効果があったと思われる対策」のうち、都道府県独自予算で行っているもの（国予算以上の任用数のものを含む）をお答えください（3つ以内）。※(1)の選択肢の番号でお答えください。

--	--	--

問2 教員に対して勤務時間を意識した働き方を促す対策についてお伺いします。

- (1) 教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すために、貴教育委員会として実施している取組を回答してください。（複数選択可：該当する欄に「○」を記入）

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 時間外在校等時間の把握（状況調査等） | ☐ |
| ② 定時退庁日の設定 | ☐ |
| ③ 学校閉庁日の設定 | ☐ |
| ④ 働き方に関する研修の実施 | ☐ |
| ⑤ 働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施 | ☐ |
| ⑥ 学校評価の活用 | ☐ |
| ⑦ 好事例の紹介 | ☐ |
| ⑧ 特に実施していない | ☐ |
| ⑨ その他 | |

--

- (2) 教員が勤務時間を意識した働き方を行うよう促す上で最も成果があった取組について、記入してください。

((1) の選択肢番号と成果の内容を自由記述してください。)

番号	成果のあった取組 (自由記述)

- (3) 教員が勤務時間を意識した働き方を行うよう促すために、教職員の時間外在校等時間の状況を公開もしくは開示等しているかお答えください。

① はい

☐

② いいえ → (5) へ

☐

- (4) どのような形式で公開もしくは開示していますか具体的にお答えください。

(例：県立学校もしくは県立高校全体の平均値を参考データとして働き方改革推進会議等の資料に掲載し、学校現場が自校のデータと比較分析し、働き方改革の取組に活用している等)

- (5) 在校等時間のデータについて、働き方改革・教職員の健康管理等の観点からどのような取組・分析等を行っているかお答えください。

- (6) 「持ち帰り業務」の実態把握のために、貴教育委員会では実態調査等を行っているかお答えください。

① はい

☐

② いいえ → (9) へ

☐

- (7) どのように実態調査を行っているのか具体的 (調査方法、調査対象、調査項目等) にお答えください。

- (8) 貴教育委員会が、「持ち帰り業務」縮減のために行っている取組がありましたら、具体的にお答えください。

- (9) 今後、「持ち帰り業務」の実態調査等を行う予定はありますか。

① はい

☐

② いいえ

☐

〈以上になります。ご協力ありがとうございました。〉

2 部活動改革の取組について

I 調査研究の趣旨

部活動については、これまで教育課程との関連を図り、豊かな人間性の育成や体力向上など学校教育の一環として実施されてきたところであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養といった好ましい人間関係の形成等に資するという意義がある。

また、部活動は、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会でもあり、我が国の学校教育において重要な役割を担ってきた。

一方で、教員の働き方改革を進めるに当たり、部活動における教員の時間的・精神的な負担を軽減することが大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、令和5年度以降、休日の部活動への段階的な地域移行を実施することとしており、各都道府県において部活動改革の取組をより一層進めていく必要がある。

については、教員の時間外勤務の縮減及びワークライフバランスの推進のため、休日の部活動の段階的な地域移行や、指導・運営に係る体制の構築等といった部活動改革の取組について、各都道府県の現状や取組の方向性を把握し、考察することで、今後の各都道府県における施策・事業の検討、また国への要望に役立てていきたいと考える。

Ⅱ 調査概要

1 調査対象

47都道府県教育委員会(回収率100%)

本調査では、主に自由記述で回答いただいていたものを分類(アフターコード化)し、集計している。そのため、同様の取組をしているが自由記述に記載していなかった等のため、実施都道府県数として計上できていない都道府県もあると予想され、実際の取組都道府県数はもっと多い場合もあると考えられる。

2 調査期間

令和3年8月6日～9月10日 (調査基準日：令和3年8月1日)

3 調査票

別紙のとおり

4 調査内容

- ・部活動改革の取組について
- ・適切な運営のための体制整備
- ・適切な休養日等の設定
- ・学校単位で参加する大会等の見直し

5 研究担当県

佐賀県・山梨県

Ⅲ 調査結果

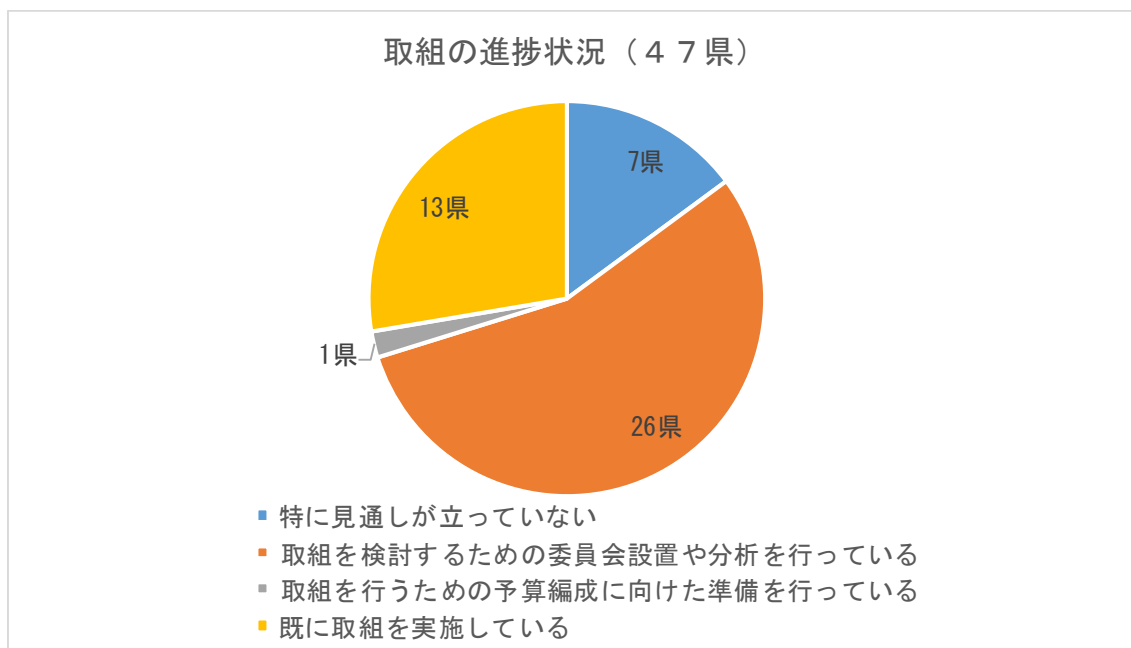
1 部活動改革の取組について

(1) 取組の進捗状況について

スポーツ庁・文化庁の地域部活動推進事業以外の各都道府県の進捗状況について回答をいただいている。

現時点では、取組を検討するための委員会の設置や分析を行っている都道府県が多く、多くの都道府県が部活動改革を進める上での準備段階にあることがわかる。

委員会では外部団体を含めたメンバーで構成されていることが多く、部活動改革について幅広く検討を行っていることがわかる。また、既に取り組を実施している都道府県の中には、研究の実施や大会日数の縮減、委員会等の設置をした上で提言の公表など、具体的な取組まで行っている都道府県がみられる。



ア 委員会のメンバー、開催回数、検討内容等 【26県】

(委員会のメンバー)

- ・外部団体を含めたメンバーで構成（22県）

学校代表・中体連等代表・市町村教委代表・PTA代表・スポーツ協会代表・学識経験者（大学教授）、競技団体、中学校校長会会長 等

- ・教育庁内組織で構成（4県）

(開催回数)

年1～3回実施

(検討内容)

- ・ 持続可能な部活動の在り方について
- ・ 部活動指導員配置事業の運営と効果の検証
- ・ 部活動ガイドラインの周知と効果の検証、改訂について
- ・ 教師に代わる専門的な指導を担う地域人材の確保、費用負担の在り方の整理等
- ・ 合同チームの在り方や大会参加等に関する課題の検証と改善策の検討
- ・ 休日の部活動の段階的な地域移行に関するモデルパターン等の検討
- ・ 教員の部活動の負担軽減について
- ・ 働き方改革の取組を関係団体と協議し、ロードマップを作成 等

イ 既に取り組んでいる内容 【14県】

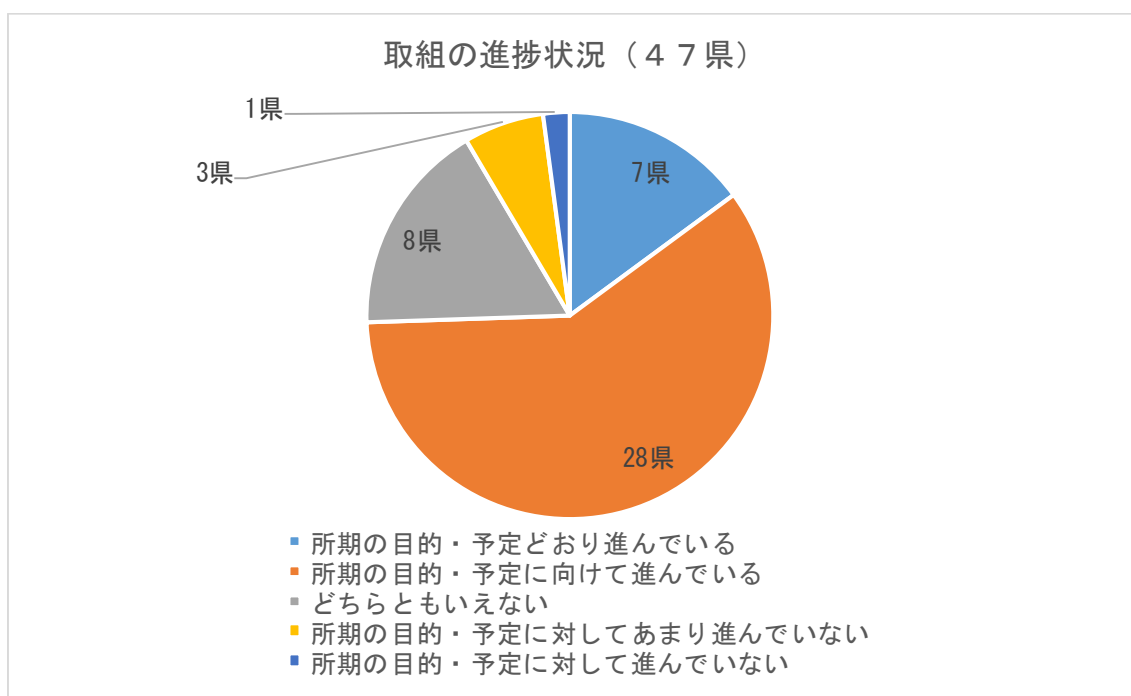
- ・ 「中学生スポーツ・文化活動のあり方について」研究、有識者会議を実施し、提言を公表
- ・ 合同部活動の推進に関する実践研究を実施
- ・ 検討会委員会を開催
- ・ 部活動に関する総合的なガイドライン、方針等の策定
- ・ 調査により大会を把握し、大会日数の縮小を図る
- ・ 設置部活動数の削減
- ・ 専門的な実技指導力を備えた適切な指導者を派遣

2 休日の部活動の段階的な地域移行について

(1) 取組の進捗状況について

休日の部活動の段階的な地域移行については、全ての都道府県で取組を行っている。

今回の調査時点では、所期の目的・予定に向けて進んでいる都道府県が多い。一方で新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施することができず、所期の目的・予定に対して進んでいない都道府県もある。新型コロナウイルス感染症の拡大により地域間の進み具合に差が生じてしまうことが懸念される。

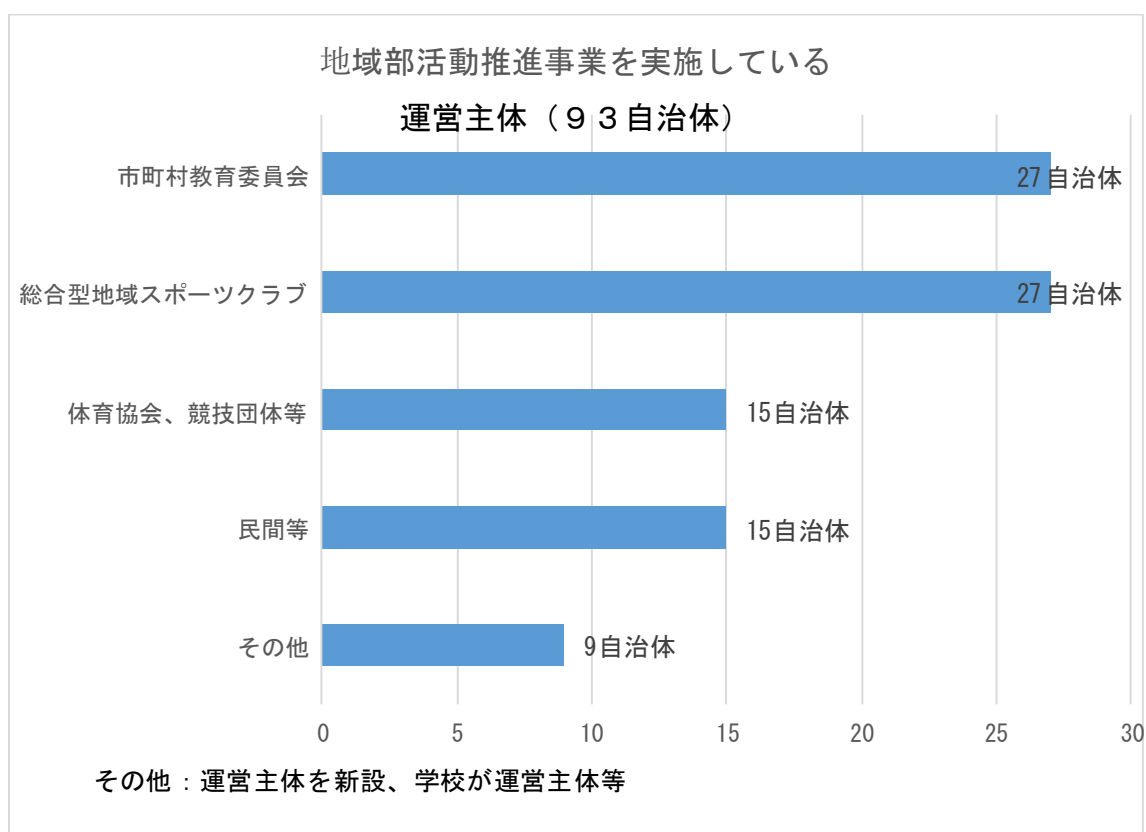


(2) 運営主体について

地域部活動推進事業を実施している93自治体について、運営主体を回答いただいている。

半数以上は総合型地域スポーツクラブや競技団体等が運営主体となっているが、市町村教育委員会が運営主体となっている自治体も見受けられる。

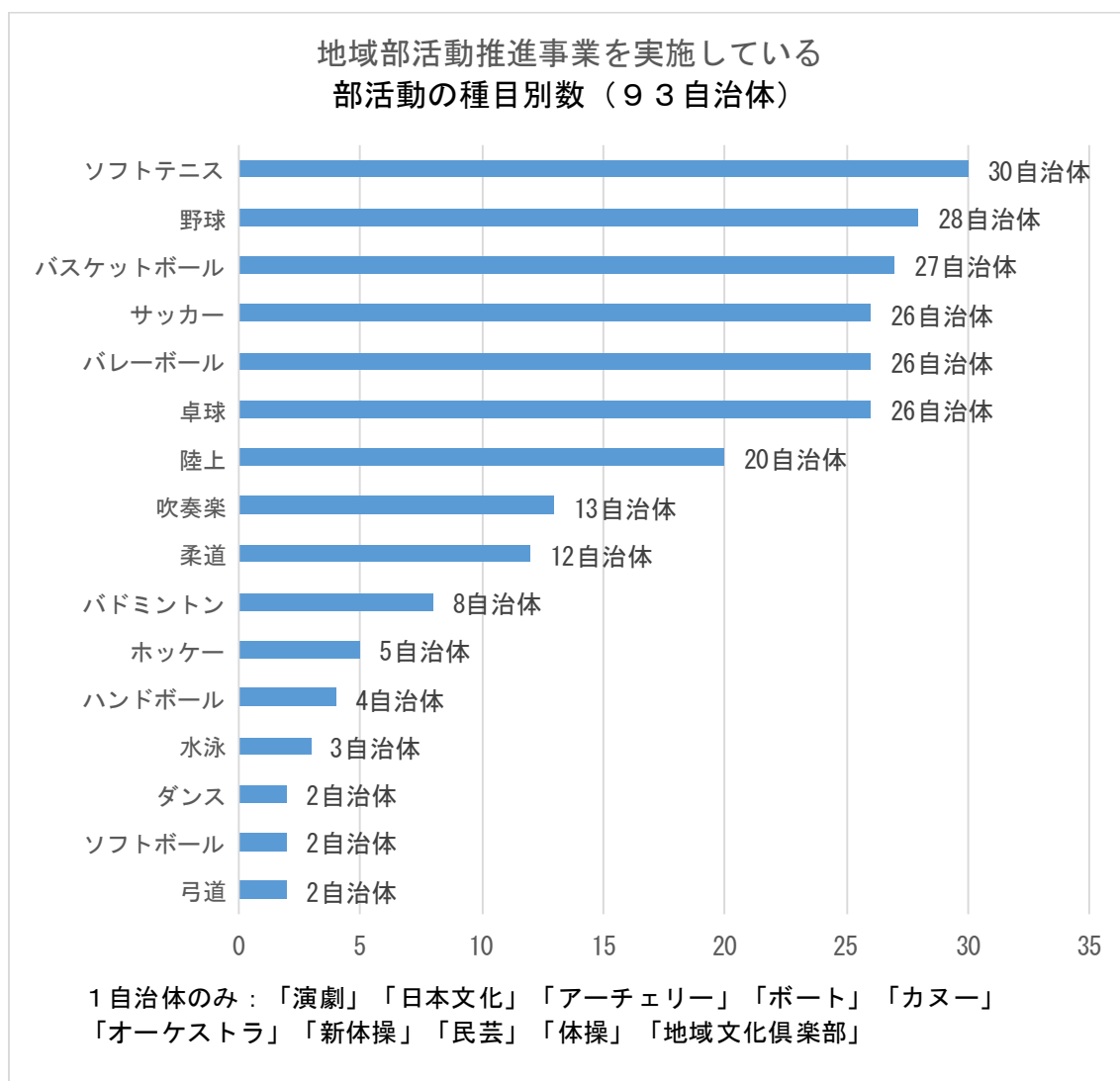
今後、全国的に取組を拡大していく際には、総合型地域スポーツクラブ等が近隣に無い場合も想定され、運営団体の確保については課題があることがわかる。



(3) 部活動の種目について

また、地域部活動推進事業を実施している93自治体の部活動の種目別数は以下のとおりとなっている。

一番多いのがソフトテニスであり、種目によって実施数に差があることがわかる。今後取組を進める中で、実績を積み重ねていくとともに、取り扱う種目を増やしていくことが求められる。



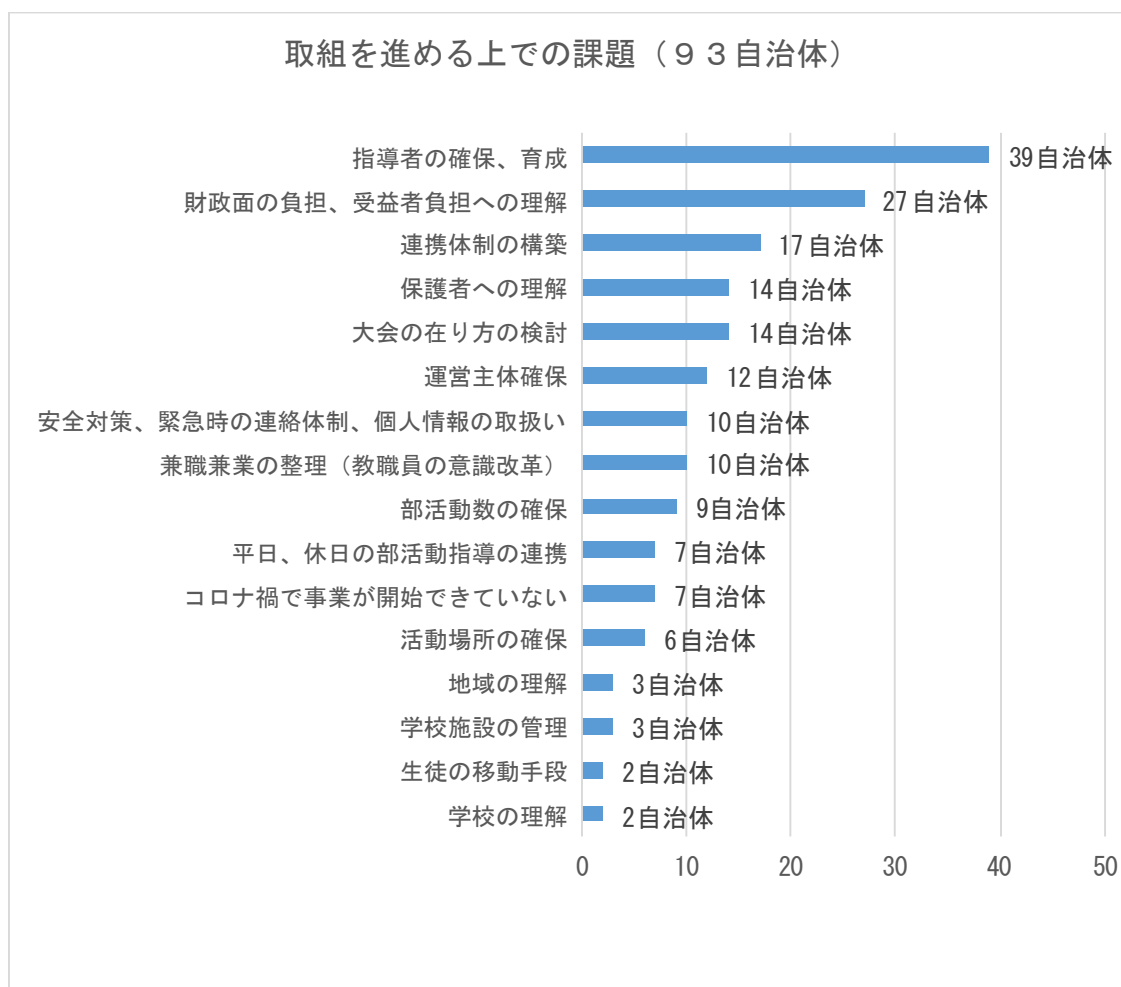
※男女で分かれているものは1つとしてカウントしている。

（４）取組を進める上での課題について

また、地域部活動推進事業を進める上での課題について回答をいただいております。以下のとおり分類しています。

地域部活動推進事業を進める上で、特に指導者の確保、育成を課題としている都道府県が多いことがわかる。

また、休日の部活動を地域に移行することのメリットについて生徒、保護者に伝わりにくいことや、受益者負担になることについて理解を得ることが課題としてあげられており、保護者への情報発信を積極的に行う必要がある。



参考：休日の部活動の段階的な地域移行に係る各都道府県の回答

都道府県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
北海道	1	【競技名】女子バレーボール部 【運営主体】地域スポーツのあり方検討委員会 (事務局：市教委) 【兼職兼業】無 【運営会議のメンバー】市スポーツ推進委員会・文化スポーツ振興財団・市スポーツ協会・市スポーツ少年団本部・総合型地域スポーツクラブ・市校長会代表・市中体連代表・市PTA代表・市子ども会育成連絡協議会・地域学校協働本部・市教委職員	○コロナ禍で事業が開始できていない ○人材・団体の確保 ○生徒・保護者の部活動に対する意識の違い
北海道	2	【競技名】陸上部・野球部・バスケットボール部 【運営主体】総合型地域スポーツクラブ・民間事業者 【兼職兼業】有 【運営会議のメンバー】各中学校長・各中学校教員代表・総合型地域スポーツクラブ・民間事業者・町スポーツ協会・町教委職員	○コロナ禍で事業が開始できていない ○休日の指導を担う地域人材の確保・マッチングの仕組みの構築 ○学校部活動と地域部活動の区分 ○費用負担 ○教員の兼職兼業
北海道	3	【競技名】野球部・女子バレーボール部・女子バスケットボール部・地域文化倶楽部 【運営主体】市教育委員会 【兼職兼業】無 【運営会議のメンバー】各中学校長・CS代表・社会教育委員・体育協会・文化団体・市教委職員	○コロナ禍で一部事業が開始できていない ○学校に対する地域の理解 ○地域人材との協力体制の構築

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
青森県 運動部	1	・バスケットボール、ソフトテニス、サッカー ・保護者による運営組織の設立と十和田市スポーツ協会、総合型スポーツクラブ RED HORSE、十和田市教育委員会との連携 ・今年度は、兼職兼業はない。 ・運営会議は、校長、教頭、PTA 会長、部活動担当教諭、部活動指導員、十和田市スポーツ協会、総合型スポーツクラブ RED HORSE、十和田市教育委員会、県教育委員会で組織している。	①指導者の確保 ②運営団体の設立 ③費用負担の在り方
岩手県	3	・中高一貫の町であり、高校進学後の部活動を見据えながら、複数校での合同部活動ができる環境の整備を目指している。 ・7競技（バスケットボール、サッカー、野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道） ・運営主体は、町教育委員会が担っている。 ・運営会議の主なメンバーは、県教育委員会、町教育委員会、町体育協会となっている。	・課題については、実践研究を通じ、今後、明らかにするもの。 ・定着させるために想定される課題は、運営に必要な経費の「経済的負担」、専門的な「指導者の確保」である。
岩手県	3	・町技として普及させている「ホッケー競技」に特化し、複数校での合同部活動ができる環境の整備を目指している。 ・運営主体は、町教育委員会が担っている。 ・運営会議の主なメンバーは、県教育委員会、町教育委員会、町体育協会となっている。	・課題については、実践研究を通じ、今後、明らかにするもの。 ・定着させるために想定される課題は、運営に必要な経費の「経済的負担」、専門的な「指導者の確保」である。
宮城県	1	5部活で実施 白石市教育委員会と（株）リーフラス、白石市スポーツ協会が連携 兼職兼業なし	
宮城県	1	5部活で実施（陸上、バスケットボール、野球、サッカー、バドミントン） （株）リーフラスに委託 兼職兼業あり	

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
秋田県	2	競技名：陸上競技、ソフトテニス、卓球、柔道 運営主体：市教育委員会 兼職兼業の有無：無 運営会議メンバー：市体育協会理事長、当該校 校長、指導者、市教育委員会職員	・運営主体となる民間団体の確保、設立（初年度 は、市教育委員会が運営主体となっている） ・指導者の人材確保
山形県	1	総合型クラブ（さけがわ友遊 G' love）との連携 により、野球部、バレーボール部、バドミント ン部の休日の部活動を地域スポーツ活動へ移 行。教員の兼職兼業は有り。	小規模校であるために、教員数も少なく、必ずし も専門の指導ができるとは限らず、部活動指導に おける負担感が大きい。
福島県	1	競技名：剣道 運営主体その他連携団体：福島県剣道連盟若松 支部、会津若松市中体連、会津若松市教育委員 会 教員の兼職兼業は有り。	教員の働き方改革を、全面に出すと部活動を熱 心に取り組みたい教員や、運営団体指導者より 様々な課題が出てくるので、生徒の活動を保障す るという点で進める必要がある。
茨城県	1	○つくば市立谷田部東中学校とつくばＦＣ（総 合型地域スポーツクラブ） ○10 競技（男女バスケットボール、男女ソフ トテニス、陸上競技、野球、サッカー、女子バ レーボール、卓球、剣道） ○男子バスケットボールで兼職兼業を実施 ○検討会メンバー（つくば市中学校校長 16 名、 つくば市教育委員会、県保健体育課）	○財政面の負担が大きく、参加者を増やすことや 地域のスポンサーとなる企業などの協力が必要な こと。 ○休日に実施することにより、専門の指導者を派 遣することが難しいこと。（専門の指導者は土日 に別なクラブでの指導を行っている） ○近隣の学校と連携したいが、参加する生徒の移 動手段が必要なこと。 ○中体連の大会に地域部活動で出場できないこ と。
茨城県	1	○水戸市立双葉台中学校とオーカスポーツマ ネジメント（民間スポーツクラブ） ○5 競技（男子バスケットボール、男子ソフ トテニス、男子卓球、剣道、サッカー） ○サッカーで兼職兼業を実施 ○運営会議メンバー（水戸市校長会会長、水戸 市中体連会長、民間スポーツクラブ 2 名、拠点 校校長、拠点校 ＰＴＡ 会長、水戸市教育委員会、 水戸市スポーツ課、県保健体育課）	○保護者の理解を得ることが難しかったため、受 益者負担による活動ができなかったこと。 ○学校の中で 5 競技だけが地域部活動を実施する ことに、生徒、保護者から理解を得ること。 ○専門の指導者への謝金額と指導回数を調整する こと。 ○指導者を確保すること。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
栃木県	1	競技名： サッカー、バスケットボール男女、剣道、弓道、柔道 運営主体： モデル事業実施総合スポーツクラブ 兼職兼業： 1名 実施形態： 毎週末補助員及び指導員が、休日は地域の指導者として指導 指導者： 平日、運動活動補助員及び部活動指導員として指導している指導者が、休日は地域の部活動指導者として指導に当たっている。	・ 安全対策 ・ 緊急時の連絡体制 ・ 指導者の高齢化 ・ 費用負担 ・ 指導体制と、協力体制の構築
栃木県	1	競技名： 陸上競技、サッカー、野球、バスケットボール男女、バレーボール男女、卓球男女、ソフトテニス男女、剣道、吹奏楽 運営主体： モデル事業実施総合スポーツクラブ 兼職兼業： 0名 実施形態： 隔週で実施 指導者： 地域スポーツクラブ指導者が指導に当たっている	・ 多種目の地域指導者の確保 ・ 生徒のニーズに合った指導者の確保 ・ 学校施設の管理（校舎等の解錠や施錠の徹底） ・ 指導体制や協力体制の構築 ・ 個人情報の取扱い ・ 費用負担 ・ 安全対策 ・ 緊急時の連絡体制
群馬県	1	競技：バドミントン 千代田町立千代田中学校 運営主体：総合型地域スポーツクラブ ちよだスポーツクラブ（千代田町教育委員会と連携） 運営：月2回、学校または総合体育館（9月からの実施予定）	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、部活動の制限があり実施時期や回数の調整が難しい。 ・ 土日の一部地域移行についての生徒や保護者の理解をどのように進めていくか。指導の一貫性や、土日の大会参加についての役割分担等が課題になってくる。
埼玉県	1	競技名未定。運営主体は市。企画運営委委員会のメンバーは、市教委、中学校長会、市PTA、NPO法人、体育協会等。	・ 大会の在り方についての整理ができていない。（中体連の大会に出場することが可能か否か等） ・ 地域と学校、生徒・保護者の理解を得られるか。（アンケートによる意向調査の必要性） ・ 地域部活動を行う受け入れ可能な団体を確保できるか。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
千葉県	1	ソフトテニス、バドミントン、卓球 NPO法人 兼業兼職無し 運営会議？	特になし
東京都	1	(体育部) ①民間事業者が地域の人々、社会教育施設や社会教育関係団体との連携し、サッカー部における持続可能な運営体制の整備 ②対象校の生徒を対象に、プロのクラブチームの方々に協力を依頼し、年間10回以上の練習会を実施 ③教員の勤務状況、生徒と保護者の意識調査を校務支援システムやICT機器を活用して行い、変容を検証	①部活動を行うための指導者と活動場所の確保 ②所属校に希望する部活動がない生徒を対象とした外部団体等の地域と連携した部活動環境の整備
東京都	2	(体育部) 民間事業者が主体となり、陸上競技部、バスケットボール部において以下の取組を実施 ①地域部活動指導者の選出 ②地域部活動の実践研究（運営管理方法の構築、休日活動における地域移行の実証） ③検討・運営会議の設置 ・教育委員会、中学校（学校長）、保護者、民間企業などでメンバー構成 ④持続的な運営財源・体制の実証 ・学校体育施設または民間施設を利用したスクール等の自主事業の実施検証等	①地域部活動の運営責任の所在 ②拠点校（施設・該当学校部活動・担当顧問等）との関わり・役割分担 ③地域部活動参加者の管理（出欠管理・保険） ④拠点校での指導者調整・スケジュール管理・指導方針や内容の管理 ⑤指導者向けの研修・コンプライアンスの徹底 ⑥保護者・生徒の理解

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
東京都	1	(文化部) ・日本文化に関する琴部、茶道部、茶華道部の3つを「日本文化部」として統合 ・外部指導員の指導への専念、活動の円滑な進行のため「サポートメンバー」を募集 ・「地域部活動検討委員会(仮称)」を年3回開催し、内容の確認、見直し、検討を実施 ・「地域部活動検討委員会(仮称)」は、外部指導員、関係校長、関係PTA会長、教育委員会事務局で構成	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外部指導者の活動が限定的
神奈川県	8	競技名：サッカー、剣道、陸上競技、卓球、吹奏楽 運営主体：市教育委員会 連携団体：サッカーは、地域のサッカークラブ 吹奏楽は、地域の外部指導者 剣道、陸上競技、卓球は、地域の協会や連盟の指導者等による活動を目指して調整中 兼職兼業：兼職兼業による教員の参加は剣道、陸上競技、卓球で行う予定 運営会議の構成：県教育委員会、教育事務所、市教育委員会各指導主事等	・指導者の選定や指導内容 ・活動場所 ・学校現場の本事業への理解 ・市教育委員会のビジョン
新潟県	拠 点 地 域 と し て 実 施	○競技 バスケットボール サッカー 柔道 軟式野球 ※兼職兼業については検討中 ○運営主体 市協会等 ○連携団体 上記競技の他、バドミントンとソフトテニスで外部指導者として企業チーム関係者の任用を試行 ○運営会議 市中学校長会 市中体連 市スポーツ所管課 市スポーツ協会 市教育委員会 ○その他 市内25中学校を対象とした取組 運営会議は検討委員会、ワーキング部会、部門部会に細分化	○都市部において、地域単位での活動とするために、関係団体等との調整が難航している ○中体連大会の在り方が変わらないと制度設計が困難である ○兼職兼業の仕組み作りに向けた考え方の整理

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
新潟県	拠 点 地 域 と し て 実 施	○競技 バスケットボール ソフトテニス 軟式野球 ※兼職兼業については検討中 ○運営主体 総合型地域スポーツクラブ ○連携団体 指導者の資質向上のため、新潟医療福祉大学と連携したプログラムを試行 ○運営会議 運営主体 市中学校長会 市中体連 市スポーツ所管課 市スポーツ協会 市教育委員会 P T A ○その他 平日の地域移行も試行 既に実施の一部地域の取組を市内全地域に広げる試み	○運営主体と市教委の考え方のズレ ○中体連大会の在り方が変わらなないと制度設計が困難である ○兼職兼業の仕組み作りに向けた考え方の整理
新潟県	拠 点 地 域 と し て 実 施	○競技 ソフトテニス 軟式野球 卓球 剣道 柔道 ※兼職兼業については検討中 ○運営主体 総合型地域スポーツクラブ ○連携団体 市協会と連携し指導者を確保 ○運営会議 運営主体 市中学校長会 市中体連 市スポーツ所管課 市スポーツ協会 市教育委員会 P T A ○その他 平日の学校部活動を含めた活動ガイドラインを策定	○中体連大会の在り方が変わらなないと制度設計が困難 ○兼職兼業の仕組み作りに向けた考え方の整理
富山県	1	・ソフトテニス、バドミントン、野球、バレーボール・高岡市体育協会・社会人・大学教授、市中学校長会長、市中学校体育連盟会長 等	・市内のほとんどの中学校において、長期にわたって生徒数の減少が続いており、学校の小規模化、教員数の減少、設置部活動数の減少傾向にある。
富山県	1	・バスケットボール、陸上、卓球、柔道、剣道、ソフトテニス、バレーボール・朝日町型部活動コミュニティクラブ ・競技協会指導員、地域スポーツ指導員・大学教授、朝日町体育協会会長、朝日町体育協会理事長 等・吹奏楽 ・朝日町教育委員会・兼職兼業有 ・地域指導者、朝日中学校の教頭・部活顧問、朝日町文化・体育振興公社、朝日町教育委員会事務局	・生徒のニーズに応じた地域運動部活動実施に伴う環境及び条件の整備と教員の学校部活動における負担軽減・人材確保について（現在の指導員が次年度以降継続できるかが不明、町内に指導者がいない 等） ・会場確保と使用について（校舎を使う際の鍵の受け渡し、校舎以外の会場費、活動時間 等） ・緊急連絡体制の構築について（外部指導者の場合における保護者等への連絡方法 等） ・事故の対処方法について（保険、応急処置 等）

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
富山県	2	・バレーボール女子、バスケットボール男子、バスケットボール女子、アーチェリー、陸上、柔道、剣道・黒部市教育委員会（KUROBE 型地域部活動あり方検討会）・市競技協会、兼職兼業有・（公財）黒部市体育協会専務理事、黒部市中学校長会長、黒部市 PTA 連絡協議会長 他	・生徒のニーズに対応した地域運動部活動実施に伴う環境整・条件整備と教員の部活動における負担軽減
石川県	3	競技名：ハンドボール、陸上競技、ソフトボール 運営主体：市体育協会、市の各競技協会員が指導にあたり、3 校合同で活動している 兼職兼業なし 運営会議のメンバー：市教育委員会、市体育協会、市の各競技協会の指導者、各学校関係者	・休日の地域部活動としての大会参加の在り方 ・学校と地域部活動との連携
石川県	1	競技名：水泳、卓球 運営主体：町体育協会、町の各競技協会員が指導にあたる 兼職兼業あり 運営会議のメンバー：町教育委員会、町体育協会、町の各競技協会の指導者、学校関係者	・休日の大会の参加の在り方 ・休日の地域部活動に対する保護者の理解 ・教員の兼職兼業の在り方
福井県	3	・当該市は、現時点で競技名については非公表としている ・運営主体は各中学校区の総合型地域スポーツクラブ ・教員の兼職兼業の予定あり ・県が現時点で把握している当該市の運営会議メンバーは、当該市教委、当該校校長、顧問、クラブ代表等	・部活動の受け皿としての、クラブの基盤づくり（財源、指導者の確保等） ・受益者負担への理解 ・地域移行に向けた総合的な方向性の検討
福井県	1	・ボート競技 ・運営主体は県ボート協会 ・教員の兼職兼業あり ・県が現時点で把握している当該町の運営会議メンバーは、県ボート協会役員、当該町教委、当該校校長、顧問等	・部活動の受け皿としての、クラブの基盤づくり（財源、指導者の確保等） ・受益者負担への理解 ・競技力向上や選手発掘を目指す、もう一つのクラブ方針との両立

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
福井県	1	・吹奏楽部（合同部活動） ・運営主体は市内ジュニア吹奏楽団。市内吹奏楽団との連携 ・教員の兼職兼業の予定あり ・運営会議メンバーは、学識経験者、県文化協議会長、県吹奏楽連盟代表、当該市学校代表、ジュニア吹奏楽団代表	・各中学校における平日部活動との連携 ・各吹奏楽コンクール（中学校部門）でのジュニア団体としての参加
山梨県	2	○競技名：弓道部、卓球部、剣道部、ソフトボール部、女子バスケットボール部、野球部、陸上部、テニス部 ○拠点校：南アルプス市立櫛形中学校、八田中学校 ○兼職・兼業：弓道部、ソフトボール部、女子バスケットボール部、野球部 ○運営主体等：本年度については、学校が主体となり運営することとしている。 ○運営会議等：本年度については、学校が主体となり運営することとしている。	○運営主体等の確保 ○スポーツクラブ等との連携
山梨県	1	○種目名 吹奏楽 ○拠点校名 市川三郷町立市川中学校 ○運営団体 市川三郷吹奏楽団 ○指導者の属性 社会人、大学生	○地域の現状把握（地域人材の把握・学校の現状把握） ○学校責任（地域人材と学校側の連携、不慮の事故対応） ○学校施設整備の開放（スポーツ施設のみではなく文化施設の開放等）

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
長野県	8	【運動部】 種目名：男子バレー、男バスケ、女子バスケ、サッカー、剣道 運営主体：SSUC（裾花スキルアップクラブ 地域主体による独自組織）※長野市教育委員会と連携 運営会議メンバー：裾花中学校（校長、担当者）、SSUC 役員、長野市教育委員会、長野県教育委員会 【文化部】 種目名：演劇 運営主体：ながの演劇倶楽部 ※長野市教育委員会と連携 運営組織：三陽中学校（拠点校）、櫻ヶ岡中学校、川中島中学校、裾花中学校、東部中学校、更北中学校、文化学園長野中学校、長野日大中学校、長野市民芸術祭実行委員会	【運動部】 ・総合型地域スポーツクラブ等、運営主体となる団体が近隣にないため、運営主体の確保に苦労した。最終的に、独自の団体を立ち上げて組織した。 ・部活動から地域の活動へと移行したメリットが生徒、保護者に伝わりにくい。（活動時間が増えることもなく、運営主体が変わるのみ）※今後、市のスポーツ課と連携した活動を計画していく。 ・今年度は国委託なのでよいが、来年度以降、受益者負担となることによる影響が懸念される。 ・地域指導者を多数任用していきたいと考えているが、確保できるかどうか懸念される。 ・指導者の質の向上 【文化部】 ・市内中学校の演劇部員ならびに演劇を親しみたいと考える生徒を対象とした組織。 ・市内演劇関係者が中心となる組織運営および各校の学校職員との連携のあり方が課題とされる。 ・将来的な休日部活動の地域移行について検討が必要。
長野県	1	種目名：男子バレー、女子バレー、男バスケ、女子バスケ、サッカー、ソフトテニス、野球 運営主体：飯島町スポーツ連絡協議会 ※飯島町教育委員会と連携 運営会議メンバー：飯島中学校（校長、教頭）、飯島町教育委員会、長野県教育委員会	・今まで部活動と社会体育活動（保護者会主催）で活動を行っていた。今後県の指針の活動基準に沿った活動にしていくことで活動時間が減ると考えられるが、生徒や保護者の理解が得られるかが心配。 ・来年度以降の予算確保 ・指導者の質の向上

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
岐阜県	1	・対象部活動：軟式野球、剣道、陸上競技、サッカー、ソフトテニス男女、バレー男子、バスケット男女、柔道 ・運営主体：既存の総合型地域スポーツクラブ ・兼職兼業：5名 ・運営会議メンバー：中学校（校長、教頭、部活動担当）、総合型（理事長、事務局長）、市教委	・指導者謝金と受益者負担に伴う会費 ・指導者の確保及び育成 ・文科系部活動の移行
岐阜県	2	・対象部活動：バスケット男女、バレー女子、ソフトテニス男子 ・運営主体：既存の総合型地域スポーツクラブ ・兼職兼業：1名 ・運営会議メンバー：中学校（校長会代表、教頭会代表、市中体連代表）、保護者（育成会代表）、総合型（理事長、事務局長）、市教委	・指導者謝金 ・保護者及び生徒への移行に関わる説明 ・指導者確保及び指導者育成（研修体制確立）
岐阜県	2	・対象部活動 （運動部）軟式野球、サッカー （文化部）吹奏楽 ・運営主体 （運動部）既存の総合型地域スポーツクラブ （文化部）特定非営利活動法人 NPO 体操クラブ ・兼職兼業：1名 ・運営会議メンバー：中学校（校長）、総合型（理事長、事務局長）、町教委	・町内全中学校（2校）での移行に向けた取組の実施 ※現在運動系は1校のみ ・保護者及び生徒への移行に関わる説明 ・吹奏楽部以外の文化部への推進（方法）
静岡県	2	水泳、掛川市、NPO 法人掛川市体育協会 掛川水泳クラブ、兼職兼業1名、有識者1名・関係団体6名・事務局7名	予算の確保、費用負担、指導者の確保、市内全域への展開、他種目への展開、責任の所在、問題行動への対応、兼職兼業仕組み、保護者の理解等

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
愛知県	5	【競技名】卓球、剣道、ソフトテニス、バドミントン 【運営主体とその他連携団体】市教育委員会、市校長会、市スポーツ課、市スポーツ協会等 【兼職兼業の有無】無 【運営会議のメンバー】市部活動検討委員会：校長会、教員代表、市 PTA 連絡協議会、スポーツ団体協会、生徒代表、市教育委員会、市文化生涯学習課、市スポーツ課、学識経験者等	・平日と休日で顧問が変わる場合の連携、個人情報管理など
愛知県	1	【競技名】水泳、サッカー、バレーボール 【運営主体とその他連携団体】町教育委員会、推進校代表、町指定管理団体、町スポーツ協会等 【兼職兼業の有無】無 【運営会議のメンバー】町教育委員会、推進校代表、町指定管理団体、町スポーツ協会等	・教育的意義を考えると平日と休日の環境を分けることが難しい ・中小体連主催の大会があるので、大会を想定した環境づくりをしなくてはならない
愛知県	1	吹奏学部。市教育委員会が中心となり、連携団体である音楽文化協会が指導員選任の際の援助を行い、市内4中学校が希望する指導員が招致できる人材を確保し、ニーズに対応した派遣が可能となる体制確立を進めている。	人材（指導員）の確保
三重県	2	陸上競技部ゆめが丘 RC（陸上競技） 兼職兼業無 女子バレーボール いがまちバレーボール協会 兼職兼業無	① 少子化により、学校に設置できる部活動数が限られていることから、部活動が生徒のニーズに応えることができない状況が増えている。 ② 県部活動ガイドラインに則った部活動運営を行っていても、部活動が時間外労働時間を増加させる要因になっており、月 45 時間、年 360 時間以内とする時間外労働時間内に収まらない。 ③ 専門性を持っていない教員が顧問を担当しており、精神的な負担になっている。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
三重県	1	陸上競技部 元気アップこものスポーツクラブ 兼職兼業無 男女バレーボール部 元気アップこものスポーツクラブ 兼職兼業無	① 少子化により、学校に設置できる部活動数が限られていることから、部活動が生徒のニーズに応えることができない状況が増えている。 ② 県部活動ガイドラインに則った部活動運営を行っていても、部活動が時間外労働時間を増加させる要因になっており、月 45 時間、年 360 時間以内とする時間外労働時間内に収まらない。 ③ 専門性を持っていない教員が顧問を担当しており、精神的な負担になっている。
三重県	1	女子ソフトテニス部 大台町ソフトテニス協会 兼職兼業無	① 県部活動ガイドラインに則った部活動運営を行っていても、部活動が時間外労働時間を増加させる要因になっており、月 45 時間、年 360 時間以内とする時間外労働時間内に収まらない。 ② 専門性を持っていない教員が顧問を担当しており、精神的な負担になっている。
滋賀県	1	・中学校区支援地域協議会が運営主体となつて、バスケットボール男子部・女子部、ソフトテニス、卓球、剣道の 4 競技、5 部活で 8 月末から実施を予定している。 ・指導者は、近隣地域の元教員やスポーツ少年団等の地域の指導者に加えて、現職顧問も兼職兼業の許可を得て、指導にあたっている。 ・運営会議は、2 回程度を予定をしており、アドバイザーとして大学教授に依頼をして、運営団体関係者、指導者、保護者、県・市教委で実施する予定。	・地域指導者単独での指導への不安(技術指導だけでなく、生徒指導的な面も担う点)があり、学校のサポートが求められ、地域への完全移行にかなりの時間が必要になり、劇的な教員の負担の軽減につながらないのではないか。 ・その点を考慮して、複数指導者配置に係る費用について、全てが保護者負担となることへの懸念。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
滋賀県	1	・地域の施設管理団体が運営主体となって、ホッケー男子部・女子部、卓球男子部・女子部の2競技、4部活で8月末から実施を予定している。 ・地域スポーツ団体が指導を担う。その中に現職顧問も兼職兼業の許可を得て、指導にあたる。 ・運営会議は、2回程度予定をしており、アドバイザーとして大学教授に依頼をして、運営団体関係者、指導者、保護者、県・市教委で実施する予定。	・該当自治体では、対象の2競技においては、元から盛んに地域指導が実施されていたが、2競技以外の部活動の地域指導者の確保が困難であること。
京都府	7	・運営基盤：地域の総合型地域スポーツクラブに事務局をおく（中学校とスポーツ協会の連携） ・対象競技：剣道、柔道、陸上競技 ・指導者：スポーツ少年団等の指導者、教員（兼職兼業）、社会人（自営業・民間企業等）を想定	・地域の指導者確保が困難な状況である。 ・学校部活動と地域スポーツとが協力できる体制が整っていない。 ・経費の確保が困難である。
京都府	3	・運営基盤：（仮称）ジュニア指導者人材バンク（スポーツ協会、少年団、スポーツ推進委員が連携）を設置し、教育委員会に事務局をおく ・対象競技：ホッケー、軟式野球など ・指導者：スポーツ協会等の地域指導者、教員（兼職兼業）	・少子化の著しい進展により、中学校での複数の部活動が維持できない状況 ・急速な高齢化も相まって、地域の外部指導者の人材確保が困難。
大阪府	2	休日の部活動を地域のスポーツ団体（サッカー）や民間スポーツクラブが指導し、地域移行に向け実施。	
大阪府	2	総合型地域スポーツクラブが運営し、ダンス教室（中学生対象）を実施。地域の高校の施設を利用し、地域の中学生在が参加する地域部活動を実施。	新型コロナウイルス感染症の影響で実施日程の調整等が困難であった。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
大阪府	0	地域の大学の取組みの一つである「部活動指導者養成プログラム」と、総合型地域スポーツクラブの連携により、地域中学校の部活動支援を実施予定。	市教委から中学校への説明が未実施のため、拠点校が決定していない。
兵庫県	1	・競技名：陸上競技、サッカー、女子バスケ、トボール、卓球、バドミントン ・運営主体：市教育委員会 ・兼職兼業の有無：有 ・運営会議のメンバー：モデル校の管理職・部活動担当、部活動指導員、外部コーチ、地域指導者、学校運営協議会委員、PTA 役員、地域スポーツ関係団体役員、市教育委員会	・小学生を対象とした地域スポーツクラブで取り組んでいた種目が部活動になかったり、同種目の部活動があるにも関わらず、連携のとれた継続的な指導が行われていない。 ・生徒数の減少により、生徒の希望に応える部活動が設置されていない。 ・休日における顧問教員の負担が大きく、限られた教員の中で担当種目の経験の有無に関わらず顧問として従事せざるを得ない実態がある。
兵庫県	2	・競技名：陸上競技、剣道、サッカー、卓球 ・運営主体：総合型地域スポーツクラブ ・兼職兼業の有無：有 ・運営会議のメンバー：総合型地域スポーツクラブ関係者、部活動指導員、関係中学校校長・顧問・町教育委員会	・指導者不足による部活動数の減少のため、生徒の多様な選択を妨げている。
奈良県	3	・部活動名：野球部、卓球部、吹奏楽部 ・運営主体：生駒市スポーツ協会 ・その他の連携団体：総合型地域スポーツクラブ いこ増ッスル、リトルパイン ・兼職兼業の有無：なし ・運営会議のメンバー：生駒市教育委員会担当者 2 名、各中学校校長 3 名、各中学校部顧問 3 名、生駒市スポーツ協会 1 名、総合型地域スポーツクラブ いこ増ッスル 1 名、リトルパイン 1 名、指導者 3 名	責任の所在、受益者負担、平日と休日の部活動の連携

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
奈良県	1	・部活動名：バスケットボール部、ソフトテニス部 ・運営主体：明日香村教育委員会 ・その他の連携団体：総合型地域スポーツクラブ 楽スポあすか ・兼職兼業の有無：なし ・運営会議のメンバー：明日香村教育委員会担当者 3 名、中学校校長 1 名、総合型地域スポーツクラブ 1 名、中学校部顧問 2 名、指導者 2 名	責任の所在、受益者負担、平日と休日の部活動の連携
和歌山 県	2	・卓球部、【運営主体】総合型地域スポーツクラブ「憩楽クラブ」、兼職兼業有、運営会議のメンバー・・・当該学校長、運営主体代表、町教育委員会 ・剣道部、【運営主体】スポーツ少年団「尚武会」、運営会議のメンバー・・・当該学校長、運営主体代表、町教育委員会	・指導者の確保（卓球） ・武道ならではの、派の垣根が高いことへの対応（剣道）
鳥取県	3	・競技名：陸上競技、ハンドボール ・新たに地域クラブを立ち上げて実施 ・兼職兼業は前提としている ・学校、クラブ関係者、市教育委員会	・ハンドボールにおいては、拠点校の部活動顧問が指導者となっているので、クラブと部活動の区分けを明確にしにくい。 ・兼職兼業の取扱いについて、まだ整理できていない。
鳥取県	1	・競技名：未定 ・運営主体：総合型地域スポーツクラブ ・兼職兼業は、想定していない ・学校、クラブ関係者、市教育委員会	・まだ運営主体の体制が整っていないため、中学校の部活動を受け入れる体制づくりを当面の課題として取り組む必要がある。特に、部活動指導ができる指導者がいないため、指導者の発掘及び育成が課題である。
島根県	1	競技名：体操競技 連携団体：浜田市体操連盟 兼職兼業有無：無	新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、当初予定していた県外校との合同練習など、交流が一部制限されている状況にある。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
島根県	2	競技名：野球、剣道、バレー、カヌー、吹奏楽、卓球 運営主体：町教育委員会（町部活動検討委員会の設置主体） 兼職兼業の有無：有 運営会議のメンバー：町体育協会、スポーツ少年団指導者、中学校長、保護者代表、地域指導者、部顧問教員	・地域スポーツの基盤が弱い中山間地であり、指導者確保が困難 ・保護者負担の増加について理解を得ることに時間を要する ・部活動を指導したい教員のモチベーションと、部活動に対する教職員の意識改革 ・部活動における「学校」と「地域」の役割分担
岡山県	1	・7部活動（バスケ・野球・柔道・剣道・ホッケー・ソフトテニス・吹奏楽） ・地域連携部活動推進協議会を運営主体として設立 ・地元の大学等との連携 ・地元の退職校長や指導者等で定期的な協議会を開催 ・兼職兼業については、教育委員会と体制整備に向け協議中	・指導者への謝金の支払いに対する財源の確保や保護者負担の考え方 ・保護者への説明 ・指導者研修会の開催方法 ・中体連主催大会への参加規程
岡山県	1	・4部活動（バスケ・ソフトテニス・サッカー・卓球） ・教育委員会が運営主体 ・地元の大学等との連携 ・行政担当者や指導者等で定期的な協議会を開催 ・兼職兼業については、教育委員会と体制整備に向け協議中	・指導者への謝金の支払いに対する財源の確保や保護者負担の考え方 ・保護者への説明 ・指導者研修会の開催方法 ・中体連主催大会への参加規程 ・休日部活動の指導体制（指導者のみの指導）
広島県 運動部	1	サッカー競技 ・地域人材を活用することで休日の部活動指導の時間の減少を図る。 ・サッカー部の休日指導を地域部活動へ移行する。 ・関係機関との連携を図り、地域部活動への移行を推進する。 ・兼職兼業は行っていない。 ・運営会議の構成については検討中。	地域人材の確保が困難

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
山口県	1	運営主体は、自治体 1 の教育委員会が行っている。研究対象部活動は軟式野球・サッカー・女子ソフトテニス・男子バレーボール・女子バレーボール・男子バスケットボール・女子バスケットボール・剣道の 8 部活動で取り組んでいる。対象部活動顧問のうち 11 名、10 名の教員が兼職兼業ですべての対象部活動で休日に地域指導者として指導しており、教員ではない地域指導者は 5 名で 4 部活動で指導している。	・ 地域人材の確保 ・ 教職員の意識改革（兼職兼業が多いことから） ・ 次年度以降の受益者負担 ・ 運営主体の対象についての在り方
山口県	1	運営主体は自治体 2 の教育委員会が行っている。研究対象部活動は軟式野球・女子ソフトテニス・男子ソフトテニス・卓球・女子バレーボールの 5 部活動で取り組んでいる。対象部活動顧問 10 名全員がが兼職兼業を休日に地域指導者として指導している。さらに、校長、教頭が地域部活動の事務局職員として兼職兼業で活動している。教員ではない地域指導者は 4 名で、4 部活動で指導している。	・ 地域人材の確保
徳島県	2	・ 部名：民芸部（阿波人形浄瑠璃） - 運営団体：特定非営利活動法人 阿波農村舞台の会 - 兼職兼業：あり ・ 部名：オーケストラ部 - 運営団体：徳島交響楽団ジュニアオーケストラ - 兼職兼業：なし	・ 指導者の確保 ・ 活動場所の確保 ・ 学校とのスケジュール調整 ・ 費用面
徳島県	1	競技名：新体操、ソフトテニス 運営主体：県教育委員会（体育学校安全課） 連携団体：県スポーツ協会、市教育委員会、県中学校体育連盟 兼職兼業：なし	地域部活動の担い手確保、経費負担の在り方

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
徳島県	3	競技名：陸上競技、剣道、バレーボール（県立 中学校で実施） 運営主体：県教育委員会（体育学校安全課） 連携団体：県スポーツ協会、県中学校体育連盟 兼職兼業：あり	地域部活動の担い手確保、経費負担の在り方
香川県	3	【競技】サッカー、剣道 【主体団体】東かがわ市教育委員会 【兼職兼業】あり 【方法】月４回（日曜日）、１回３時間	・実際にまだ実働していないので、今後、課題を 洗い出し、検証し、課題解決に向け、取り組んで いく。
香川県	0	【競技】剣道、ソフトテニス、柔道、軟式野球、 バドミントン 【主体団体】三豊市教育委員会 【兼職兼業】あり 【方法】月４回（土日いずれか）、１回３時間	・実際にまだ実働していないので、今後、課題を 洗い出し、検証し、課題解決に向け、取り組んで いく。
愛媛県	2	【競技名】軟式野球、女子バレーボール、男女 ソフトテニス【運営主体等】総合型地域スポー ツクラブ、保護者会【兼職兼業の有無】有【運 営会議のメンバー】拠点校関係者、地域指導者、 市教委関係者 等	○休日部活動における顧問教員・地域団体・スポ ーツ指導者の役割分担の明確化及び調整 ○地域移行に伴う生徒や保護者、地域の理解（指 導方針・安全管理面等） ○平日の指導との一貫性を保障するための顧問教 員の指導へのかかわり方 ○地域移行した部活動と現行体制のままの部活動 の格差の是正 ○モデル事業実施後に恒久的に継続する上での費 用負担の在り方
高知県 運動部	1	競技：剣道部 運営主体：総合型地域スポーツクラブ 兼職兼業：無し 運営会議：学校長、町教育委員会、県教育委員 会、総合型スポーツクラブ関係者、指導者、保 護者	・３部で実施する予定が、学校や指導者の意向に より１部のみで実施となったこと。 （地域部活動に対する学校や指導者の理解が十分 でない。地域の指導者の確保が難しい。）

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
福岡県	3	〔形態〕各学校 1 部活ずつで学校部活動を地域部活動に移行(今後合同地域部活動の可能性あり) 〔種目〕男子ソフトテニス、サッカー、女子バスケットボール 〔研究内容〕 ・費用負担の在り方 ・学校部活動と地域部活動の連携の在り方 ・教員の負担軽減に向けた組織づくりの在り方	・地域部活動の人材確保及び運営団体の確保 ・地域部活動に係わる保護者への理解 ・学校部活動と地域部活動の連携体制
福岡県	1	〔形態〕学校部活動を地域部活動へ移行(16部活中2種目で実施) 〔種目〕男子ソフトテニス部、女子卓球部 〔研究内容〕 ・費用負担の在り方 ・学校部活動と地域部活動の連携の在り方 ・教員の負担軽減に向けた組織づくりの在り方	・地域部活動に係る人材の確保 ・指導者への謝金の在り方 ・小学校時からの一貫した指導の在り方
佐賀県	3	多久市の3校。 競技：野球、サッカー、バレー、剣道、卓球、ソフトボール、ソフトテニス、ハンドボール。 運営主体：総合型地域スポーツクラブ。兼職兼業は今後申請予定。 運営協議会：多久市教委、総合型地域スポーツクラブ、多久市体協	地域運動部活指導員の確保。 運動部活動を円滑に進めていくためには、複数名による指導体制を確立する必要があるが、そのための人員確保が大きな課題である。
佐賀県	1	基山町 競技(運営主体)：軟式野球(保護者を主とした団体)、男子バレー(保護者を主とした団体)、卓球(地域卓球クラブ) 兼職兼業：バレー有 運営会議：基山町教育委員会、基山町まちづくり課、各クラブ代表	運営主体に積極的に取り組む人材や団体の設立が必要であるが、予算確保等が困難である。 継続的指導できる人材の確保が困難である。特に部活動の様に放課後の時間等の活用については難しく、課外活動としての位置づけから大きく変更した上での社会体育クラブの立ち上げをしなければならぬことは課題である。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
長崎県	3	卓球 長与町及び特定非営利活動法人総合型ＳＣ長 与スポーツクラブ 兼職兼業の取扱いを検討中 長与町教育委員会の関係者、当該学校長、ス ポーツクラブ関係者など	・部活動（卓球部）顧問が、競技未経験であり、 部員への専門的指導が困難である。 ・出場する大会が多く、顧問の勤務時間が増える 主要因となっていること。 ・部活動指導のみならず、部の運営（試合申込、 練習試合の設定、部員輸送、会計管理など）に多 くの時間を要する。
熊本県	1	○競技：バレーボール、陸上競技 吹奏楽部 ○運営主体：町教育委員会、総合型クラブ、町 文化協会と連携 ○教員の兼職兼業、指導者派遣 ○運営会議：教育委員会、総合型クラブ、大学 教授（有識者）	近年の部活動加入率は、70%程度で推移してい る。また、少子化等の影響により、部員数は減少 傾向であり、競技によっては、部活動の存続が困 難となっている。 教員数の減少により、教員の負担が増加してい る中で複数での顧問の対応ができない為、引率等 に負担がかかっている。さらに、指導の高度化や 専門化が求められる中で、競技経験のない教員が 部活動の顧問となる場合も多く負担感が増加して いる。そのため、適切で効果的な指導等を行い、 持続可能な活動と教員の負担軽減の実現に向けた 体制づくりが重要な課題となっている。
熊本県	1	○競技：野球、バレーボール、ソフトテニス ○運営主体：町教育委員会、総合型クラブと連 携 ○運営会議：教育委員会、体育協会、総合型ク ラブ、ＰＴＡ、大学教授（有識者）	地域は伝統的に部活動が盛んで保護者の協力も 非常に高い。事業について地域・保護者に理解を 求め、地域の指導者の継続的確保をいかに行うか が課題として考えられる。 また、部活動としては、顧問の負担感の課題に 加え、少子化が進む中、生徒のニーズに応じた部 活動数の確保も課題である。
大分県	1	○軟式野球、バレーボール、剣道、卓球 ○総合型クラブ ○兼職兼業有り（軟式野球１名）	○指導者の確保 ○部活動加入率の向上 ○中体連大会への参加要件 ○部活動改革の機運の醸成（地域・保護者・教職 員の理解）

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
大分県	1	○テニス、バレーボール、バスケットボール ○総合型クラブ ○兼職兼業なし	○指導者の確保 ○部活動加入率の向上 ○中体連大会への参加要件 ○部活動改革の機運の醸成（地域・保護者・教職員の理解）
宮崎県	1	運営主体は市体育協会であるが、対象競技や兼職兼業の適用等は未定である。協議会のメンバーは、大学教授、中体連会長、小体連会長、市PTA連絡協議会長、総合型スポーツクラブ代表、市体育協会会長等である。	まだ協議会が立ち上がったばかりで、仕組みづくりを行っている最中であるため、成果や課題が浮き彫りになっていない状況である。
宮崎県	1	運営主体を延岡市とし、拠点校（延岡市立旭中学校）を中心に、地域人材を活用した休日の文化部活動（吹奏楽部）の段階的な地域移行に関する実践研究を行っている。実践研究協議会を年3回程度実施する予定としており、協議会のメンバーは、延岡市教育委員会、学校（校長、部活動顧問）、保護者、地域人材の指導者、地域の部活動指導員等で構成されている。	コロナ禍に伴い、協議会等の開催が困難な状況に加え、当該校の部活動が計画的に実施できないこと、さらには、専門的な知識及び技術が必要な吹奏楽を指導できる地域人材の指導者が少ない現状から、実践研究が前進していないことが課題である。
鹿児島県	1	競技名：サッカー 運営主体：与論町サッカー連盟（連携団体：総合型スポーツクラブヨロンSC、地域部活動推進協議会） 兼職兼業：無 推進協議会メンバー：与論町教育委員会（教育長、学務課指導主事、生涯学習課主事補）、与論中（学校長、サッカー部顧問）、与論町サッカー連盟（会長、理事長）ヨロンSC事務局	与論中学校では7つある運動部活動のうち、5つの部活動の指導者がその競技の経験がなく、専門的な指導ができていない状況にある。また、令和2年10月に実施した業務改善アクションプランのフォローアップ調査では、与論中学校における部活動に係る勤務条件の改善について「十分に効果が表れている」と答えた教師は全体の14%のみであり、令和3年1月に実施した意識調査では、ほぼ全ての教師が休日の部活動の段階的な地域移行について積極的な推進を求めている。

都道府 県名	拠 点 校数	具体的な取組	全体的な課題
鹿児島 県	2	競技名：サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトテニス、ホッケー 運営主体：薩摩川内市教育委員会（連携団体：薩摩川内市体育協会、薩摩川内市校長協会、薩摩川内市PTA連合会） 兼職兼業：無 運営会議メンバー：薩摩川内市教育委員会（教育長、スポーツ課長、学校教育課長、学校教育課保健体育グループ長、専門員）、地区コミュニティ競技会代表、拠点校学校長	入来中学校には、4つの運動部活動があり、学校職員が顧問をしている。その中で、2つの部活動は外部指導者が、週休日等の活動に協力している。樋脇中学校のホッケー部は、学校職員が指導しているが、今後も地域の協力を得ながら指導していく必要がある。拠点校の課題は、次の2点である。 (1)競技歴や指導歴の浅い職員が顧問をしなければならぬ現状があり、専門性のある指導ができない。 (2)週休日等の部活動指導により、時間外勤務の時間が増え、部活動顧問のライフ・ワーク・バランスがとりにくい。
沖縄県	1	・糸満市立糸満中学校（3部活動）にて休日の部活動について取組む。 ・指導者については、スポーツデータバンク（再々委託）さんと連携して決定する予定。	新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が5月23日から発令され、部活動が制限されている状況が続いているため、事業が開始できない。
沖縄県	1	・うるま市立具志川中学校（ダンス部）にて休日の部活動について取組む。 ・指導者については、スポーツデータバンク（再々委託）さんと連携して決定する予定。	新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が5月23日から発令され、部活動が制限されている状況が続いているため、事業が開始できない。
沖縄県	1	南城市立佐敷中学校吹奏楽部の休日の活動を近隣の南城市文化センターシュガーホールにて行う。 指導・支援については、琉球交響楽団が行う。	新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が5月23日から発令され、部活動が制限されている状況が続いているため、事業が開始できない。

3 合同部活動等の推進について

(1) 取組の進捗状況及び合同部活動の形態について

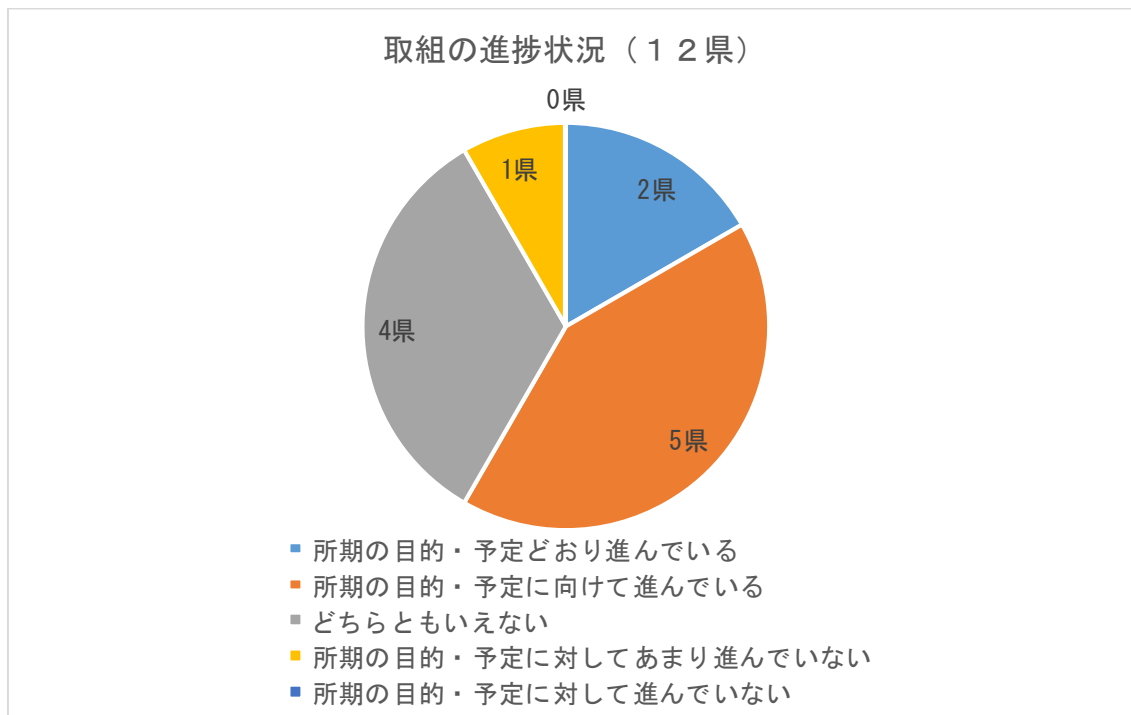
合同部活動等の推進については12県が取り組んでいる。

今回の調査時点では、所期の目的・予定に向けて取り組んでいる都道府県が多くなっている。

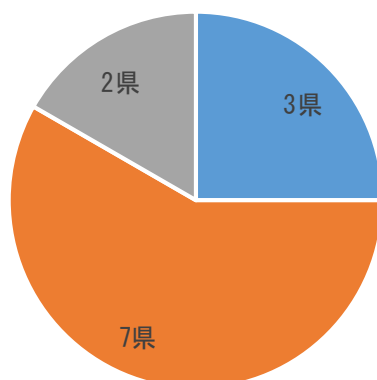
また、合同部活動の形態は同じ市町村内の学校間に距離がある学校での実施が多くなっている。

休日の部活動の段階的な地域移行に比べ、取り組んでいる都道府県が少ないことから、今後、取組を拡大していくことが求められる。

また、取組を進めることで、平日における合同での活動や移動方法等の課題についての対応方法などを検討する必要がある。



合同部活動の形態（12県）



- 学校間が隣接しており、合同で取り組んでいる
- 同じ市町村内で学校間に距離があるものの、合同で取り組んでいる

（2）取組の具体例

- ・野球部の活動を4校合同で実施。実際に集合して活動するのは土日のいずれかの一日とし、平日については、指導者からメニューを配信したり、リモートでの指導を予定。土日における教員の引率については、交替でいずれかの学校の顧問が担当日を決めて参加。技術指導については、市野球連盟から外部指導者を派遣して実施。【山形県】
- ・中体連、高体連で合同チームの参加規定を設けて実施。
- ・市内4校の吹奏楽部において、1か月4週のうち、2週は地域での部活動、2週は学校での部活動を実施。また、各楽器の専門の指導者を今後招聘する予定。【福井県】
- ・市内2校で、全ての部活動を合同部活動としている。また、市又は地区を超えて合同部活動として活動している。【岐阜県】

（3）地区中体連大会に出場した合同チームの形態

- ・出場競技【6県】
バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、野球、ホッケー、
- ・チーム数【6県】
2校合同：135チーム
3校合同：19チーム
5校合同：1チーム

(4) 取組を進める上での課題

- ・移動方法、手段や年度による合同チームの編成等の課題
- ・学校間に距離があるため、平日における合同での活動が困難
- ・大会参加への課題
- ・生徒数減少により、部活動によっては存続が難しい状況にある

4 地方大会の合理化について

地方大会の合理化について回答いただいたのは2県である。その中で、市町村大会を廃止し、地区大会から実施するなどの合理化に取り組んでいる県がある。また、取組を進めるためには全国大会の影響が大きく、各県の取組を進めるためには全国大会の在り方についても検討を進める必要がある。

(1) 取組の具体例

県内6地区のうち3地区では、県大会の予選である市町村大会を廃止し、地区大会から実施している。今後残りの3地区に展開する予定。【岐阜県】

具体的な取組は検討中であるが、全国高体連、全国中体連等のいわゆる全国大会の形態が変わらなければ、地方大会の合理的な見直しは非常に困難であるという意見がある。【長崎県】

5 教師の兼職兼業について

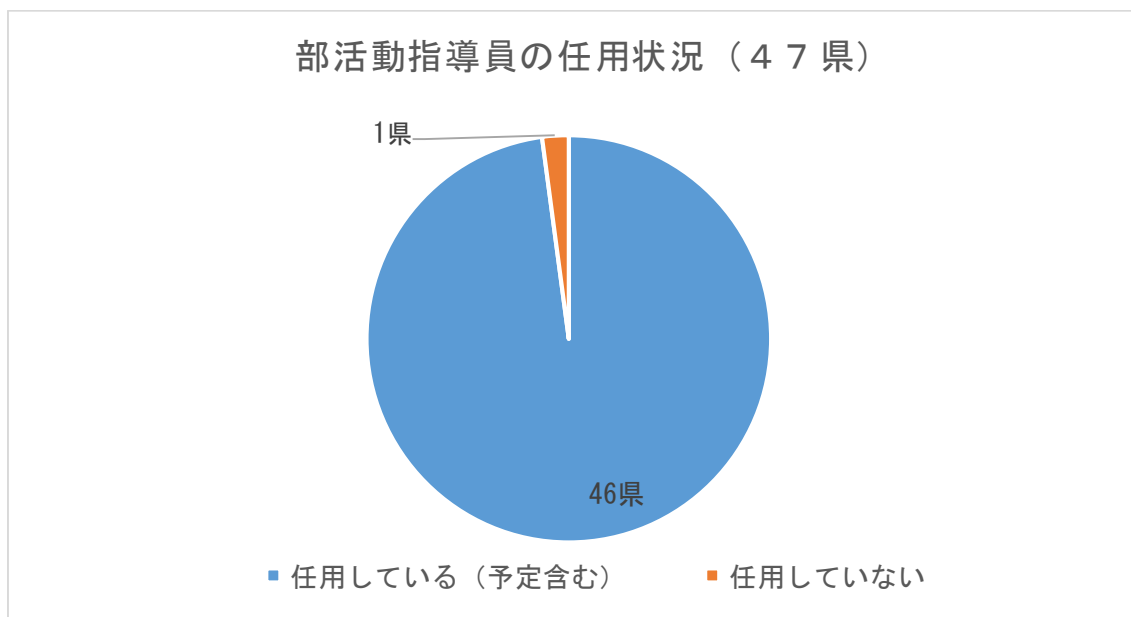
調査時点では、検討中としている都道府県が多く、勤務時間上限との整合性や勤務時間通算の考え方、兼職兼業の承認基準など、国の検討状況を注視する必要がある。

人材の確保が難しい現状では、当分の間、部活動指導を希望する教員が休日にも指導することが必要であり、競技を行う生徒達にとっては有益であると考えられる。また、休日の部活動指導を行いたいと考えている教員も多くいることが予想されるため、教員の希望が叶う体制づくりを進めていく必要がある。

6 指導・運営に係る体制の構築について

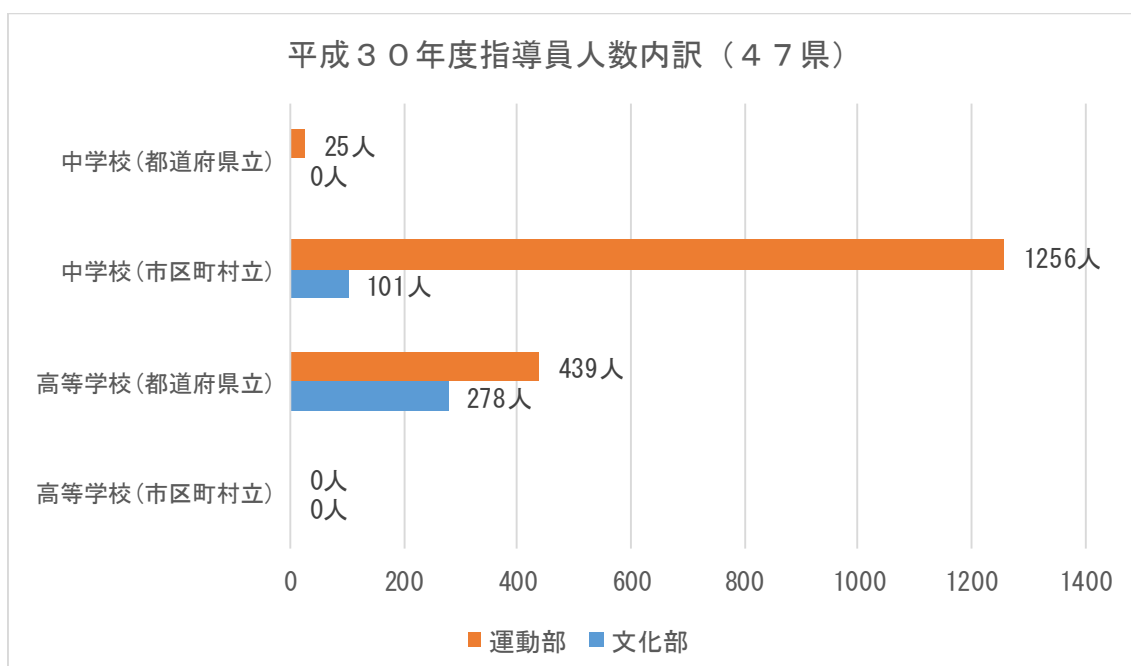
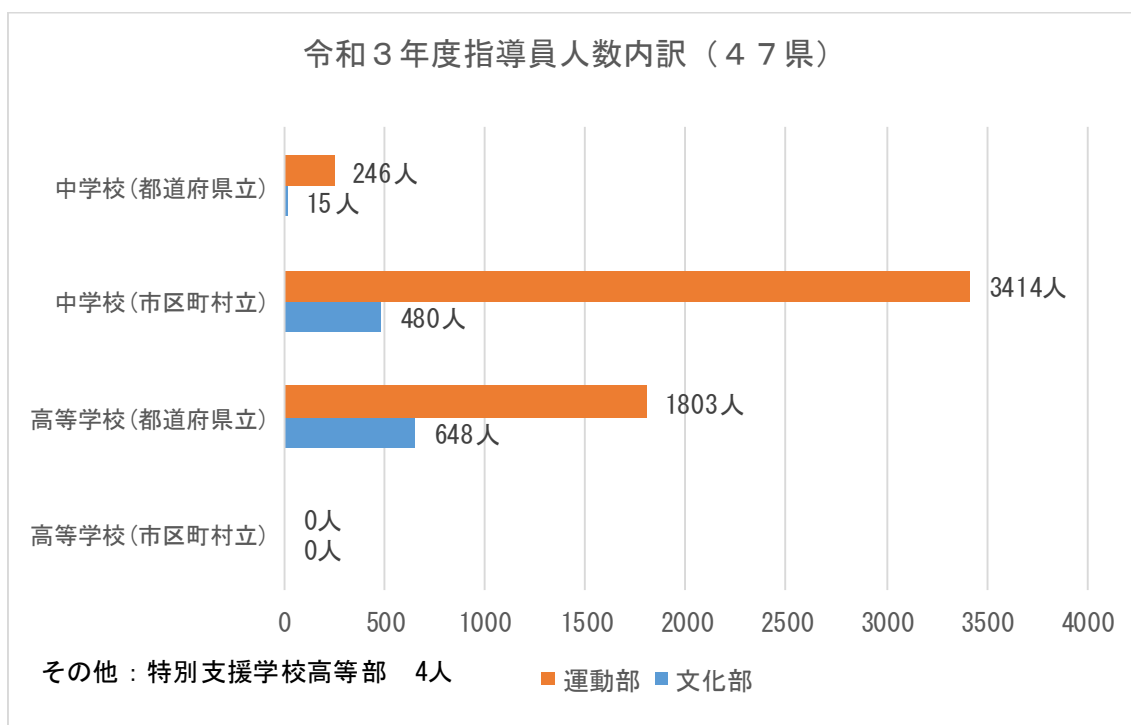
(1) 部活動指導員の任用状況

指導員の任用状況については、平成30年度第3部会研究報告書によると、任用している都道府県が39県、任用を検討している県が3県、任用していない県が5県である。今回の調査によれば、46県が任用している。また、任用していない1県についても、市町村が任用して中学校に配置しており、県は経費の助成をしていることから、部活動指導員の任用が全国的に定着していることがわかる。



(2) 部活動指導員の人数内訳

今回の調査では、各都道府県で把握している指導員人数の内訳を運動部、文化部毎に回答をいただいている。平成30年度調査時の人数を比較すると、指導員の数が大幅に増加している。このことから、部活動指導員の任用が定着し、人数の増加が望まれていることがうかがえる。



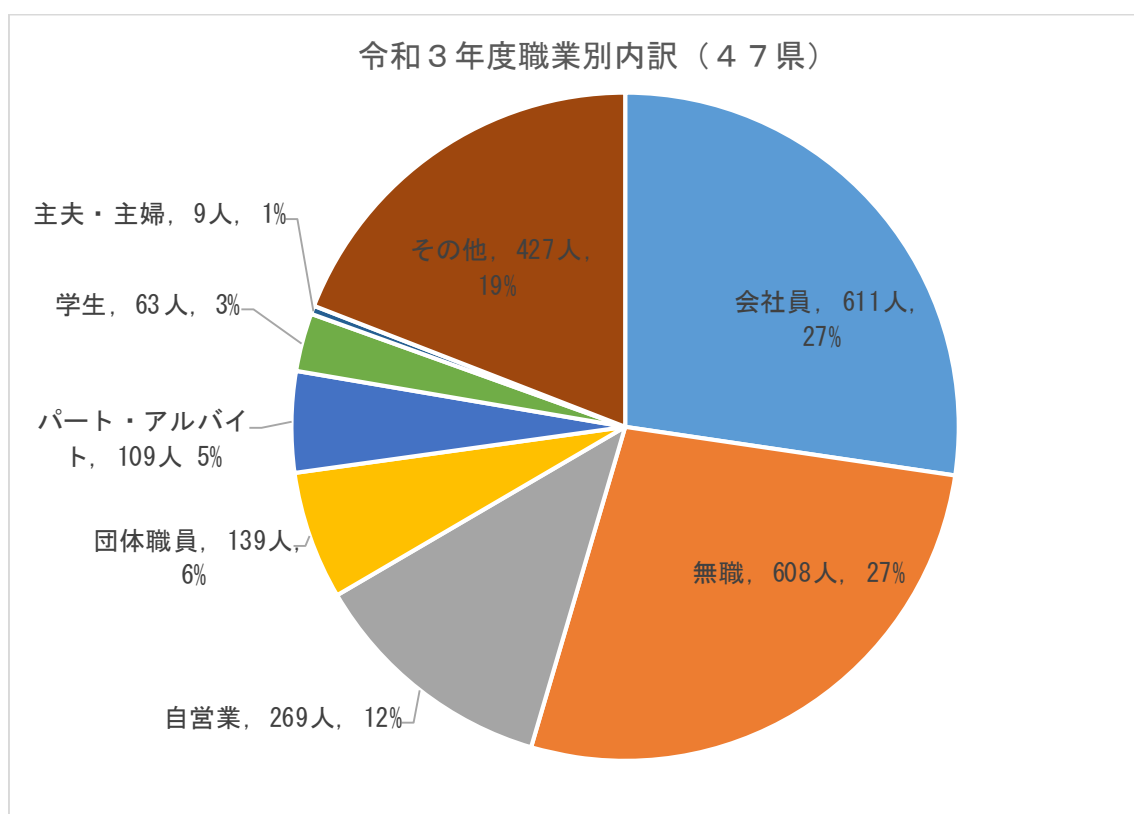
(3) 部活動指導員の職業別内訳

今回の調査において把握している範囲で任用している部活動指導員の職業別の人数についても回答していただいている。

職業別把握人数(2, 235人)のうち、もっとも多く回答に挙げた(その他を除く)のは会社員であり、平成30年度調査から割合が大きく増えている。

また、教員経験者の人数は733人であり、全体の3割ほどが教育経験者という結果である。平成30年度調査は4割弱であることから教育経験者の割合は小さくなっている。

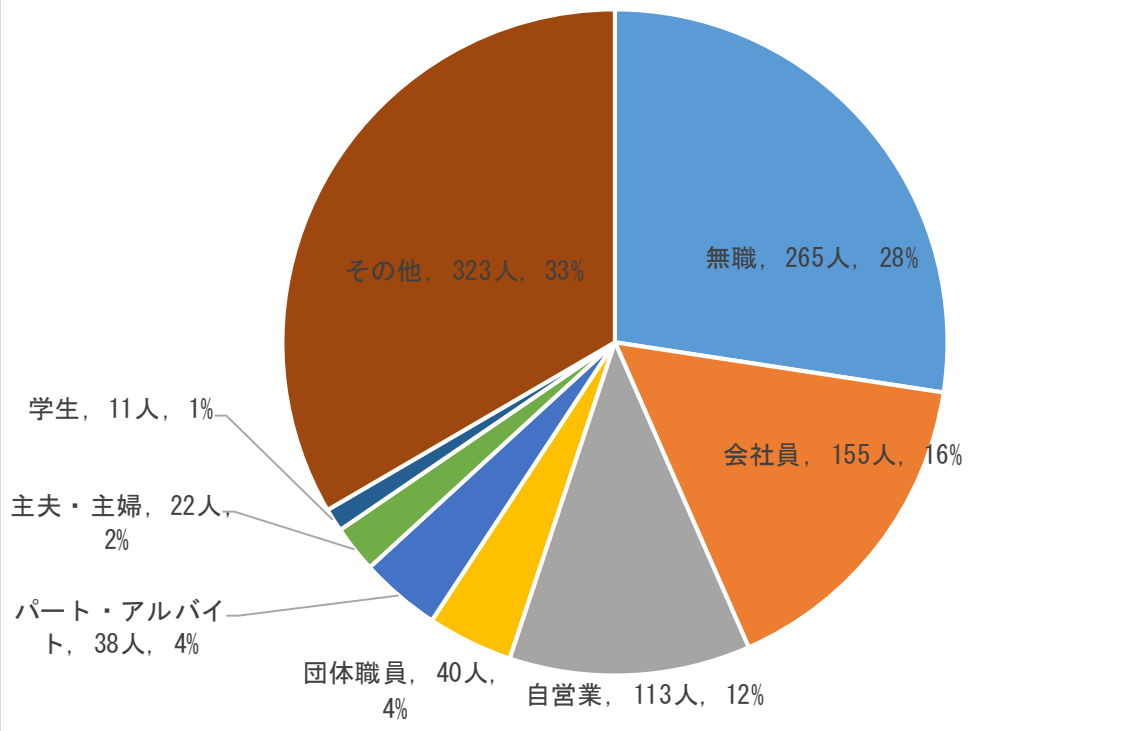
ワークライフバランスの変化等により、会社員の割合が増加し、教育経験者の割合が減少していることが考えられる。このことから、部活動指導員任用後、学校教育への理解を深めてもらうために研修の充実が重要となってくる。



その他の内訳

非常勤講師、会計年度任用職員、農業従事者、僧侶、退職教員、インストラクター、トレーナー、文化芸術関係(茶道家、演奏家、声楽家など)など

参考：H30年度職業別内訳（47県）



その他の主な内訳

非常勤講師、市町村臨時職員、特別職に属する非常勤職員、再任用短時間勤務教員、学習支援員、スポーツクラブ

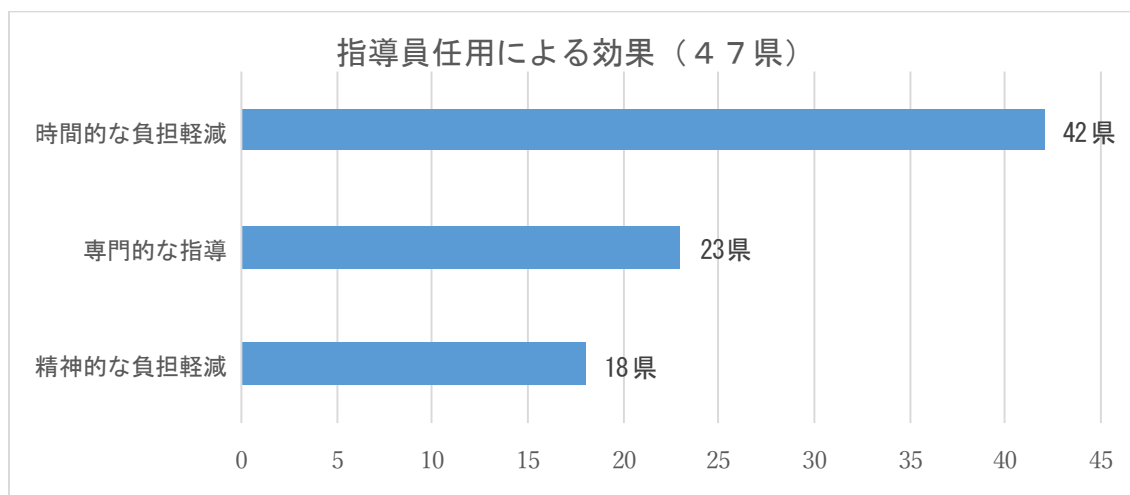
（４）部活動指導員任用による効果及び課題

ア 部活動指導員任用による効果

指導員任用による効果については、専門的な指導、時間的な負担軽減、精神的な負担軽減につながったという回答を得ている。

特に、指導員の任用が教員の負担軽減に効果があることは全ての都道府県において認められている。

専門的な指導が行われることで、生徒の技能向上や意欲向上といった効果がみられた。また、指導員による単独での指導や引率を行うことにより、教員の勤務時間の削減や教員の休養日の取得につながっている、といった多忙化解消への効果もみられる。加えて、未経験の部活動の顧問を担当する教員の精神的な負担の軽減や教員が専門的指導法を学ぶことにもつながっている。



イ 部活動指導員任用による負担軽減効果の事例

また、あわせて部活動指導員任用による具体的な削減効果について回答いただいている。

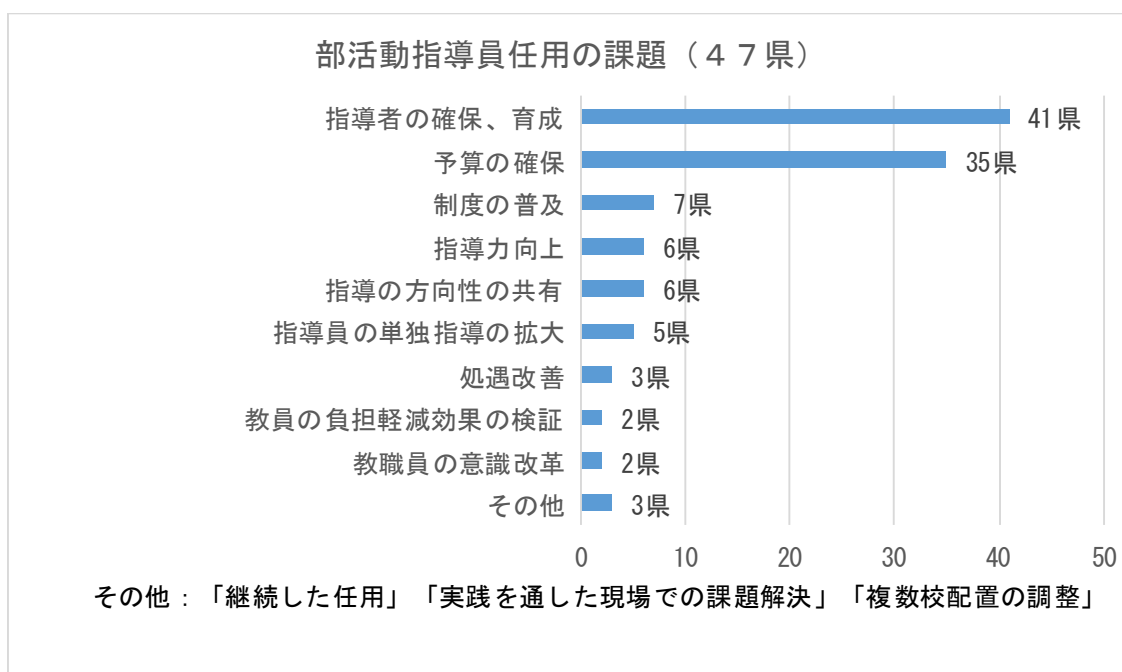
- ・中学校 … 月平均15.7時間 【6県】
- ・高等学校… 月平均25.9時間 【8県】

ウ 部活動指導員任用の課題

指導員の配置について一定の効果があることが認められることから、指導員の配置数をさらに増やすことが求められており、予算措置が課題として挙げられている。

その一方で、多くの都道府県で人材の確保が課題として挙げられている。中には指導員の配置を増やしたい反面、人材が不足していることから配置を増やすことができないケースも生じている。

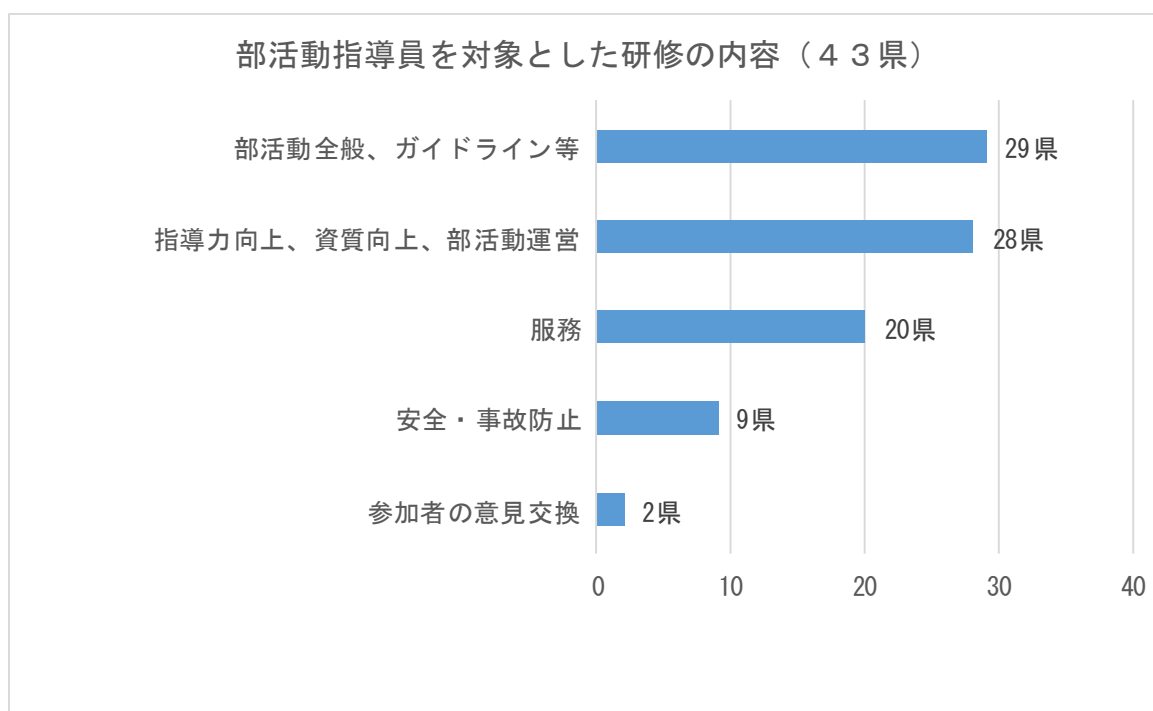
地域部活動推進事業についても、多くの自治体が指導者の確保を課題としていることから、今後事業を進める上で、大きな問題となることが懸念される。



（５）研修について

部活動指導員を対象とした研修を行っている都道府県は平成３０年度調査では３３都道府県であるが、今回の調査では４３都道府県と増加している。部活動指導員は教育経験者以外の任用が多く、研修の重要性が高まっているといえる。

また、研修の内容は部活動全般に関する内容や指導力向上に関する内容が多くなっている。



7 適切な休養日・活動時間の設定について

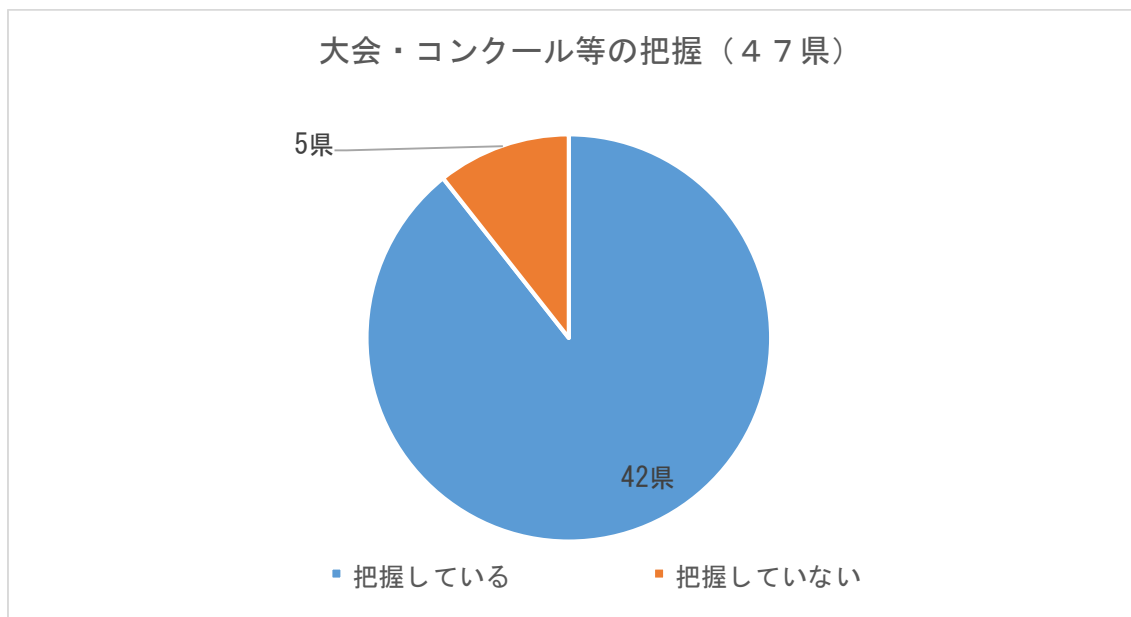
部活動休養日・活動時間の設定については、設定の有無、中高の設定方法など、平成30年度の調査時から大きな変化は見られなかった。

このことについては、ガイドラインに準じて各都道府県で設定した休養日・活動時間について特に大きな課題はなく、適切に取り組んでいるものと考えられる。

8 大会の見直しについて

(1) 大会・コンクール等の把握状況

部活動が参加する大会等の統廃合を呼びかけたり、精査したりするためには、現在、参加している大会・コンクール等を把握しておく必要があり、実際に把握しているのは42県に上り、平成30年度調査時の33県から増加をしている。



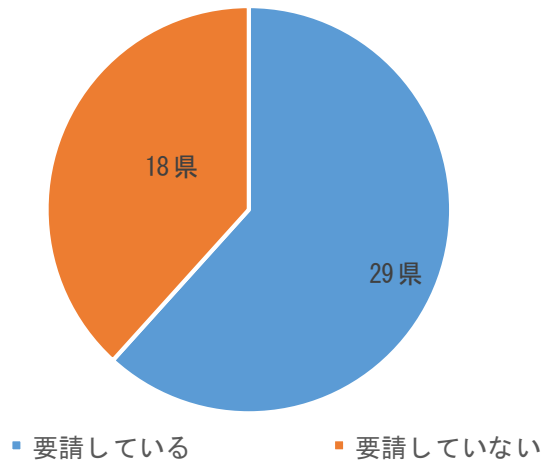
(2) 大会の統廃合の要請について

大会等の統廃合の要請を行っているのは、29県であり、平成30年度の21県に比べ増加している。

統廃合の要請先については、各校種の体育連盟である「中体連・高体連（22県）」が最も多く、次いで「競技団体（9県）」、「体育協会（4県）」が挙げられている。また、検討委員会で大会等の見直しについて協議する都道府県がある。

要請の方法としては、中体連等に対し、大会の在り方、規模、参加方法等についての検討を依頼する通知を行っている。

大会等の統廃合の要請について（４７県）



（３）参加する大会の上限設定について

参加する大会数の上限を設定している都道府県は、１０県となっており、平成３０年度調査時の７県と比較して若干の増加がみられる。

設定の具体例としては、「参加回数の設定」（６県）、「対象の制限」（３県）「大会の精選」（１県）となっており、参加回数の設定を行っている都道府県が多くなっている。

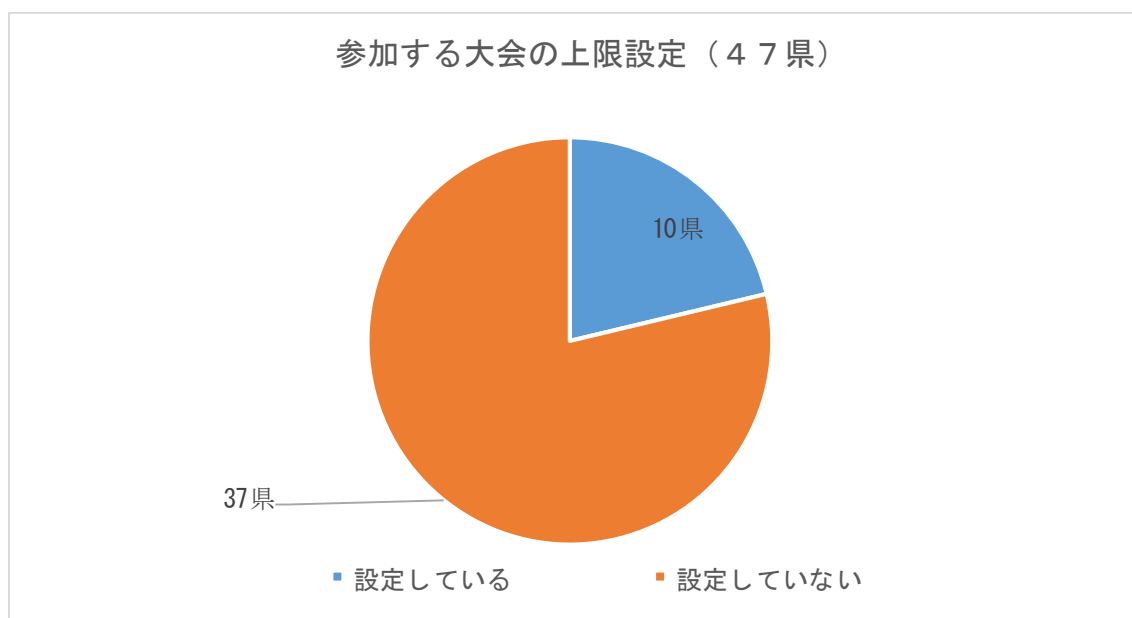
ア 参加回数設定の具体例

- ・参加する大会数を１か月１大会程度にして、年間計画をたてるように指導している。
- ・中体連、高体連が主催する大会（中体連、高体連に専門部がない競技については、それに準ずる大会）数を上限の目安にしている。
- ・中学校は都道府県内において年間４回程度、ブロック大会及び全国大会はそれぞれ年間１回程度、高等学校は都道府県内において年間５回程度、ブロック大会及び全国大会はそれぞれ年間２回程度。校長は、上記を踏まえ、参加する大会等を精選する。
- ・都道府県立中学校において、都道府県大会規模の参加を年４回程度と目安を定めている。
- ・中学校体育連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。（２回）その他の大会については、年間７回程度を上限とし、参加する大会等を精査する。
- ・高等学校体育連盟または高等学校野球連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。（４回）その他の大会への参加については、異なる大会への参加が連続週にわたることがないように精査する。

- ・中学校文化連盟が主催する大会について年に2回、高等学校文化連盟が主催する大会が年に4回、その他の大会や催しものは連続週にわたることがないように精査。
- ・中学校段階における都道府県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限を中体連主催、共催を除き10回と定めた。また、文化部活動については、都道府県大会の参加は各種団体等が主催する大会3回程度とし、このほかの大会等の参加については、市町村教育委員会が定める大会等及び地域の行事、催し等数の範囲内とした。

イ 対象の制限の具体例

- ・国、地方公共団体若しくは学校教育団体（中学校体育連盟、高等学校体育連盟等）の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする大会への出場。



IV 調査のまとめ

◎調査結果について

1 部活動改革の取組について

- ・現時点では、取組を検討するための委員会の設置や分析を行っている都道府県が多く（26県）、多くの都道府県が部活動改革を進める上での準備段階にあることがわかる。
- ・委員会では外部団体を含めたメンバーで構成されていることが多く、部活動改革について幅広く検討を行っていることがわかる。また、既に取り組を実施している都道府県の中には、研究の実施や大会日数の縮減、委員会等の設置をした上での提言の公表など、具体的な取組まで行っている都道府県がみられる。

2 休日の部活動の段階的な地域移行について

（1）取組の進捗状況について

- ・今回の調査時点では、所期の目的・予定に向けて進んでいると感じている都道府県が多い（35県）。一方で新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施することができず、所期の目的・予定に対して進んでいないと感じている都道府県もある（4県）。新型コロナウイルス感染症の拡大により地域間の進み具合に差が生じてしまうことが懸念される。

（2）運営主体について

- ・運営主体として多いのが総合型地域スポーツクラブ（27自治体）、市町村教育委員会（27自治体）である。他には体育協会、競技団体、民間等があげられる。

（3）部活動の種目について

- ・地域部活動推進事業を実施している部活動の種目で最も多いのはソフトテニス（30自治体）である。以下、多い種目に野球（28自治体）、バスケットボール（27自治体）、サッカー、バレーボール、卓球（26自治体）が挙げられる。種目によって実施数に差があることがわかる。

（4）取組を進める上での課題について

- ・地域部活動推進事業を進める上で、特に指導者の確保、育成を課題としている都道府県が多いことがわかる（39県）。
- ・また、休日の部活動を地域に移行することのメリットについて生徒、保護者に伝わりにくいことや、受益者負担になることについて理解を得ることが課題として挙げられている（27県）。

3 合同部活動等の推進について

- ・ 合同部活動等の推進については12県が取り組んでいる。
- ・ 今回の調査時点では、所期の目的・予定に向けて取り組んでいると感じている都道府県が多くなっている（7県）。また、合同部活動の形態は同じ市町村内の学校間に距離がある学校での実施が多くなっている（7県）。
- ・ 取組を進める上での課題として、「移動方法、手段や年度による合同チームの編成等の課題」、「学校間に距離があるため、平日における合同での活動が困難」、「大会参加への課題」、「生徒数減少により、部活動によっては存続が難しい状況にある」などが挙げられる。

4 地方大会の合理化について

- ・ 地方大会の合理化について回答があるのは2都道府県である。その中で、市町村大会を廃止し、地区大会から実施するなどの合理化に取り組んでいる都道府県がある。また、取組を進めるためには全国大会の影響が大きく、各都道府県の取組を進めるためには全国大会の在り方についても検討を進める必要がある。

5 教師の兼職兼業について

- ・ 調査時点では、検討中としている都道府県が多く、勤務時間上限との整合性や勤務時間通算の考え方、兼職兼業の承認基準など、国の検討状況を注視する必要がある。

6 指導・運営に係る体制の構築について

（1）部活動指導員の任用状況

- ・ 指導員の任用状況については、平成30年度第3部会研究報告書によると、任用している都道府県が39県、任用を検討している都道府県が3県、任用していない都道府県が5県である。今回の調査によれば、46県が任用している。また、任用していない1県についても、市町村が任用して中学校に配置しており、都道府県は経費の助成をしていることから、部活動指導員の任用が全国的に定着していることがわかる。
- ・ 平成30年度調査時の人数を比較すると、指導員の数が大幅に増加している。このことから、部活動指導員の任用が定着し、人数の増加が望まれていることがうかがえる。
- ・ 職業別把握人数（2,235人）のうち、もっとも多く回答に挙げた（その他を除く）のは会社員であり、平成30年度調査から割合が大きく増

えている。

- ・また、教員経験者の人数は733人であり、全体の3割ほどが教育経験者という結果である。平成30年度調査は4割弱であることから教育経験者の割合は小さくなっている。

(2) 部活動指導員任用による効果及び課題

- ・指導員任用による効果については、専門的な指導、時間的な負担軽減、精神的な負担軽減につながったという回答を得ている。
- ・特に、指導員の任用が教員の負担軽減に効果があることは全ての都道府県において認められている。
- ・指導員の配置について一定の効果があることが認められることから、指導員の配置数をさらに増やすことが求められており、予算措置が課題として挙げられている(35県)。
- ・その一方で、多くの都道府県で人材の確保が課題として挙げられている(41県)。中には指導員の配置を増やしたい反面、人材が不足していることから配置を増やすことができないケースも生じている。
- ・部活動指導員を対象とした研修を行っている都道府県は平成30年度調査では33県であるが、今回の調査では43県と増加している。部活動指導員は教育経験者以外の任用が多く、研修の重要性が高まっているといえる。
- ・また、研修で取り扱っている内容は部活動全般に関する内容(29県)や指導力向上に関する内容(28県)が多くなっている。

7 適切な休養日・活動時間の設定について

- ・部活動休養日・活動時間の設定については、設定の有無、中高の設定方法など、平成30年度の調査時から大きな変化は見られなかった。
- ・このことについては、ガイドラインに準じて各都道府県で設定した休養日・活動時間について特に大きな課題はなく、適切に取り組んでいるものと考えられる。

8 大会の見直しについて

- ・部活動が参加する大会等の統廃合を呼びかけたり、精査したりするためには、現在、参加している大会・コンクール等を把握しておく必要があり、実際に把握しているのは42県に上り、平成30年度調査時の33県から増加をしている。
- ・大会等の統廃合の要請を行っているのは、29県であり、平成30年度の21県に比べ増加している。

- ・統廃合の要請先については、各校種の体育連盟である「中体連・高体連（２２県）」が最も多く、次いで「競技団体（９県）」、「体育協会（４県）」が挙げられている。また、検討委員会で大会等の見直しについて協議する都道府県がある。

◎今後に向けて

１ 部活動改革の取組について

- ・現時点では、取組を検討するための委員会の設置や分析を行っている都道府県が多く、多くの都道府県が部活動改革を進める上での準備段階にあることがわかった。
- ・各都道府県において部活動改革の方針を決定し、取組を進めていく必要がある。一方で、生徒・保護者からの理解を得るために、部活動改革の全国的な動きについて国からの積極的な情報発信を行うことが求められる。

２ 休日の部活動の段階的な地域移行について

- ・各都道府県において様々な運営主体、部活動の種目を決めて地域部活動推進事業を実施しているところであるが、どのような形態で行うのかについては地域の実態に大きく左右される。
- ・今後、事業を拡大していくためには、地域の実態に応じて事業の進め方を適切に決定する必要があるが、各都道府県で行っている取組の経験をそのまま別の地域に活かすことは困難であることが考えられる。
- ・このことから、円滑な取組の推進のためには事例の蓄積が必要であるといえる。
- ・そのためには、各都道府県での取組事例を積極的に共有し、有効な事例を参考にできる体制を構築することが効果的であると考えられる。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施することができず、所期の目的・予定に対して進んでいない都道府県も見られた。新型コロナウイルス感染症の拡大により地域間の進み具合に差が生じてしまうことが懸念される。
- ・地域部活動推進事業を進める上での課題として最も多く挙げられたのは「指導者の確保、育成」であり、これは部活動指導員の課題としても挙げられている。
- ・特に地方においては、地域部活動指導者と部活動指導員の両方の人材確保は難しいため、部活動指導員になり得る人材を地域部活動指導者として確保する仕組みづくりが必要である。
- ・次に多く挙げられたのは「財政面の負担、受益者負担への理解」である。

休日の部活動を地域に移行することのメリットについて生徒、保護者に伝わりにくいことや、受益者負担になることについて理解を得ることが課題であり、保護者への情報発信を積極的に行う必要がある。部活動の地域への段階的移行については全国的に行われるものであることから、国レベルでの積極的な情報発信が求められる。合わせて予算拡充のための国への要望を行う必要がある。

3 合同部活動等の推進について

- ・休日の部活動の段階的な地域移行に比べ、取り組んでいる都道府県が少ないことから、今後、取組を拡大していくことが求められる。
- ・合同部活動を進めるためには、大会の在り方の検討が不可欠であるが、都道府県レベルでの取組には限界があると考えられる。国レベルによる関係団体への働き掛けを期待するところである。

4 部活動指導員の効果的な活用について

- ・平成30年に行われた調査と比較すると、部活動指導員の人数は大幅に増加している。部活動指導員の任用が定着し、部活動指導員を配置することの有効性が認められ、人数の増加が望まれていることがうかがえる。このことから、さらなる予算措置の要望を国に対して行っていく必要がある。
- ・また、職業別内訳を調査したところ、会社員の割合が大きくなり、教育経験者の割合が小さくなっていることがわかった。
- ・今後、部活動指導員の人数を拡充するに当たり、さらに教育経験者の割合が小さくなることが予想される。このことから地域人材の任用に当たっては、人数の確保のみでなく、学校の教職員としての資質の確保も重要であることから、学校教育や部活動への理解を深める研修を充実させることが必要である。
- ・また、部活動指導員の運用については、部活動指導員単独での指導や引率を行う事例が増えてきている。これは教員の負担軽減を進めるためにも有効である。
- ・この取組を拡大するためにも教職員の意識改革や、人材の掘り起こしや学校とのマッチングを図る目的で指導者バンク等を設置するといった整備が求められる。

5 大会の見直しについて

- ・平成30年に行われた調査と比較すると、大会・コンクール等の把握や統廃合を要請している都道府県は増加している。

- ・部活動改革を進める上で、大会の見直しを行うことは有効な取組であるが、大会・コンクール等の開催数については、各都道府県または部活動によって違いがあることから、大会の統廃合について、都道府県レベルで協力要請したり、学校レベルで大会等の参加を精査したりすることには限界があると考えられる。
- ・適切な運動部活動の運営の下、部活動が活発に行われながら、教員の業務改善の推進を図るために、国レベルによる関係団体への働き掛けを期待するところである。

全国都道府県教育長協議会第3部会 令和3年度研究
「教職員の働き方改革の推進について」「部活動改革調査票」

都道府県番号	
都道府県名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

本研究では、各都道府県における部活動の適正な運営に関する現状や、教員の業務負担の軽減を踏まえた取組事例を調査、課題分析し、今後の施策・事業の検討や国への施策提案に結びつけたいと考えますので、調査への御協力をお願いします。

H30年度に部活動ガイドライン、部活動指導員等について調査を行っています。取組が始まって数年が経過し、再度調査することによって取組の効果を明らかにし、今後の国への要望等に活かしていきたいと考えています。

自由記述の項目が多くなっていますが、調査の後、回答内容は、似通ったカテゴリー別に分類・可視化（アフターコード化）する予定です。

なお、回答に当たっては、「都道府県教育委員会が主体として行っている」取組についてお答えください。

※都道府県教育委員会として、域内市区町村教育委員会を対象として取り組む施策を含みます。

また、基本的には、運動部・文化部の両方について記載願います。対象が「運動部のみ」の項目については、大項目に表示しています。

★回答入力上の注意★集計の都合上、行・列・セルの挿入・削除は行わないでください。（幅変更・非表示設定は差し支えありません。）

調査基準日：令和3年8月1日

I 部活動改革の取組について

1 部活動改革の取組について

(1) 部活動改革の取組についてお答えください。

※地域部活動推進事業については「2 スポーツ庁・文化庁の地域部活動推進事業について」で回答してください。

①取組の進捗状況について ※現状に一番近いものを記載してください。

ア 特に見通しが立っていない

イ 取組を検討するための委員会設置や分析を行っている

ウ 取組を行うための予算編成に向けた準備を行っている

エ 既に取組を実施している

回答欄	
-----	--

(設問1(1)①で「イ」と選択された場合は、以下②についてお答えください。)

②メンバー、開催回数等、検討内容等について具体的にお答えください。

--

(設問1(1)①で「ウ」、「エ」と選択された場合は、以下③についてお答えください。)

③取組の内容(予定も含む)について、具体的にお答えください。

--

2 スポーツ庁・文化庁の地域部活動推進事業について

(1) 地域部活動推進事業についてお答えください。

① 取組の有無について

- ア 取り組んでいる
イ 事業を活用せず独自で取り組んでいる
ウ 取り組んでいない

回答欄	
-----	--

(設問1(1)①で「ア」、「イ」と選択された場合は、以下②についてお答えください。)

② 取り組んでいる内容について、○を入れてください。

- ア 休日の部活動の段階的な地域移行
イ 合同部活動等の推進
ウ 地方大会の合理化

(設問1(1)②で「ア」を選択された場合は、以下(2)についてお答えください。)

(2) 休日の部活動の段階的な地域移行についてお答えください。

① 取組の進捗状況について ※現状に一番近いものを記載してください。

- ア 所期の目的・予定どおり進んでいる
イ 所期の目的・予定に向けて進んでいる
ウ どちらともいえない
エ 所期の目的・予定に対してあまり進んでいない
オ 所期の目的・予定に対して進んでいない

回答欄	
-----	--

② 取り組んでいる自治体数

	市区町村 / 全市区町村数	
--	---------------	--

③ 自治体ごとの取組について回答してください。 ※代表する取組を最大3自治体まで記載してください。

自治体1

- ・ 拠点校数 校
・ 自治体での具体的な取組について

例：競技名、運営主体とその他連携団体、兼職兼業の有無、運営会議のメンバー等

--

・ 自治体1での全体的な課題

--

自治体2

- ・ 拠点校数 校
・ 自治体での具体的な取組について

例：競技名、運営主体とその他連携団体、兼職兼業の有無、運営会議のメンバー等

--

・ 自治体2での全体的な課題

--

自治体 3

・拠点校数 校

・自治体での具体的な取組について

例：競技名、運営主体とその他連携団体、兼職兼業の有無、運営会議のメンバー等

--

・自治体 3 での全体的な課題

--

(設問1(1)②で「イ」を選択された場合は、以下(3)についてお答えください。)

(3) 合同部活動等の推進についてお答えください。

①取組の進捗状況について ※現状に一番近いものを記載ください。

ア 所期の目的・予定どおり進んでいる

イ 所期の目的・予定に向けて進んでいる

ウ どちらともいえない

エ 所期の目的・予定に対してあまり進んでいない

オ 所期の目的・予定に対して進んでいない

②合同部活動の形態について

ア 学校間が隣接しており、合同で取り組んでいる

イ 同じ市町村内で学校間に距離があるものの、合同で取り組んでいる

ウ 市町村を超えて合同で取り組んでいる

③具体的な取組について

例：学校数、競技、専門の指導者数、取組の説明、課題等

--

④地区中体連大会に出場した合同チームの形態について教えてください。

例：合同チーム数、複数校を何校で組んだか、競技、専門の指導者数

--

(設問1(1)②で「ウ」を選択された場合は、以下(4)についてお答えください。)

(4) 地方大会の合理化について、具体的な取組をお答えください。

--

(5) 学校単位の休日の段階的な地域移行に向けて、兼職兼業についてどのように考えているかお答えください。

--

Ⅱ 適切な運営のための体制整備

1 指導・運営に係る体制の構築について

《部活動指導員について》

(1) 今年度、部活動指導員を任用していますか。

※部活動指導員の職務、任用等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」に示されています。

ア 任用している（予定含む）

回答欄	
-----	--

イ 任用していない

（設問(1)で「ア 任用している（予定含む）」と選択された場合は、以下①～⑤についてお答えください。）
人数は実際に配置している人数をお答えください。

① 任用している人数（予定含む）（都道府県立・市区町村立） ※把握していない箇所については「－」と記載ください。

組合立学校→都道府県立・市区町村立に含む

中等教育学校（前期課程）→中学校に含む 中等教育学校（後期課程）→高等学校に含む

校 種	(1)運動部	(1)の内 国費活用	(2)文化部	(2)の内 国費活用
a 中学校（都道府県立）	人	人	人	人
b 中学校（市区町村立）	人	人	人	人
c 高等学校（都道府県立）	人	人	人	人
d 高等学校（市区町村立）	人	人	人	人
e その他（ ）	人	人	人	人

② 私立学校についての部活動指導員任用状況について、把握していますか。

ア 把握している

回答欄	
-----	--

イ 把握していない

（設問(1)②で「ア 把握している」と選択された場合は、以下についてお答えください。）

任用している人数（予定含む）（私立学校） ※一部把握していない箇所については「－」と記載ください。

校 種	(1)運動部	(1)の内 国費活用	(2)文化部	(2)の内 国費活用
a 中学校	人	人	人	人
b 高等学校	人	人	人	人
c その他（ ）	人	人	人	人

③ 任用している部活動指導員の主な職業等（本業）を以下の選択肢からお選びください。

（私立学校任用数除く）

※一部把握していない箇所については「－」と記載ください。

該当する番号の左側に○をつけ、それぞれ右側に人数を記入ください。

1 会社員	人	2 自営業	人	3 団体職員	人	} うち教員経験者数 人
4 学生	人	5 主夫・主婦	人	6 パート・アルバイト	人	
7 無職	人	8 その他	人（ ）			

④ 部活動指導員を対象とした研修等（都道府県教育委員会主催）の実施（予定含む）

回

⑤ 研修等の内容を具体的にお答えください。

（設問(1)で「イ 任用していない」と選択された場合は、任用しない理由について具体的にお答えください。）

(2) 今後、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するために必要だと思うことを具体的にお答えください。

--

(3) 部活動指導員を任用し、学校に配置した都道府県は、制度が始まってから現在までの効果、課題について具体的にお答えください。

また、教員の負担軽減について把握している場合は、配置した部活動について、部活顧問の教員の指導時間数の変化(教員一人当たり)をお答えください。

<効果>

--

<課題>

--

<教員の負担軽減> ※把握している場合

部活動指導員の配置による教員一人当たりの勤務時間数の変化(当該部活動を担当する教員の勤務時間数)

① 中学校

配置前		時間(月平均)
配置後		時間(月平均)

② 高等学校

配置前		時間(月平均)
配置後		時間(月平均)

《担当教員(顧問)について》

(4) 部活動の担当教員(顧問)を対象とした研修会等(都道府県教育委員会主催)を実施(予定)していますか。

ア 実施(予定)している

イ 実施(予定)していない

回答欄	
-----	--

(設問(4)で「ア 実施(予定)している」と選択された場合は、研修内容についてお答えください。)

① 研修会名 :

② 対象者 :

③ 時間 :

④ 講師 :

⑤ 研修会の主な内容

--

⑥ これまでに研修会を実施したことがある場合、効果・課題について具体的にお答えください。

<効果>

--

<課題>

--

《管理職について》

(5) 部活動の運営の適正化に向けた管理職対象の研修会(都道府県教育委員会主催)を実施(予定)していますか。

ア 実施(予定)している

イ 実施(予定)していない

回答欄	
-----	--

(設問(5)で「ア 実施(予定)している」と選択された場合は、研修内容についてお答えください。)

① 研修会名 :

② 対象者 :

③ 時間 :

④ 講師 :

⑤ 研修会の主な内容

--

Ⅲ 適切な休養日等の設定

1 休養日の設定について

(1) 都道府県教育委員会は、学期中(長期休業中は除く)の部活動の休養日を設定していますか。

- ア 設定している
イ 設定していない

回答欄

(設問(1)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①、②についてお答えください。)

① 設定する主な理由について(例:教職員・児童生徒の負担軽減、健康維持・ケガの防止等)

② 中学校と高等学校の設定方法について

- ア 中学校と高等学校は同じ設定
イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄

(設問(1)②で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下③、④についてお答えください。)

③ 週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

④ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

(設問(1)②で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑤、⑥についてお答えください。)

⑤ 中学校

週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

高等学校

週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

⑥ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

(2) 都道府県教育委員会は、長期休業中の部活動休養日を設定していますか。

- ア 設定している
イ 設定していない

回答欄

(設問(2)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①～③についてお答えください。)

① 長期休業中の休養日の設定について、該当するものを下記から選択ください。(複数回答可)

- ☐ 学期中に準じた設定をしている
☐ 学期中と異なる設定をしている
☐ ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けている

② 設定する主な理由について(例:教職員・児童生徒の負担軽減、健康維持・ケガの防止等)

③ 中学校と高等学校の設定方法について

- ア 中学校と高等学校は同じ設定
イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄

(設問(2)③で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下④、⑤についてお答えください。)

④ 週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

⑤ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

(設問(2)③で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑥、⑦についてお答えください。)

⑥ 中学校

週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

高等学校

週 日 (内訳: 平日 日 休日 日 その他)

⑦ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

--

2 活動時間の設定について

(1) 都道府県教育委員会は、部活動の活動時間を設定していますか。

ア 設定している

イ 設定していない

回答欄	
-----	--

(設問(1)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①、②についてお答えください。)

① 設定する主な理由について

--

② 中学校と高等学校の設定方法について

ア 中学校と高等学校は同じ設定

イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄	
-----	--

(設問(1)②で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下③、④についてお答えください。)

③ 平日 時間程度 休日 時間程度 その他

④ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

--

(設問(1)②で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑤、⑥についてお答えください。)

⑤ 中学校

平日 時間程度 休日 時間程度 その他

高等学校

平日 時間程度 休日 時間程度 その他

⑥ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

--

(設問(1)で「イ 設定していない」と選択された場合は、以下⑦についてお答えください。)

⑦ 設定しない主な理由について

--

IV 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 都道府県教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の概要を把握していますか。

- ア はい（下記 a ～ c で当てはまるものを全て○を入れてください）
イ いいえ
ウ 今後、把握する予定

回答欄	
-----	--

	a 中体連・中文連、高体連・高文連が主催する大会・コンクール等の概要
	b 都道府県の競技団体、文化芸術団体が主催する大会・コンクール等の概要
	c その他()

(2) 都道府県教育委員会は、生徒や部活動の担当教員（顧問）の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請していますか。

- ア はい
イ いいえ

回答欄	
-----	--

（設問(2)で「ア はい」と選択された場合は、具体的な要請先をお答えください。）

--

(3) 都道府県教育委員会は、学校の部活動が参加する大会数の上限となる目安等を定めていますか。

- ア はい
イ いいえ

回答欄	
-----	--

（設問(3)で「ア はい」と選択された場合は、目安等について具体例をお答えください。）

--

〈以上になります。ご協力ありがとうございました。〉

3 全国都道府県教育長協議会第3部会構成員名簿

山形県教育委員会教育長	菅 間 裕 晃
福島県教育委員会教育長	鈴木 淳 一
山梨県教育委員会教育長 (研究担当)	三 井 孝 夫
静岡県教育委員会教育長 (主査)	木 苗 直 秀
福井県教育委員会教育長	豊 北 欽 一
三重県教育委員会教育長	木 平 芳 定
奈良県教育委員会教育長	吉 田 育 弘
広島県教育委員会教育長	平 川 理 恵
徳島県教育委員会教育長	榑 浩 一
福岡県教育委員会教育長	吉 田 法 稔
佐賀県教育委員会教育長 (研究担当)	落 合 裕 二